『御殿場市の地域防災力を考える！』

～知を知り、危険を知り、我を知り、大切な命と生活を守る ～

御殿場市危機管理補佐監

主　要　略　歴

御殿場市役所　危機管理補佐監

杉　本　嘉　章（すぎもと　よしあき）　（S36（1961）．5．12生　63才）

◆　プロフィール

静岡県御殿場市出身（神山小・富士岡中・神奈川県立湘南高校・日本大学（文理学部））

昭和52年　陸上自衛隊少年工科学校入校

平成　5年　第6戦車大隊第2中隊長（宮城）　平成7年　(株)アサヒビール研修

平成14年　第12偵察隊長（群馬）　※新潟県中越地震（H16）

平成17年　イラク復興業務支援隊作戦幕僚（サマワ）　平成18年 統合幕僚学校学生（東京）

平成19年　新潟県中越沖地震現地調整連絡幹部(新潟)　※新潟県中越沖地震（H19）

平成20年　第71戦車連隊長（北海道）※ 有珠山地域担当（H20）、北海道胆振東部地震（H30）

平成22年　自衛隊高知地方協力本部長（高知）　※東日本大震災（H23）

平成24年　陸上自衛隊幹部学校主任教官（東京）

平成25年　東部方面総監部総務部長(東京)※伊豆大島豪雨災害（H25）、御嶽山噴火（H26）

平成27年　西部方面混成団長 兼 相浦駐屯地司令（長崎）　※熊本地震（H28）

平成29年　陸将補　早期退職

平成29年4月 御殿場市役所入庁　危機管理課長　　平成30年 危機管理監（部長級）

令和　4年4月 現　職　　※令和元年台風19号（R1）、熱海市伊豆山土石流災害（R3）

平成17年　東京都北区立岩淵小学校PTA会長　　平成19年東京都立飛鳥高校PTA副会長

平成24年　高知県観光特使　　平成29年　長崎県観光特使　御殿場市国際交流協会会員

令和 元年　市民大学・シニア大学・御殿場看護学校講師(災害・国際看護学)、各種セミナー講師

令和　6年　台湾全国防災教育従事者ステップアップ対策国際実務研修講師

◆ 主要勤務歴・勤務地

⑪ イラク復興業務支援隊(H17.1～7)

☀台湾全国防災教育者国際実務研修（R6）

⑧⑩⑫ 陸上幕僚監部(H10、H15)

⑮ 第71戦車連隊長(H20)

⑤ 第6戦車大隊(S62)

⑭ 第12旅団司令部(H18)

⑬ 統合幕僚学校一般課程(H17)

⑨ 第12偵察隊(H14)

④ 幹部候補生学校(S61)

⑥ 幹部学校指揮幕僚課程(H6)
⑰ 幹部学校主任教官(H24)
⑱ 東部方面総監部総務部長(H25)

◉雲南市

① 少年工科学校(S52)

②⑦ 富士学校(H8)

⑲ 西部方面混成団長（H27）

③ 第1戦車大隊(S56)

⑯ 自衛隊高知地方協力本部(H22)

短期国外訓練・研修
米国・中国・韓国

地図を観ると災害が見えてくる！

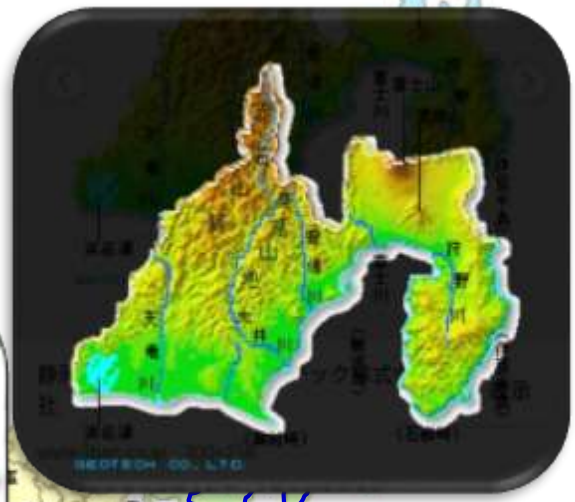

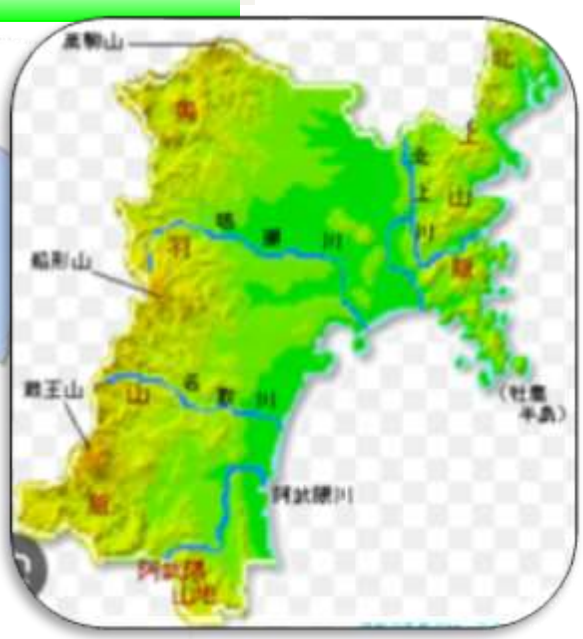

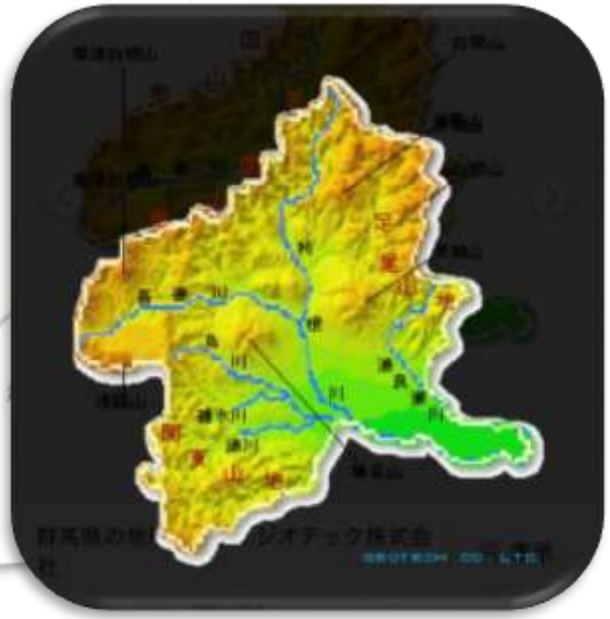

災害から大切な命を守る！

地を知り、危険を知り、我を知る

～ 静的地形・動的気象 ～

地形×気象＝災害

災害×人・物×時間×運＝被害

⇒ いかに被害を防止・軽減するか

事前研究・情 報・即 応

説　明　項　目

Ⅰ　御殿場市の災害「特性と対応」

◆ 災害上の特性

◆ 災害への対応（地域防災計画）

Ⅱ　各種災害への特性と対応

Ⅲ　避難所の開設・運営の考え方

災害上の特性

霊峰富士の裾野に広がる御殿場市

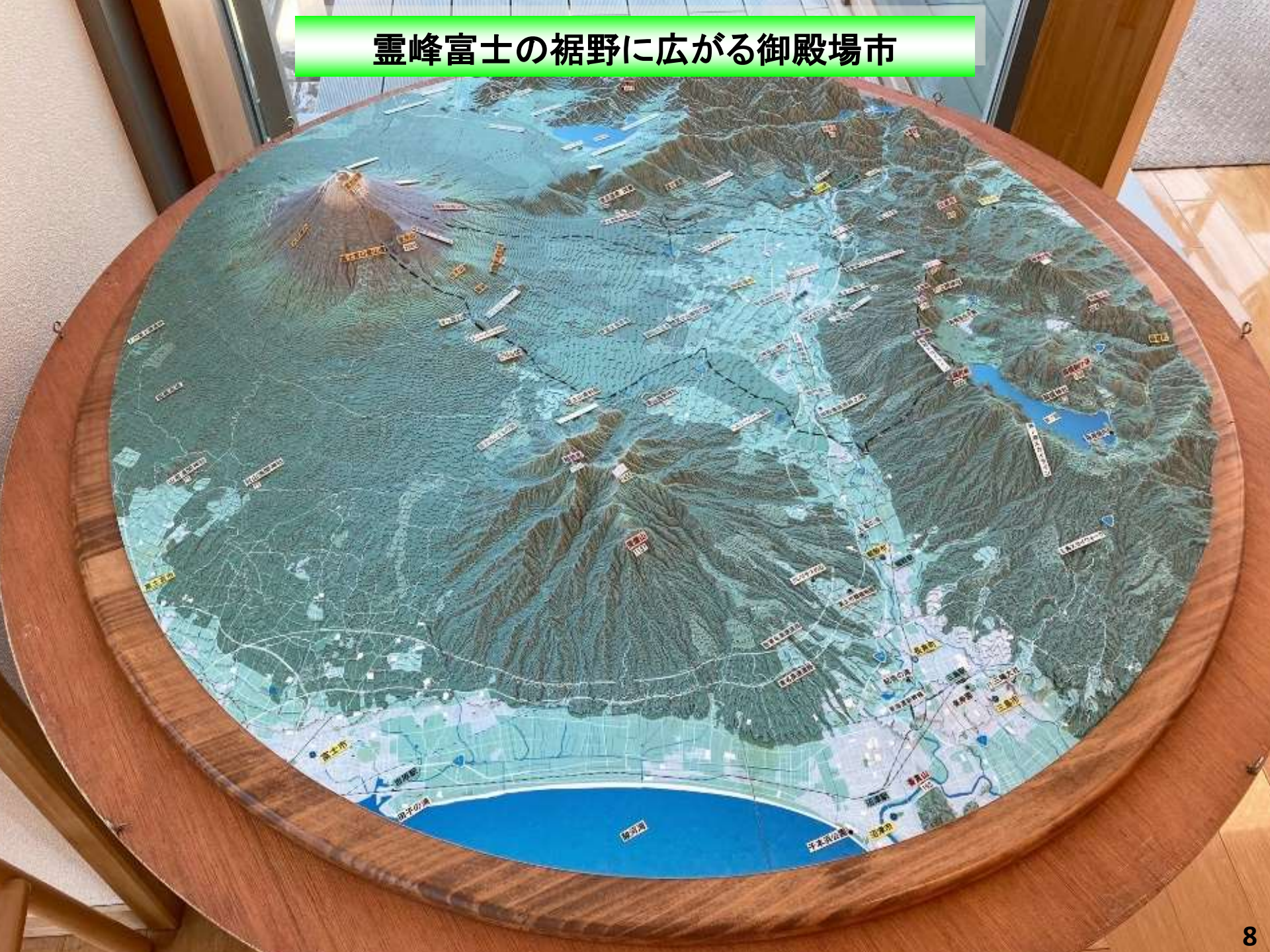

地形が風向に及ぼす影響

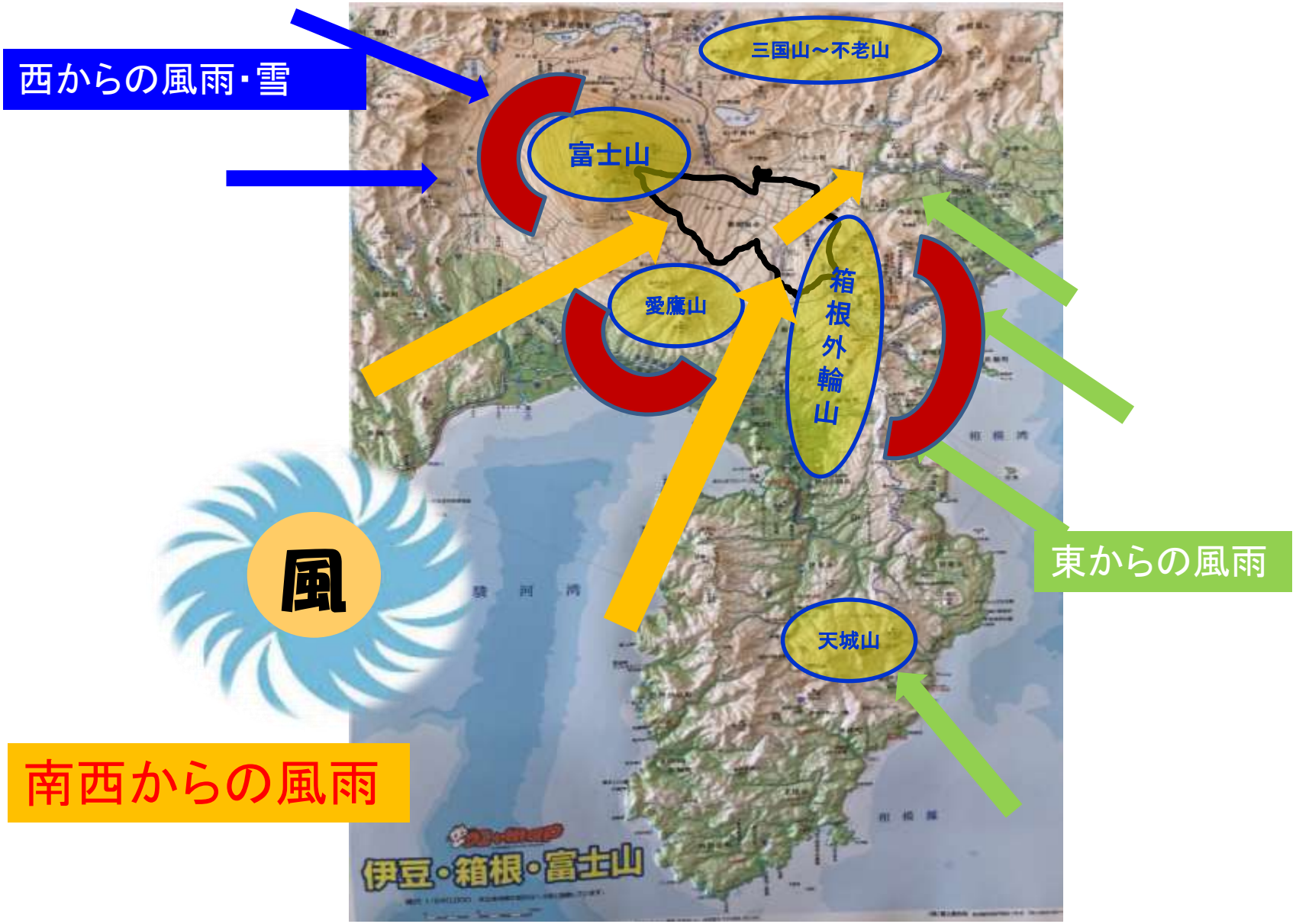

台風8号の影響（令和5年8月13日15:46）⇒ 箱根外輪山が盾に！

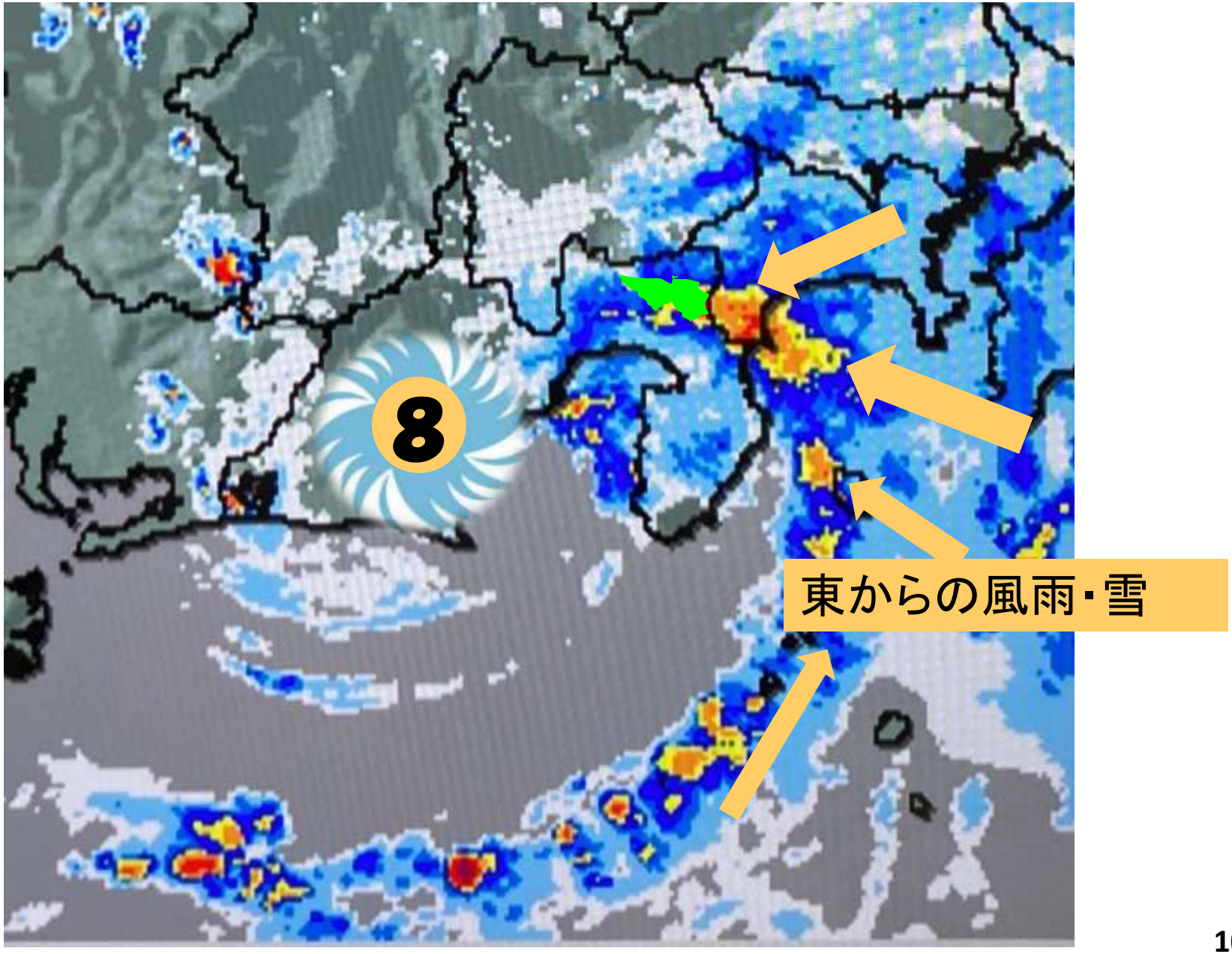

地形が風向に及ぼす影響

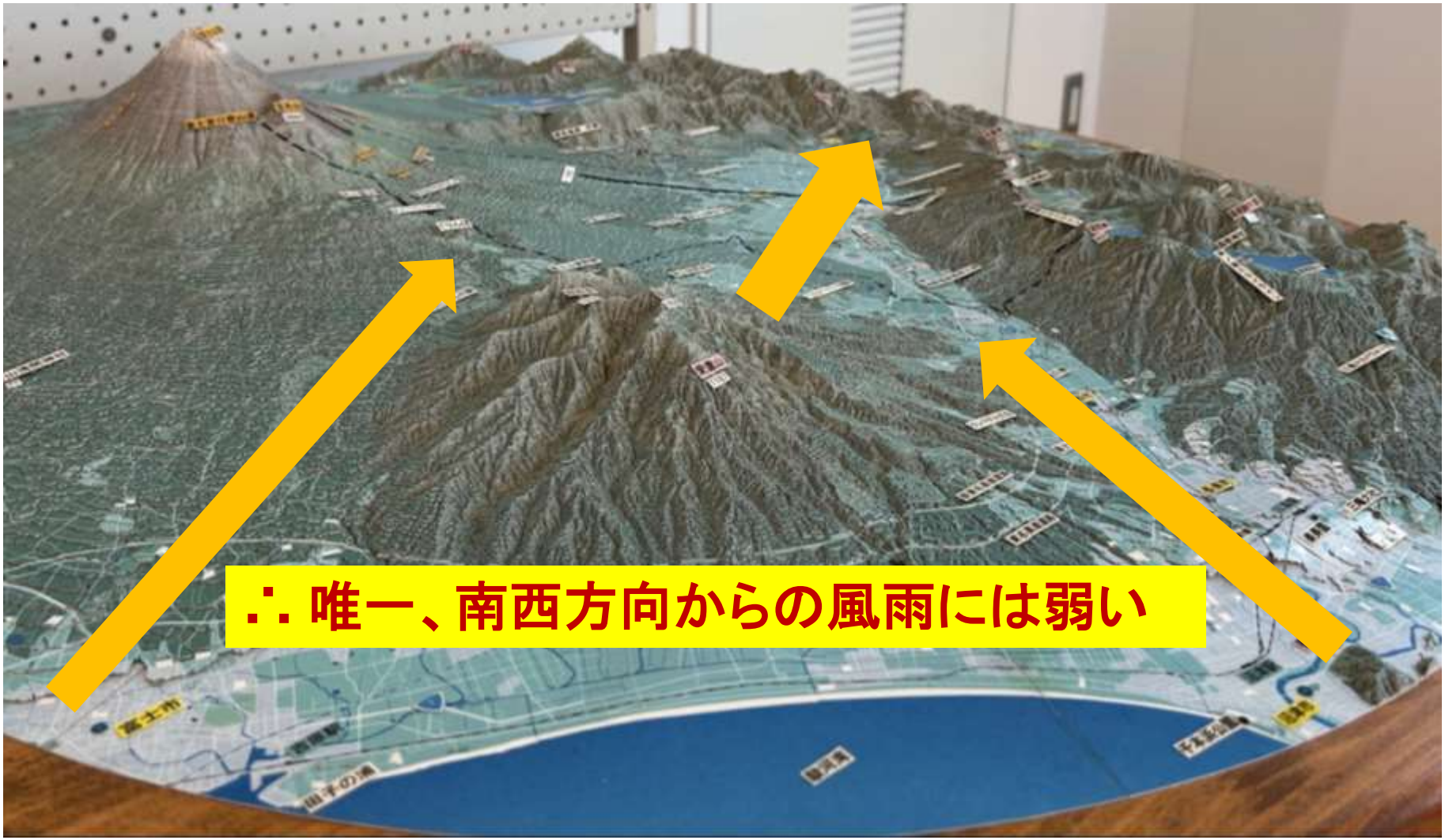

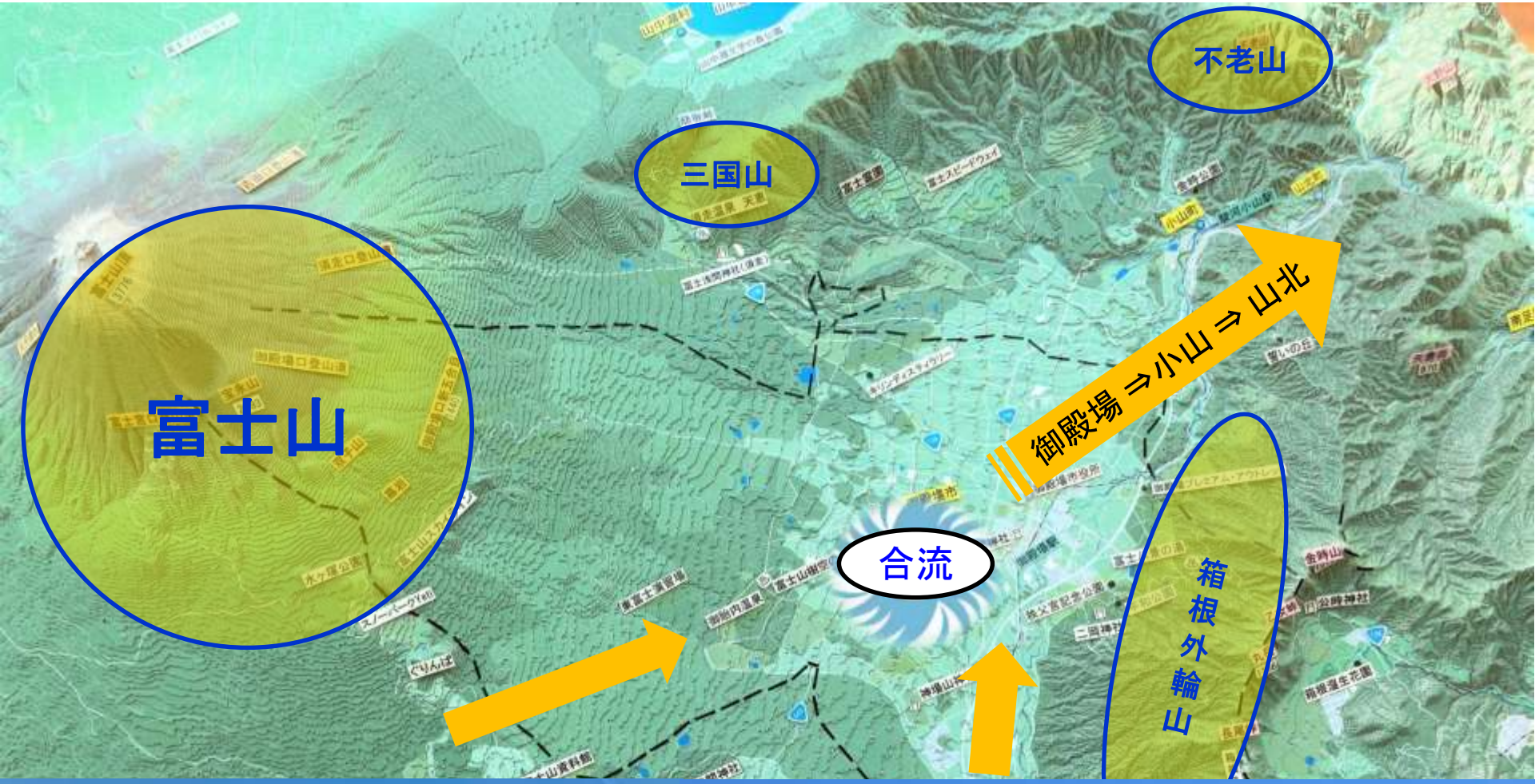
不老山
三国山
富士山
御殿場 ⇒ 小山 ⇒ 山北
合流
箱根外輪山

西風の道（須山街道）
富士山
愛鷹山

東風の道（旧246号）
箱根外輪山

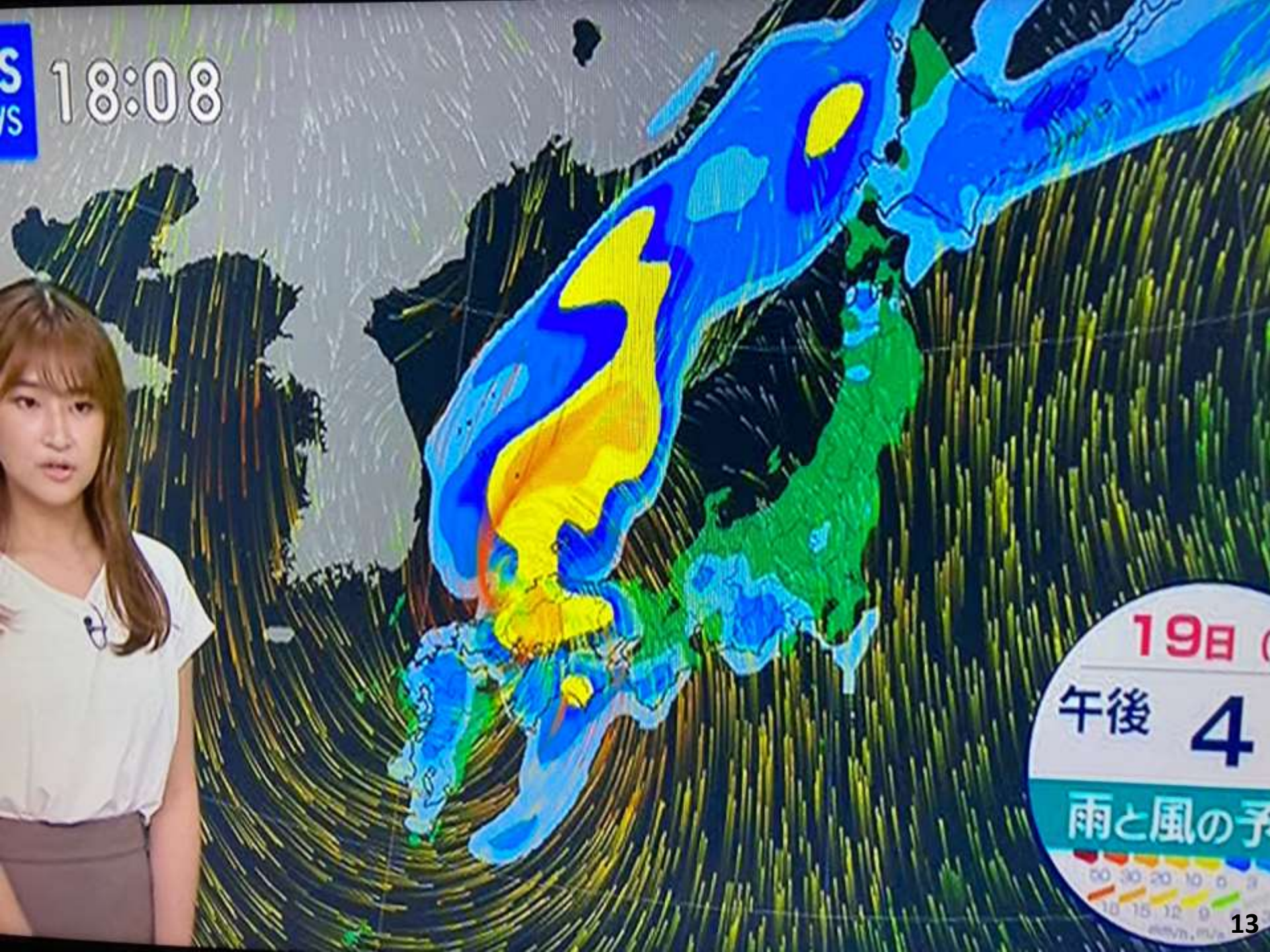
18:08
19日
午後 4
雨と風の予

熱帯低気圧の影響（7/26 09:30）⇒『土砂災害警戒情報』発 15:30

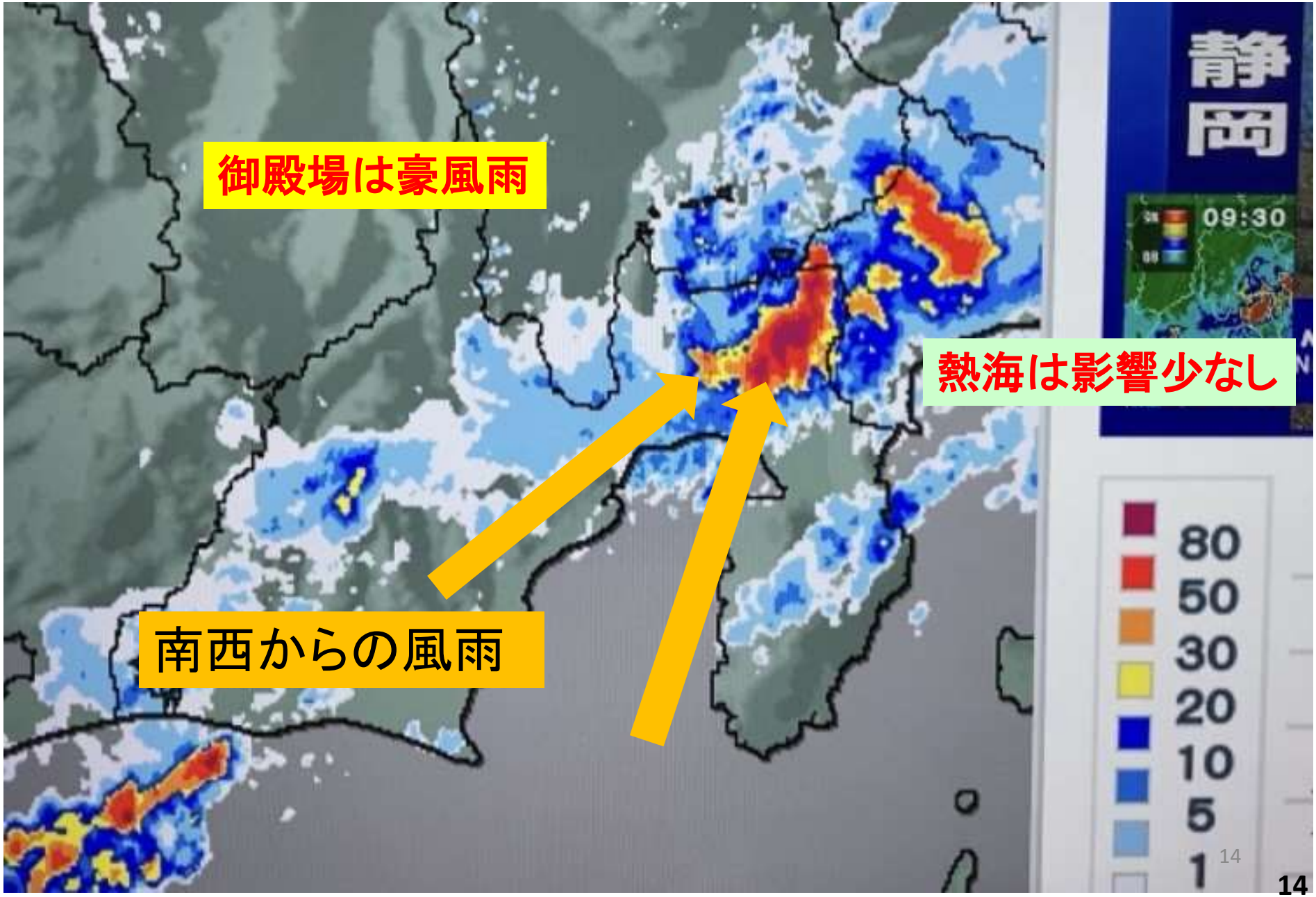

御殿場市の地形的特性（分水嶺）

主要地区標高・河川の流れ

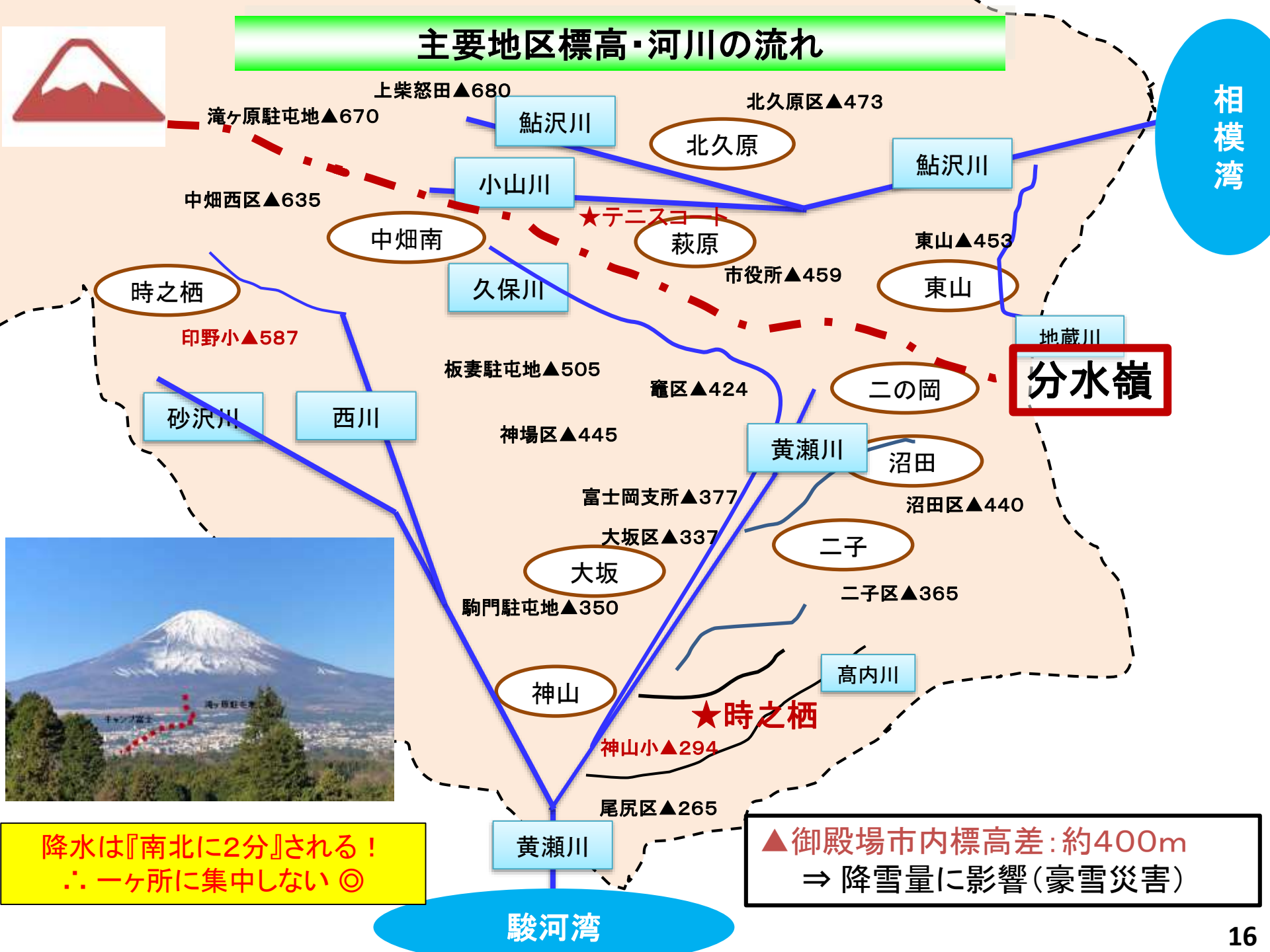

降水は『南北に2分』される！
∴ 一ヶ所に集中しない ◎

▲御殿場市内標高差：約400m
⇒ 降雪量に影響（豪雪災害）

御殿場市の防災上の特性『ハンドサイン』

24km

14km

三国山～不老山

治山治水
東富士ダム

分水嶺

六郎川調整池

合

御殿場 ⇒ 駿河小山

相模湾

鮎沢川

土砂災害警戒区域（五十一ヶ所）
★ 東山区
★ 二の岡
★ 沼田区
★ 萩蕪区
★ 中山上区
★ 二子区
★ 中山下区
★ 大坂区
★ 神山区
★ 高内区
★ 尾尻区

箱根外輪山

西風の道（須山街道）

愛鷹山

東風の道（旧246号））

黄瀬川

駿河湾

☆御殿場市の強み・弱み

1 活火山・富士山（316年噴火無し）
2 市内中央部を走る「分水嶺」
3 箱根山西麓「土砂災害危険区域」
4 治山治水「東富士ダム・六郎川ダム」
5 見えない風の道（東風・西風⇒合流）

御殿場市域における主な災害

出典：御殿場市地域防災計画「資料の巻」

台風：6件　集中豪雨：1件　低気圧：1件　大雪：1件　地震：3件

災害発生日	種 別	概 要
昭和41年9月24～25日	台風	台風第24号と26号が日本列島を縦断 御殿場市の被害は**負傷者2人**、**住家全壊6戸**、**半壊382戸**、**床下浸水多数**、罹災世帯2,231世帯、罹災者11,155人、被害総額6億9,109万円 御殿場市にはじめて「災害救助法」適用
昭和47年7月12日	集中豪雨	静岡県東部に集中豪雨 御殿場市では**床上・床下浸水138世帯**、田畑の流出・冠水等672ha、被害総額2億5,393万円
昭和54年10月19日	台風	台風第20号による御殿場市の被害は、**住宅全壊10戸**、**半壊4戸**、**流失1戸**、**床上浸水42戸**、**床下浸水810戸**、損害額23億394万円、総雨量300mm
昭和57年8月1日	台風	台風第10号による御殿場市の被害は、**住家半壊5戸**、**一部破損1戸**、**床上浸水21戸**、**床下浸水107戸**、損害総額18億530万円、総雨量555mm
平成16年12月5日	急速に発達した低気圧	急速に発達した低気圧の影響で御殿場市塚原地先にて**家屋が倒壊**、**負傷者3名** （平成16年の台風上陸個数は、気象庁の統計開始以来の記録（6個）を大きく更新し10個を記録）
平成19年9月6日	**台風**	台風第9号による御殿場市の被害は**床上浸水13戸**、**床下浸水31戸**、特に富士岡地区は**黄瀬川の氾濫**により、甚大なる被害を受ける。被害総額3億4千百万円、総雨量631mm
平成22年9月8日	**台風**	台風第9号による御殿場市の被害は**床上浸水1戸**、**床下浸水10戸**、**道路等被害22か所、農地等被害174カ所などの被害**を受ける。被害総額約1億3千万円、降水量10時間で218mm
平成23年9月21日	**台風**	台風第15号による御殿場市の被害は、**負傷者4名**、**床下浸水や屋根・窓の損壊11件**、**倒木による道路障害74か所以上**、農地等被害16カ所、停電1,100戸などの被害を受ける。被害総額約5,700万円 1時間あたりの最大降水量63mm、最大瞬間風速45.9m
平成26年2月14日	**大雪**	低気圧接近に伴い大雪警報が発令され、御殿場消防署管内の**積雪量が85cm**となった。東名高速道路をはじめ市内主要幹線で交通規制が行われ、公共交通機関も運休となった。 御殿場市では**軽症者16名**、**住家の一部破損**や**ビニールハウスの倒壊等の被害が多数発生**

御殿場市域における主な災害

災害発生日	種 別	概 要
平成30年９月30日	台 風 24号	台風第24号による被害は、全国死者５名・負傷者227名・行方不明者２名（御殿場人的被害無し）、**停電1,300世帯、屋根・壁・シャッター損傷８９件、倒木53ヶ所、土砂崩れ１ヶ所）**など特に強風による物的被害を多数受ける。
令和元年10月12日	台 風 19号	台風第19号による御殿場市の被害は、**死者１名、負傷者１名、床上浸水６戸、床下浸水3戸、屋根や窓等の損壊31戸、農地等被害12箇所、市道陥没等の道路被害4箇所、河川護岸崩落等の被害4箇所、林道等の被害21箇所、東山旧岸邸、乙女3号井源泉施設、青少年広場の損傷、県指定天然記念物「東山のサイカチ」の損壊**などの被害を受ける。被害総額約8,700万円　総雨量558mm

大雪：H26.2.14 豪雪被害

台風24号：H30.9.30 暴風被害

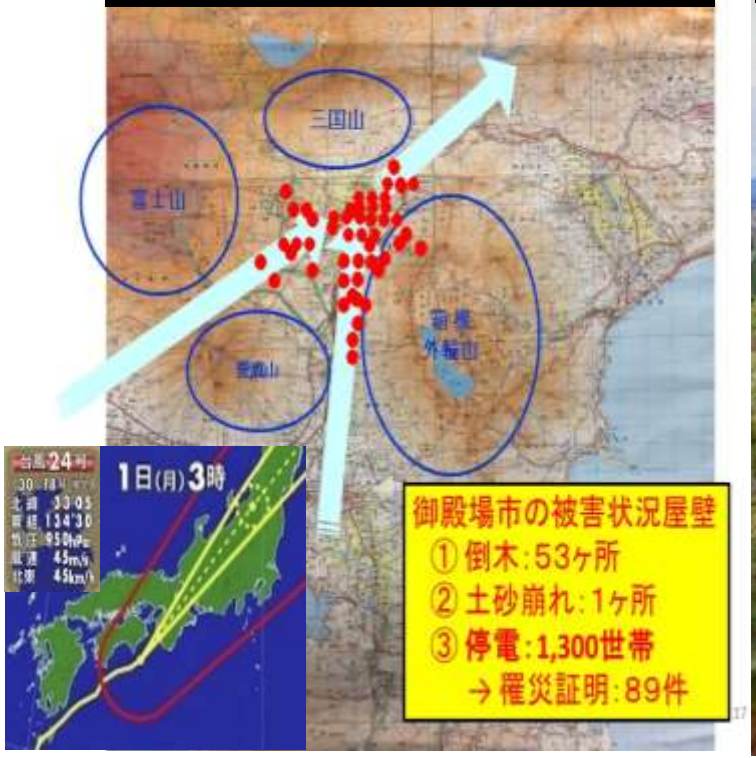

台風19号：R1.10.12 大雨被害

災害への対応

地域防災力協力法（第2条）

「地域防災力」とは、住民一人ひとりが自ら行う防災活動たる「自助」、自主防災組織や消防団等による「共助」、国・地方自治体、その他の公共機関による「公助」を含めた総合的な地域の防災体制・能力

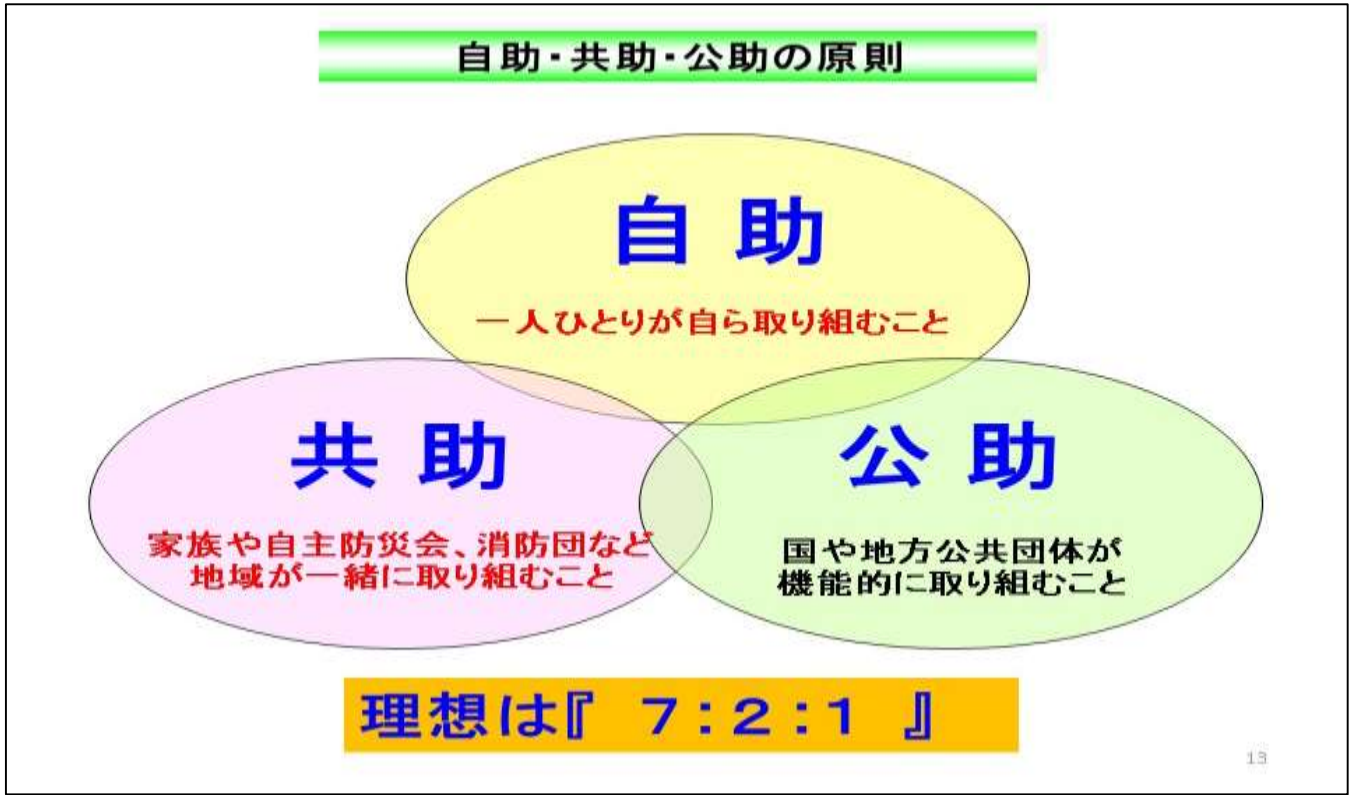

自助・共助・公助の総合的な地域防災力

レベル

国

県

市

地域

家庭

【公助】

火山噴火対策（協議会による検討）

防災基本計画の見直し

道路（迂回路）の整備・新設

地域防災計画の策定
防災対策・マニュアルの整備
防災無線設備の拡充

道路・港湾・拡幅、整備等

防災倉庫・防災拠点の整備

避難所・救護所の開設・運営

災害ボランティア本部の開設

防災教育（出前講座）・防災訓練の徹底

地誌データの収集・整備

【共助】

⑧ 地域の絆の強化

⑨ 自主防災会の強化（地域は皆で守る「共助」）

⑦ 防災（避難）訓練（避難場所、経路・所要時間の確認等）

⑥ 防災教育（ハザードマップ、地震・火山噴火の知識）

【自助】

⑤ 家族防災会議：自らの命を守る。「自助」

② 耐震・耐火対策

④ 緊急食糧の備蓄

① 非常用持出品の準備

③ 安全の確保（家具の固定）

防災能力の向上が不可欠
↓
県・自治体・学校・地域・家庭の
連携と意思疎通

日　月　年　時間

災害対応は「行政の責任」

◆ 行政の統制の下、消防、警察、自衛隊、自主防災会及びインフラ等関係機関がそれぞれの特性や能力を最大限に発揮して対応

◆ 災害発生に際して、速やかに初動体制を確立するとともに、人命救助、行方不明者の捜索、避難所・救護所の開設及びライフラインの途絶に伴う給水・給食支援・仮設トイレの設置の民生支援等災害時応急対策を優先に対応　　→※災害時業務予定表

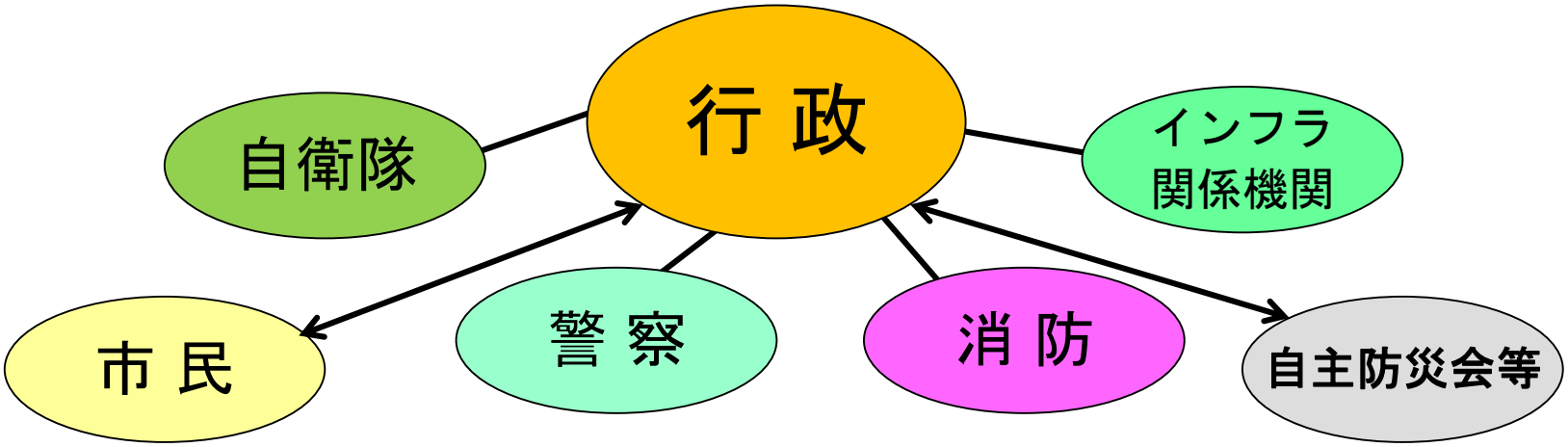

震災における災害対策本部の活動

段階区分	予防	第I期	第II期	第III期	第IV期
		即時対応期	応急対応期	本格対応期	復旧・復興期
		（発災当日）	（１～３日程度）	（３日～１W）	（１W～数年）
状況	★ 前震	★ 地震発生 被害状況の判明／避難所運営 ★ ライフライン（電気・水道・ガス・電話・交通等）寸断　★火 災　★津 波　// 富士山噴火			
災害対応	防災教育 防災訓練 防災会議 ・ 非常時の備え	◆ 自助（先ずは自分自身で身を守る！） ◆ 共助（地域の人々がお互いに助け合う！） ◆ 公助（行政を中心とした様々な対応、大規模災害では行政機関も被災） 緊急対策（救命・救出） 応急対策（ライフライン復旧） 復旧・復興対策　（社会基盤の再建）			
災害対策本部の行動	規則整備 本部付班 図上訓練 総合訓練	◆市役所職員参集 ●避難所・救護所の設置・運営 ①情報活動　②本部員会議開催（災害応急対策）　③災害広報 ★ 災害対策本部（支部）設置 ④県への報告等			
活動内容	防災訓練 ・ 待機任務	● 初動体制確立 ● 人命の救助 ● 避難所の開設	● 避難所の運営 ● 行方不明者捜索 ● ２次被害防止	● 被災者生活支援 ● 復旧支援等 仮設住宅建設	●ライフラインの復旧 ● 生活再建

御殿場市災害対策本部組織図

意思決定機能

本部　室

本部員会議

本部長

副本部長

危機管理監

災害対策本部員

① 教育長
② 企画部長
③ 総務部長
④ 市民部長
⑤ 健康福祉部長
⑥ 環境部長
⑦ 産業スポーツ部長
⑧ 都市建設部長
⑨ 教育部長
⑩ 会計管理者
⑪ 議会事務局長
⑫ 広域行政組合事務局長
⑬ 域行政組合消防長

補佐機能

総括班（危機管理課）

本部室付班

① 総括班長（危機管理課長）
② 秘書班長（秘書課長）
③ 対応班長（企画課長）
④ 動員班長（人事班長）
⑤ 財務班長（財務課長）
⑥ 情報班長（総務課長）
⑦ 広報班長（魅力発信班長）
⑧ 避難所支援班（未来プ課長）
⑨ 救援物資班（農政課長）

執行機能

支部（対策会議）

① 企画部（秘・魅課）
② 総務部（総・人課）
③ 市民部
④ 健康福祉部
⑤ 環境部（環・リ・上課）
⑥ 産業スポーツ部
⑦ 都市建設部（道・管課）
⑧ 会計部
⑨ 教育部（教総課）
⑩ 議会部
⑪ 広域行政部
⑫ 支　部
⑬ 非常備消防部
⑭ 常備消防部（警防課）

警防本部（御殿場市・小山町広域行政組合消防本部及び消防署）

御殿場市災害対策本部・支部（区）会議

本部員会議

主要な災害応急対策

捜索・救助

患者空輸

物資輸送

消火活動

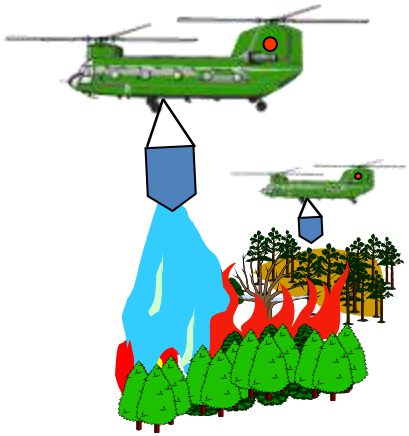

避難所の開設

災害対策本部

ライフライン復旧活動

救護所の開設

災害ボランティア本部

入浴支援

給水・給食支援

災害対応（平時～災害時）の流れ

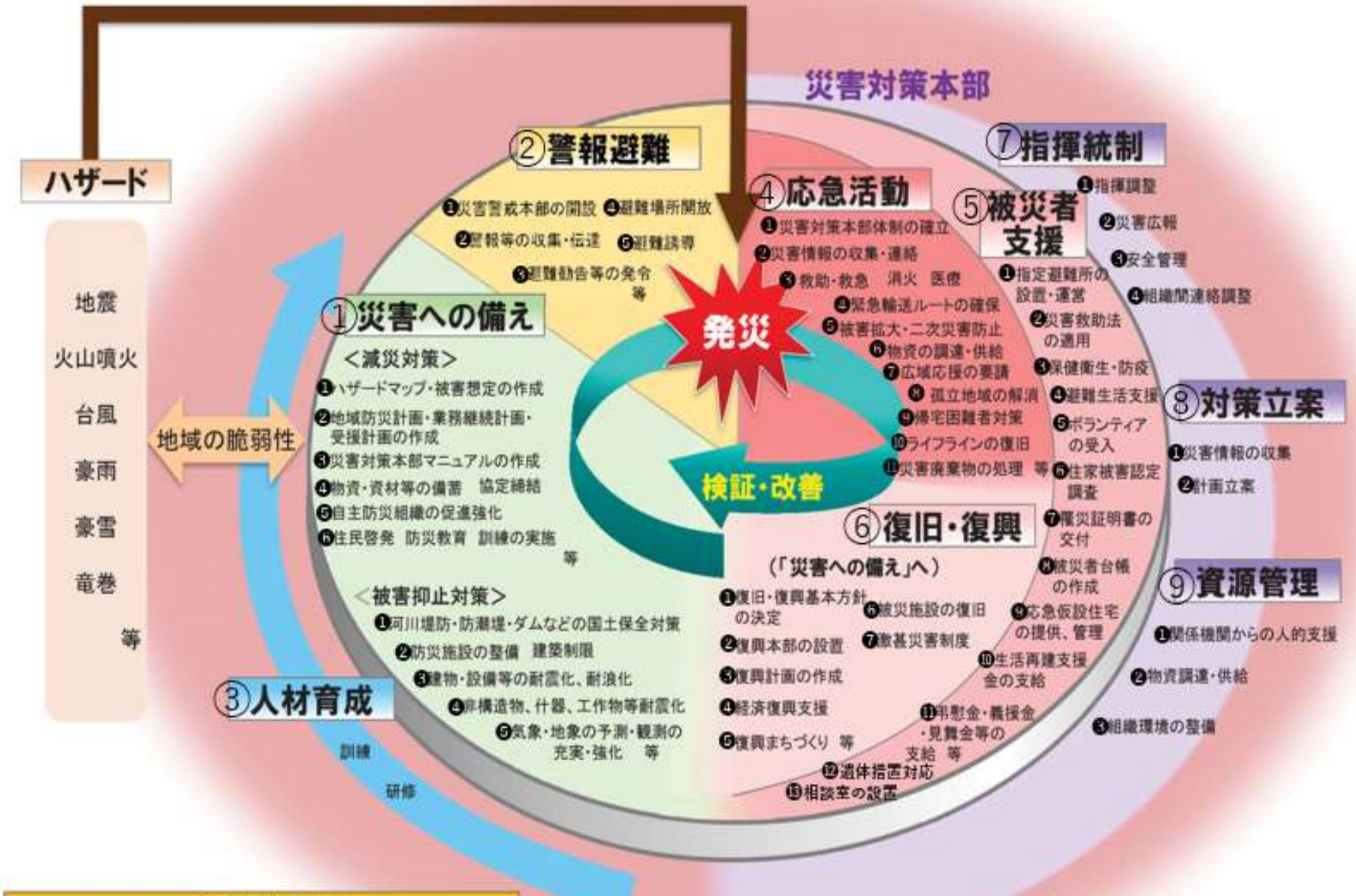

災害対応の原則		
・準備したものでなければ機能しない、事前の備えが不可欠	・避難勧告等の発令は、「空振り」を恐れず、判断基準に基づき発令すべき	・最悪の事態を想定して、疑わしきときは行動せよ

災害対策本部の組織と執るべき災害応急対策

全部・要員が一丸となって災害応急対策＝住民の生命、身体、財産の保護を遂行する！！

自治体の責務

住民の生命、身体及び財産の災害からの保護

災害対策本部

- 本部長
- 副本部長
- 本部員（各部局長）
- 本部要員
  - ○参謀として本部長の意思決定を補佐
  - ○実行部隊として、本部決定事項を執行

各部長の立場

本部室付班

- 企画部
- 総務部
- 市民部
- 健康福祉部
- 環境部
- 産業スポーツ部
- 都市建設部
- 会計部
- 教育部
- 議会部
- 広域行政部
- 支部
- 非常備消防部
- 常備消防部

実施すべき業務

執るべき災害応急対策

- ◎ 発災当日の被害状況
- ①救護所の開設・運営状況
- **②避難所の開設・運営状況**
- ③応急危険度判定実施状況
- ④備蓄物資の配分状況
- ⑤ライフラインの復旧状況
- ⑥観光客への対応
- ⑦遺体収容所の開設・運営状況
- ⑧災害ボランティア本部開設支援
- ⑨農林業施設の被害及び復旧状況
- ⑩安全情報の収集に関する状況
- ⑪市民広報及び報道対応状況
- ⑫職員の被害状況及び再編成
- ⑬本部施設の被害・復旧状況
- ⑭公用車の集中管理（配車）状況

・情報収集・提供・伝達
・報告・要請・連絡・調整
・要請・要求・相談への対応

- 住民
- 学校（避難所）
- 自主防災会等
- 民児委協議会
- 管理施設
- 関係機関
- 事業所
- 協定業者
- 観光施設
- マスコミ
- 社会福祉協議会等
- 帰宅困難者（観光客）
- 国・他自治体
- 応援部隊
- 協定締結市
- 要配慮者
- 在留外国人
- その他

❷自主防災組織の単位・人口規模

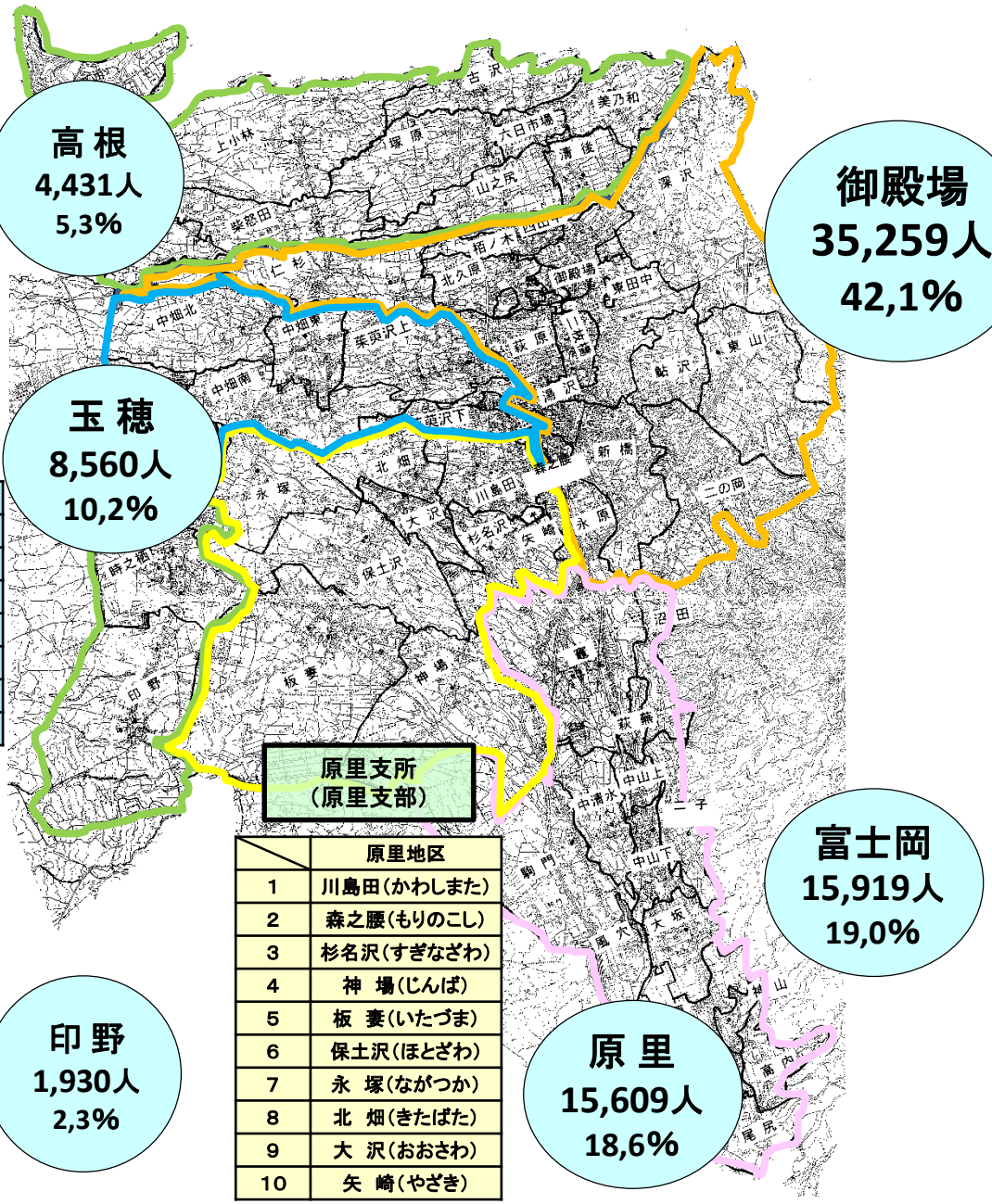

高根支所（高根支部）

	高根地区
1	塚　原（つかばら）
2	六日市場（むいかいちば）
3	美乃和（みのわ）
4	清　後（せいご）
5	山之尻（やまのしり）
6	柴怒田（しばんた）
7	上小林（かみこばやし）
8	水土野（みどの）
9	古　沢（ふるさわ）

玉穂支所（玉穂支部）

	玉穂地区
1	茱萸沢下（ぐみざわしも）
2	茱萸沢上（ぐみざわかみ）
3	中畑東（なかばたひがし）
4	中畑北（なかばたきた）
5	中畑南（なかばたみなみ）
6	中畑西（なかばたにし）
7	川　柳（かわやなぎ）

印野支所（印野支部）

	印野地区
1	小木原（おぎわら）
2	時之栖（ときのす）
3	印　野（いんの）

原里支所（原里支部）

	原里地区
1	川島田（かわしまた）
2	森之腰（もりのこし）
3	杉名沢（すぎなざわ）
4	神　場（じんば）
5	板　妻（いたづま）
6	保土沢（ほとざわ）
7	永　塚（ながつか）
8	北　畑（きたばた）
9	大　沢（おおさわ）
10	矢　崎（やざき）

御殿場地域振興センター（御殿場支部）

	御殿場地区
1	御殿場（ごてんば）
2	深　沢（ふかさわ）
3	東　山（ひがしやま）
4	東田中（ひがしたなか）
5	二の岡（にのおか）
6	鮎　沢（あいざわ）
7	新　橋（にいはし）
8	湯　沢（ゆざわ）
9	萩　原（はぎわら）
10	二枚橋（にまいばし）
11	西田中（にしたなか））
12	北久原（ほっくばら）
13	仁　杉（ひとすぎ）
14	栢ノ木（かやのき）
15	永　原（ながはら）

富士岡支所（富士岡支部）

	富士岡地区
1	竈（かまど）
2	萩　蕪（はぎかぶ）
3	沼　田（ぬまた）
4	二　子（ふたご）
5	中山上（なかやまかみ）
6	中山下（なかやましも）
7	風　穴（かざあな）
8	中清水（なかしみず）
9	駒　門（こまかど）
10	大　坂（おおさか）
11	町　屋（まちや）
12	高　内（たこうち）
13	尾　尻（おじり）
14	神　山（こうやま）
15	富士見原（ふじみはら）

各支部災害対策会議の状況

御殿場支部（15区）

富士岡支部（15区）

原里支部（10区）

玉穂支部（7区）

印野支部（3区）

高根支部（9区）

災害発生時の情報、指示・報告の流れ（59・6・1）

D日H時
災害発生

「御殿場災害情報（のぼ）」：上りの情報（くだ）・下りの指示 ご苦労（5 9 6）重ねて一（いっ）（1）になる！

市役所

・同報無線
・ほっとメール
・FM放送

県災害対策本部（東部方面本部）

・防災情報共有システム（FUJISANシステム）等

御殿場市災害対策本部
（本部長：市 長、本部員：副市長・各部長等）

消防（消防団）・警察・自衛隊
ライフライン・FM御殿場等
関係機関

派遣職員

避難所

防災無線・衛星携帯・電話・
伝令等による報告
（メール・FAX等含む。）

支部派遣職員

中・小学校、保育幼稚園等

市指定避難所（28ヶ所）
（福祉避難所（10ヶ所））

御殿場支部 | 富士岡支部 | 原里支部 | 玉穂支部 | 印野支部 | 高根支部

無線・電話・伝令等
による報告

59区災害対策本部（公民館・コミセン）

各区内班・組等
安否確認、被害状況の把握・報告

防災行政無線システム

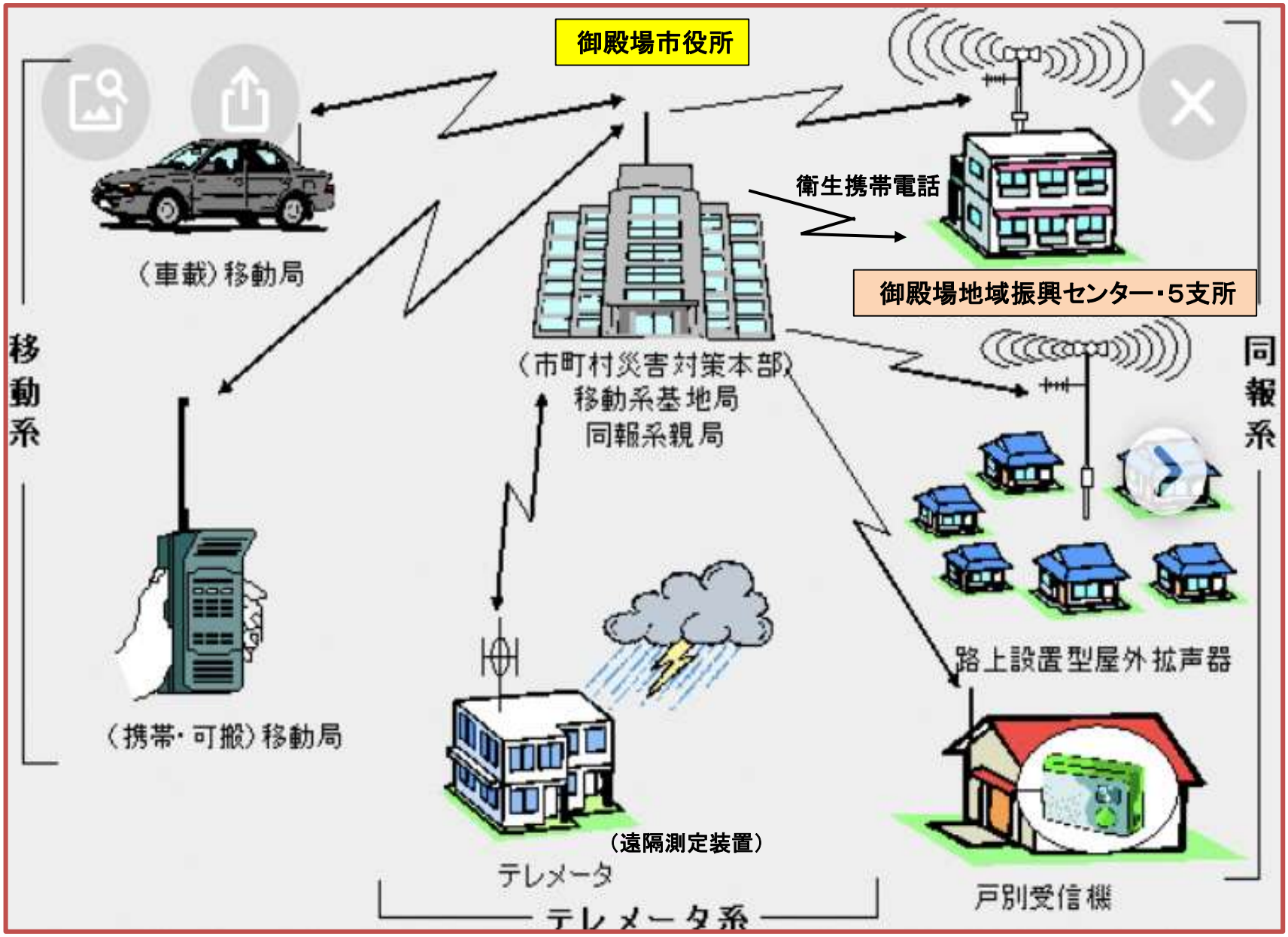
御殿場市役所
衛生携帯電話
御殿場地域振興センター・5支所
（車載）移動局
（市町村災害対策本部）
移動系基地局
同報系親局
移動系
同報系
路上設置型屋外拡声器
（携帯・可搬）移動局
（遠隔測定装置）
テレメータ
戸別受信機
テレメータ系

災害時における自主防災会としての活動
～民生・児童委員との連携による活動～

情報収集と伝達（情報班）

- 正確な情報の伝達
- 防災関係機関との連絡
- うわさ話、デマ発生の防止

避難行動の困難さ
⇒ 情報不足

救出救護と避難行動要支援者の安全確保（救出救護班）

- 救出・救護活動
- 負傷者の応急手当・搬送
- 避難行動要支援者の支援

避難の誘導（避難誘導班）

- 避難者を避難所に誘導

避難所の開設・運営支援

- 飲料水の確保
- 炊き出し
- 食糧・生活用品の配布

過酷な避難所生活
⇒ 災害関連死

【参考資料⑤】

自主防災組織の役割

自主防災会の目的：大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し、被害を最小限化

自主防災会の活動

- 平常時
  - ① 防災知識の普及・啓発
  - ② 避難行動要支援者名簿の整理、個別避難計画の作成
  - ③防災訓練の実施・参加

- 災害時
  - ① 初期消火
  - ② 救出・救助
  - ③ 情報の収集・伝達
  - ④ 避難誘導
  - ⑤ 避難所の管理・運営

自主防災会主催の訓練状況
（平成２９年６月４日土砂災害防災訓練）

情報伝達の様子（東山区）

避難行動の様子（東山区）

情報収集の様子（東山区）

自主防災会本部の様子（二の岡区）

情報共有の様子（二の岡区）

防災講座の様子（二の岡区）

⑫ 非常持出し品・備蓄品

非常持出し品は、家族構成を考えて必要なものを用意しておきましょう。「わが家の非常持出し品リスト」を作り定期的に点検を行ない、非常持出し袋などに入れ、いつでも持ち出せる場所に置きましょう。また、備蓄しておき後で取り出す物と分けておきましょう。

ポイント

- 非常持ち出し品は、両手が使えるリュックタイプの袋などにまとめておきましょう。
- 避難の妨げにならないように、軽くコンパクトにまとめましょう。
- 自分に必要なものの優先順位を決めて準備しましょう。
- 定期的に中身をチェックしましょう。

貴重品

- □現金（小銭を含む）
- □車や家の予備鍵
- □予備の眼鏡、コンタクトレンズなど
- □通帳、保険証、免許証のコピー
- □母子健康手帳
- □お薬手帳

情報収集用品

- □携帯電話（充電器を含む）
- □携帯ラジオ（予備電池を含む）
- □家族の写真（はぐれた時の確認用）
- □緊急時の家族、親戚、知人の連絡先
- □広域避難地図（ポケット地図でも可）
- □筆記用具・ノート

- □マスク
- □ビニール袋
- □アルミ製保温シート
- □毛布又は寝袋
- □スリッパ
- □軍手か皮手袋
- □マッチかライター
- □給水袋
- □雨具（レインコート、長靴など）
- □レジャーシート
- □テント
- □バール・ジャッキ
- □バイク・自転車（できればノーパンク仕様）

清潔・健康のためのもの

- □携帯電話（充電器を含む）
- □携帯ラジオ（予備電池を含む）
- □家族の写真（はぐれた時の確認用）
- □緊急時の家族、親戚、知人の連絡先
- □広域避難地図（ポケット地図でも可）
- □筆記用具・ノート

食料など

- □食料品
  （非常食3日分を含む7日分）
- □飲料水
  （1人1日3リットルを7日分）

便利品など

- □簡易トイレ
- □ヘルメットか防災ずきん
- □懐中電灯（予備電池を含む）
- □笛やブザー
  （音を出して居場所を知らせるもの）
- □万能ナイフ
- □スプーン・はし・カップ
- □ラップ類
- □使い捨てカイロ

- □レジャーシート
- □テント
- □バール・ジャッキ
- □バイク・自転車
  （できればノーパンク仕様）

清潔・健康のためのもの

- □救急セット
- □常備薬・持病薬
- □タオル
- □トイレットペーパー・ティッシュペーパー
- □着替え（下着を含む）
- □ウェットティッシュ・汗取りシート
- □予備の入れ歯・補聴器
- □歯みがきセット

その他

- □紙おむつ（幼児用・高齢者用など）
- □生理用品
- □粉ミルク・哺乳瓶
  （赤ちゃんに必要なもの）
- □ペットフード
- □その他自分の生活に欠かせないもの

ご自身の環境に合わせて必要なものを準備してください。

日本赤十字社東京都支部作成「非常時の持ち出し品・備蓄品チェックリスト」参照

説　明　項　目

Ⅰ　御殿場市の災害「特性と対応」

◆ 災害上の特性

◆ 災害への対応（地域防災計画）

Ⅱ　各種災害への特性と対応

Ⅲ　避難所の開設・運営の考え方

近年の日本における自然災害・事件（平成から令和へ）

⑱ 北海道胆振東部地震

⑰ 台風21・24号

⑯ 西日本豪雨

⑮ 大阪北部地震

⑭ 熊本地震

⇒⑭車中泊の選択による
エコノミークラス症候群

⑬ 御嶽山噴火

⑫ 広島市土砂災害

⑪ 伊豆大島土砂災害

⑩ 長野県北部地震

⑨ 東日本大震災

⇒⑨災害サイクル超急性期・急性期
の救護から中後期の防災・減災対応

⑧ 新燃岳噴火

⑦ 駿河湾地震

⑥ 新潟県中越沖地震

⑤ 新潟県中越地震）

④ 有珠山噴火

② 阪神淡路大震災

③ 地下鉄サリン事件

① 雲仙普賢岳火砕流

⇒②災害拠点病院の設置、災害救護チームの育成、多職種ボランティアとの協働

・令和元年台風19号
・熱海市伊豆山土石流災害
・能登半島地震

元年　5　10　15 16　20　25　30　令和へ

台風・豪雨・土砂災害への備え

土砂災害等危険区域

がけ崩れ（7→21）

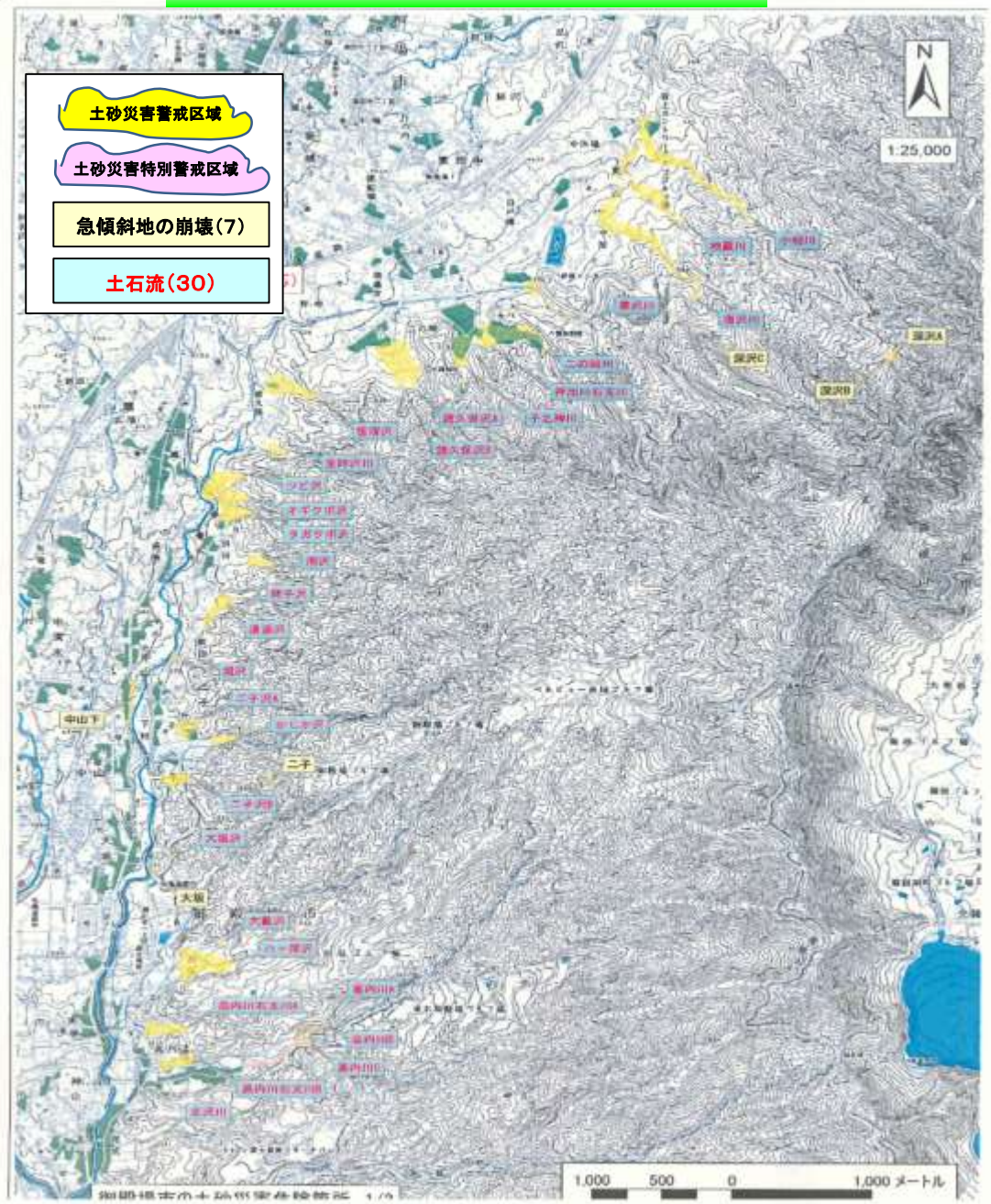

土石流（30）

気象庁の発表する情報と対応行動

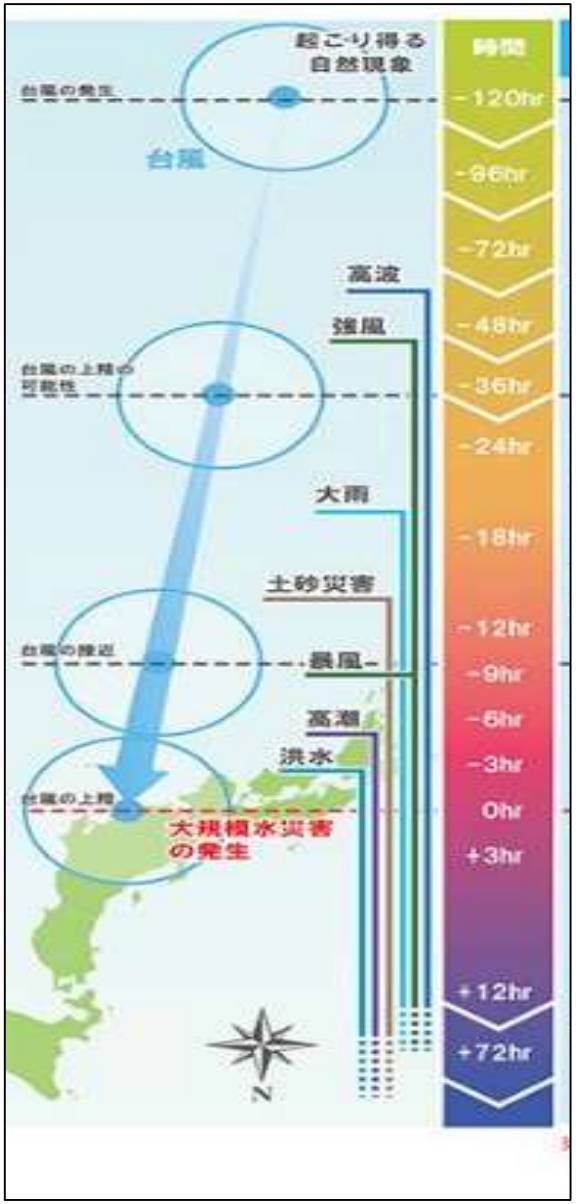

大雨の約1日前

気象情報

↓

半日～数時間前

注意報

↓

数時間～2時間前

警 報

土砂災害警戒情報

↓

広範囲で
数十年に一度の大雨

特別警報

★土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、**土砂災害の危険度が非常に高まったとき**

①市町長が**避難勧告等の災害応急対応**を適時適切に行えるよう

②**住民の自主避難の判断の参考**となるよう

対象となる市町等を特定して**静岡県と気象台が**

共同で発表する情報

気象庁の発表する情報と対応行動

気象状況

大雨の数日～約1日前
大雨の可能性が高くなる

↓

大雨の半日～数時間前
雨が降り始める

↓

雨が強さを増す

↓

大雨の数時間～2時間程度前

↓

大雨となる

↓

大雨が一層激しくなる

↓

広い範囲で数十年に一度の大雨

気象庁の情報

警報級の可能性

大雨注意報

大雨警報（土砂災害）

大雨特別警報（土砂災害）

大雨に関する気象情報

土砂災害警戒情報

記録的短時間大雨情報

市町村の対応

- 心構えを一段高める
- 職員の連絡体制を確認
- 今後の気象状況に注意

- 災害準備体制
  （連絡要員を配置、防災気象情報を把握）
- 災害注意体制
  （避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断できる体制）
- 避難準備・高齢者等避難開始
  （発表中の注意報に、夜間に警報発表の可能性が高いと記載されている場合）

- 避難準備・高齢者等避難開始
  （台風の暴風域に入る前に）
- 災害警戒体制
  （避難勧告の発令を判断できる体制）

- 土砂災害発生の危険度が高まっているメッシュ内の土砂災害警戒区域等に避難勧告
- 災害対策本部設置
- 最大危険度のメッシュ内の土砂災害警戒区域等に避難指示(緊急)

- 特別警報の住民への周知
- メッシュ情報を参照し、避難指示(緊急)等の対象区域を再度確認

住民の行動等

Point
備えは大丈夫？

気象情報やハザードマップを確認

- 心構えを一段高める
- 土砂災害警戒区域等の危険な箇所を把握
- 避難場所や避難ルートを確認

最新の情報を把握して、災害に備えた早めの準備を

- 発表中の注意報に、夜間に大雨警報発表の可能性が高いと記載されている場合は、土砂災害警戒区域等にお住まいで避難行動に支援を必要とする方は、早めの避難

土砂災害警戒区域等にお住まいの方は地元市町村からの避難情報に留意するとともに「土砂災害警戒判定メッシュ情報」を確認し、速やかに避難

Point
土砂災害警戒区域等にお住まいの方は早めの行動を！

- 大雨警報や土砂災害警戒情報の基準への到達が予想されるメッシュでは、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所に避難

既に重大な災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況

- 避難しようとしたときに屋外に出るとかえって生命に危険が及ぶと判断した場合は、少しでも命が助かる可能性が高い行動として2階以上の、崖や沢からなるべく離れた部屋で待避

数十年に一度のこれまでに経験したことがないような異常事態

- 直ちに地元市町村の避難情報に従うなど適切な行動を！

台風・大雨等災害に関するタイムライン（業務予定表）

危機管理課

対応行動 ＼ 経過時間	-5Day	-4D	-3D	-2D	-36hr	-24h	-18h	-12h	-9h	-6h	-3h	0	+3h	+6h	+9h	+12hr	+48hr

気象状況

台風・大雨の数日～１日前暴風雨の可能性が高くなる → 台風・大雨の数日～数時間前風雨となる → 台風・大雨の接近に伴い風雨が強さを増す → 台風・大雨の数時間～２時間程度前にかけ暴風雨となる → 暴風雨が一層激しくなり、広い範囲で数十年に一度の暴風雨 → 台風・大雨の通過に伴い徐々に天候が回復

気象庁の情報

防災気象情報

◎警戒レベル１（警報級の可能性） ◎レベル２（大雨・雷・洪水注意報発表） ◎大雨・洪水警報発表 ◎土砂災害警戒情報 ◎警報・注意報解除

警報級の可能性 | 大雨・洪水注意報 | 大雨警報（土砂災害・浸水害）・洪水警報 | 特別警報

気象情報（補足情報）

大雨に関する気象情報（気象情報の補足情報） | 土砂災害警戒情報 | 記録的短時間大雨情報

市の対応

①担当職員の参集
②連絡網の確認
③気象情報の収集（ＴＶデータ放送・気象庁ＨＰの活用）

①警戒・配備態勢の強化
②避難情報発令の準備
③早期の『高齢者等避難』発令（日没３時間前に決心）

①警戒レベル３『高齢者等避難』発令（台風の暴風域に入る前）
②災害警戒体制（避難勧告等の発令準備）
⇒ 水防本部の設置、注意喚起

◎警戒レベル５『緊急安全確保』
①警戒レベル４『避難指示』発令
②災害対策本部の設置
③『避難指示（緊急）』発令
④特別警報の住民への周知

◎被害状況の把握（人的・物的被害）
災害応急活動

住民の行動等

◎気象情報、防災マップの確認
・「心構え、物の準備、被害予測」
・危険個所の確認、非常持出品準備
・避難所、避難ルート等の確認

◎土砂災害警戒区域等の住民の避難行動
⇒ 気象情報、自宅周辺の状況により自主避難
⇒ 避難情報発令に伴い、速やかに立ち退き避難

◎被害状況の把握
人的・物的被害を把握し、通報

◎最新情報の把握（ＴＶデータ放送）・避難準備
・夜間、朝方に大雨警報発令が予想される場合
⇒ 土砂災害警戒区域等の住民で避難行動に支援を要する人は、早目の避難（日没３時間前）

◎既に重大な災害が発生してもおかしくない危険な状況
⇒ 避難しようとした時に屋外に出ることでかえって生命に危険が及ぶと判断した場合は、少しでも命が助かる可能性が高い行動として、建物の２階以上でかつ、崖や沢からなるべく離れた部屋で退避

台風19号 対応行動（R1.10.12～13）御殿場市（547.5mm/24h）※観測史上1位

10日（2日前）	11日（1日前）	12日（当日） ★19時頃伊豆半島上陸	13日（翌日）
11日12時過ぎから雨降り始め、徐々に暴風雨に		00:18 大雨（土砂災害・浸水害）暴風警報　10:29 洪水警報　10:37 土砂災害警戒情報発表　21:36 大雨洪水警報解除	
◎警戒レベル１ 14:00 早期注意情報 08:30 第１次事前配備 13:30 第１回水防判定会	◎警戒レベル２ 17:39 大雨・雷注意報発表 第２次事前配備 19:10 強風注意報発表 16:00 第２回水防判定会	◎11:30警戒レベル４避難指示：土砂災害警戒区域164世帯436名 ◎12:00警戒レベル３高齢者等避難：市内全域 ◎15:20警戒レベル４避難指示：黄瀬川・久保川沿い住民 08:20～08:40 ６支部開設 13:00 第１回水防本部員会議開催（水防職員動員） 09:00★１次避難所開設（コミセン等78ヶ所：344名避難） ★市指定避難所（２次避難所：33名避難） 15:00 神山小学校避難所開設（28名避難） 15:20 富士岡中学校避難所開設（5名避難）	◎23:49避難指示等全て解除 ◎02:17暴風警報解除 08:30 第１回災害対策本部本部員会議の実施

地震災害への備え

静岡県第4次地震被害想定（平成25年6月）

第４次地震被害想定の概要		駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震		相模トラフ沿いで発生する地震	
		レベル１	レベル２	レベル１	レベル２
マグニチュード		８．０～８．７程度	９程度	８．０程度	８．２程度
震度７の地域		３４４㎢	３４４～７３２㎢	４２㎢	１０９㎢
最大津波高		１１ｍ	３３ｍ	７ｍ	１０ｍ
人的被害（死者数）	地震	約１６，０００人	約１０５，０００人	約３，０００人	約６，０００人
	うち津波	約　９，０００人	約　９６，０００人	約２，９００人	約５，７００人

南海・相模トラフに挟まれた東部地区・伊豆東部火山群

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震

（レベル１）

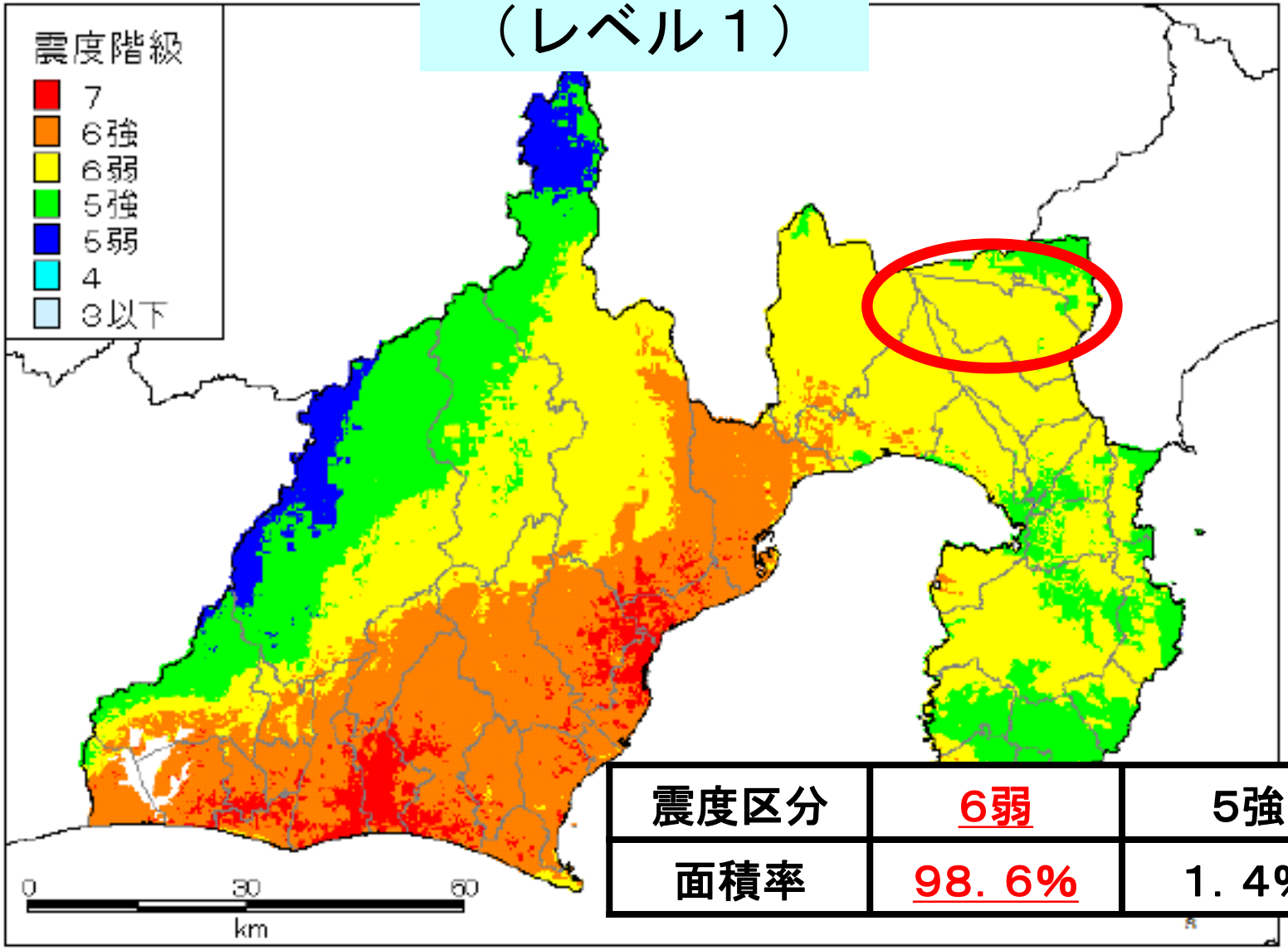

震度区分	6弱	5強
面積率	98．6%	1．4%

図Ⅱ－1．１１（1）　震度分布図（東海・東南海・南海地震）

(注)内閣府(2012)の南海トラフ巨大地震の基本ケースの強震断層モデルを用いて計算したもの。

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震

◎　建物被害（御殿場市）

レベル1（冬・夕、予知なし）

区分	全壊	半壊	火災
棟数（棟）	約200	約1，300	約10

建物棟数・・・30，008棟

御殿場市内の5％の建物に被害

避難者数：約5，400人（避難所：約2，700人、避難所外：約2，700人）

◎　人的被害（御殿場市）

レベル1（冬・深夜又は早朝、予知なし）

区分	死者	重傷者	軽傷者
建物倒壊	―	約30	約200
（家具等の転倒）		（約10）	（約40）

1，000人中の約3人が重軽傷者

相模トラフ沿いで発生する地震

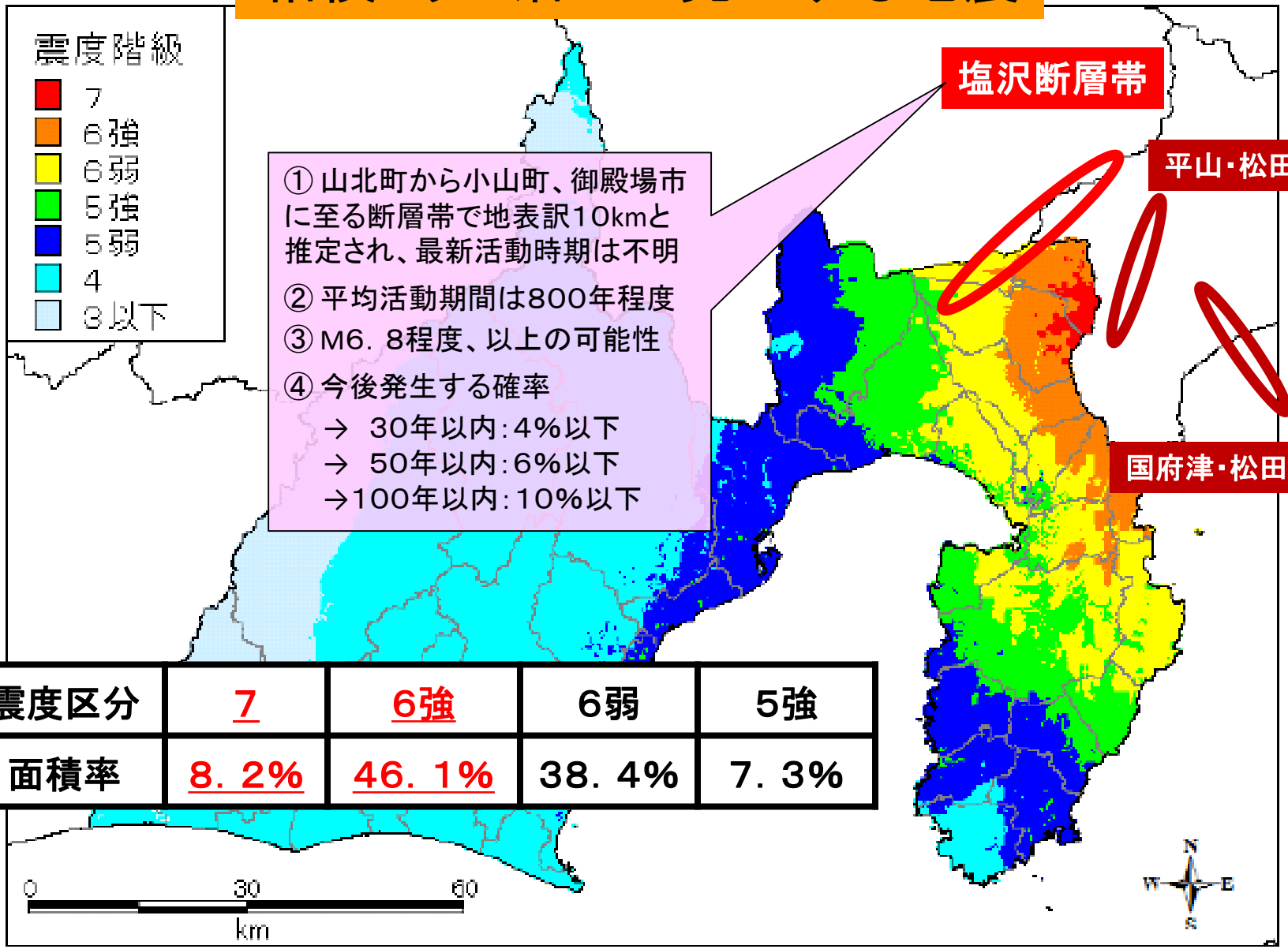

① 山北町から小山町、御殿場市に至る断層帯で地表訳10kmと推定され、最新活動時期は不明

② 平均活動期間は800年程度

③ M6．8程度、以上の可能性

④ 今後発生する確率

→ 30年以内：4%以下

→ 50年以内：6%以下

→100年以内：10%以下

震度区分	7	6強	6弱	5強
面積率	8．2%	46．1%	38．4%	7．3%

図Ⅱ－1，15（1） 震度分布図（大正型関東地震）

相模トラフ沿いで発生する地震

◎　建物被害（御殿場市）

レベル1（冬・夕）

区　分	全壊	半壊	火災
棟数（棟）	約4，440	約5，200	約700

建物棟数・・・30，008棟

御殿場市内の約35％の建物に被害

避難者数：約23，800人（避難所：約11，900、避難所外：約11，900人）

◎　人的被害（御殿場市）

レベル1（冬・深夜又は早朝）

区　分	死者	重傷者	軽傷者
建物倒壊	約40	約500	約1．300
（屋内収容物移動等）	（約20）	（約70）	（約300）
火　災			約10

100人中の約2人が死者・重軽傷者

日頃からの備え

地震に強い我が家にしよう！！住宅の耐震化

すぐにでも受けよう！住宅の耐震診断

昭和56年5月以前建築された木造住宅が対象

平成２８年４月熊本地震

プロジェクト「ＴＯＵＫＡＩ－０」（御殿場市の状況）

耐震補強工事費への補助	
一般世帯	５０万円
高齢者のみ世帯等	７０万円
税金の優遇制度（耐震改修促進税制）	
所得税 （平成31年6月30日まで）	耐震補強工事費又は基準額の10%を控除 （25万円上限）
固定資産税 （平成30年3月31日まで）	耐震補強工事をすると、１年間半額に減税

耐震補強工事への補助：御殿場市役所建築住宅課へ（0550－82－4224）

家具の固定やレイアウトを工夫し、安全空間を確保しよう

特に
①寝ている場所
②よくいる場所（ダイニング、キッチン、子ども部屋など）
③避難経路

家具や家電製品が
倒れてこないようにする！！

家庭内家具等転倒防止推進事業（御殿場市の状況）

家庭内家具等転倒防止推進事業		
固定台数	申請者負担額	
	一般世帯	高齢者世帯等
１台	2, 100円	630円
２台	2, 400円	720円
３台	2, 700円	810円
４台	3, 000円	900円
５台	3, 300円	990円

申請は1世帯につき1回限りです。
受付は御殿場市役所危機管理課、各支所、駅前サービスセンターへ

地震で木造住宅が倒壊しても、
安全な空間を確保する。

平成29年度より、「防災ベッド設置費用補助金交付制度」開始

○補助対象の木造住宅

①昭和56年5月31日以前に建築されたもの及び同日において工事中であったもの

②耐震診断により算定された耐震評価が、１．０未満のもの

③地階を除く階数が2以下のもの

○補助の要件

①補助対象となる防災ベッドは平成14年度に静岡県が企業と共同で開発したものとする。

②市内の木造住宅に自ら居住する者（市税を滞納していない者）

③補助額は、防災ベッドの設置に要する費用（購入、輸送、組立及び付属品に係る費用を含む。）の5分の4の額とし、防災ベッド1台あたり20万円を限度とする。（同一木造住宅内は2台を限度とし、補助額の千円未満の端数は切り捨てる。）

④防災ベッドは1階に設置しなければならない。

受付は御殿場市役所危機管理課へ

大地震、その時どうするか

自助

共助

公助

命を守る時間帯	二次災害を防ぐ時間帯		まちを守る時間帯	生活を守る時間帯	復旧・復興へ
地震発生 ０～２分	地震直後 ２～５分	５～１０分	１０分 ～半日	半日 ～３日	３日以降
自分の身を守る。	脱出口の確保 火の始末	我が家の安全確認	隣近所の安否確認と助け合い 被災により 家の倒壊または、倒壊の危険があり住めない。 避難所へと避難	自分でしのぐ	防災機関による本格的な復旧開始

突然地震が起きたら？

1 ●激しい揺れは2～3分程続きます。あわてて外に飛び出さない。落ち着いて冷静に。
●地震発生直後は、わが身の安全確保が最優先！
●本震のあとは余震が続けて発生します。
●小さなケガなら家族で手当て。

2 ●火元の周辺にものを置かない。
●火災が発生しても、あわてずに初期消火。火元の安全確認。
●近所に火の手は？消火活動は隣近所みんなに呼びかけ、協力を！

3 ●自宅を離れる時は、家族の安否、行き先などは「伝言ダイヤル171」又は「災害用伝言板」を利用。
●ガスの元栓を閉め、電気ブレーカーを切る。
●戸締まりを忘れずに。

4 ●デマに注意。最新の正確な情報を入手しよう。
●電話の使用は極力控える。安否情報は、「伝言ダイヤル171」（携帯電話は「災害用伝言板」）を利用。

5 ●避難所は共同生活の場。決められたルールを守り、協力と助け合い。
●体の不自由な方や負傷者などに心遣いを。

6 ●発災後数日は、物資の援助は期待できない。日頃の備えの大切さが分かるとき。しばらくは非常持出し品や備蓄食で生活を。

富士山噴火への備え

地震・火山立国『日本』

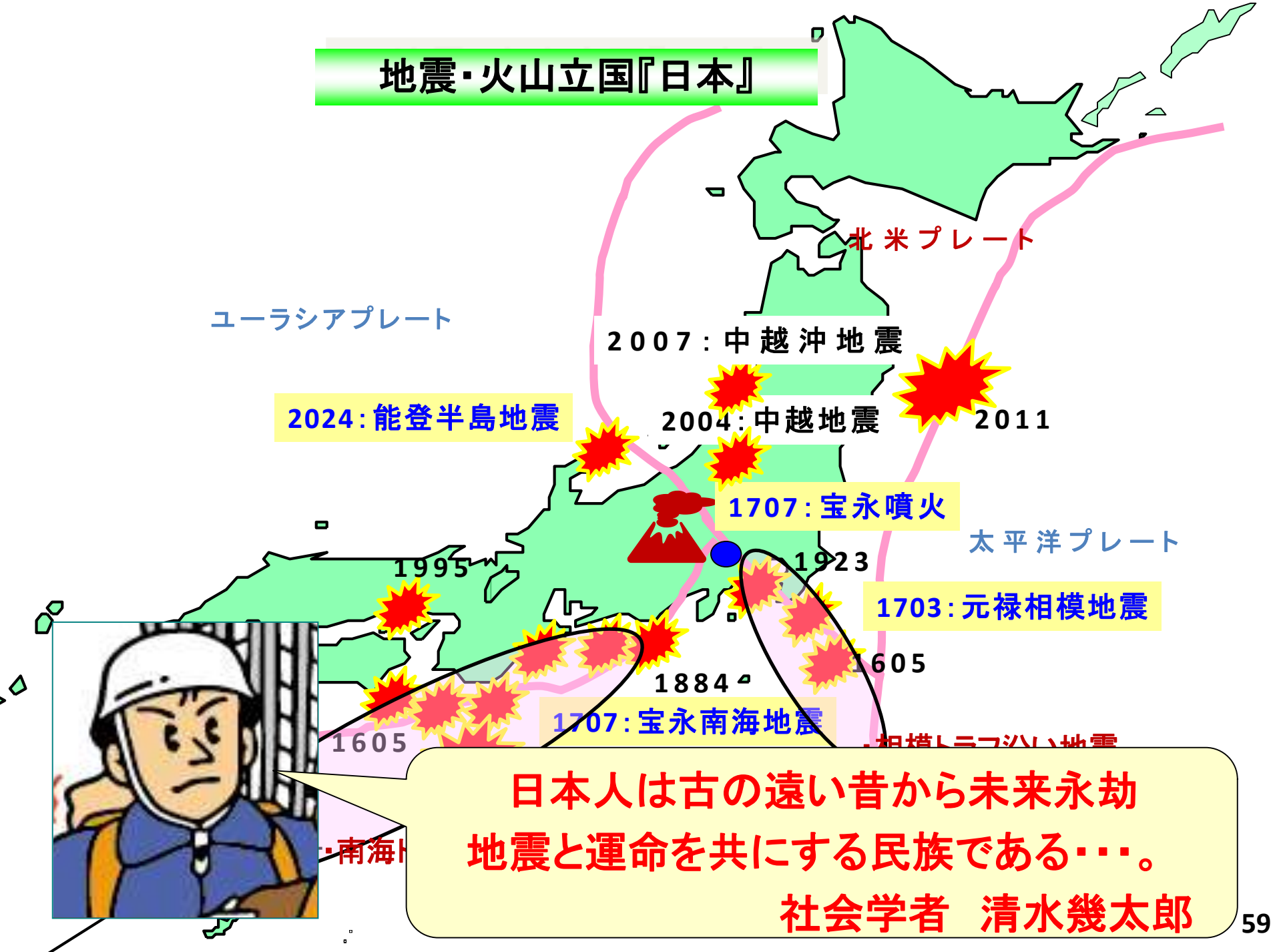

日本人は古の遠い昔から未来永劫
地震と運命を共にする民族である・・・。
社会学者　清水幾太郎

静岡県第4次地震被害想定（平成25年6月）

第４次地震被害想定の概要		駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震		相模トラフ沿いで発生する地震	
		レベル１	レベル２	レベル１	レベル２
マグニチュード		８．０～８．７程度	９程度	８．０程度	８．２程度
震度７の地域		３４４㎢	３４４～７３２㎢	４２㎢	１０９㎢
最大津波高		１１ｍ	３３ｍ	７ｍ	１０ｍ
人的被害（死者数）	地震	約１６，０００人	約１０５，０００人	約３，０００人	約６，０００人
	うち津波	約　９，０００人	約　９６，０００人	約２，９００人	約５，７００人

南海・相模トラフに挟まれた東部地区・伊豆東部火山群

富士山火山ハザードマップの概要

富士山噴火年表と噴火地点

⛰ 富士山の主な噴火（三大噴火）

年代	活動種類	古記録の記載事項
781	噴　火	山麓に降灰、木の葉が枯れた（続日本紀）
800 ～ 802	❶ 延暦噴火	平安時代初期の大噴火 噴火による砕石が足柄路を塞いだため、 箱根路が新設される。（日本紀略）
864 ～ 866	❷ 貞観噴火	溶岩流が本栖湖とせの海に流れ込んで、 西湖と精進湖ができる（日本三代実録） 1,100年の時を経て青木ヶ原の樹海できる
937	噴　火	溶岩流が未知の湖を埋めた（日本紀略）
1033	噴　火	溶岩流が山麓に達した（日本紀略）
1083	噴　火	爆発的な噴火が発生（扶桑略記など）
1435	噴　火	富士山に炎が見えた（王代記）
1511	噴　火	河口湖付近で異様な鳴動を確認（妙法寺記）
1704	鳴　動	元禄関東地震の35日後から、4日間に わたって富士山が鳴った（大泉寺文書）
1707	❸ 宝永噴火	宝永東海地震の49日後から、2週間に わたって爆発的な噴火が生じた （史料多数）

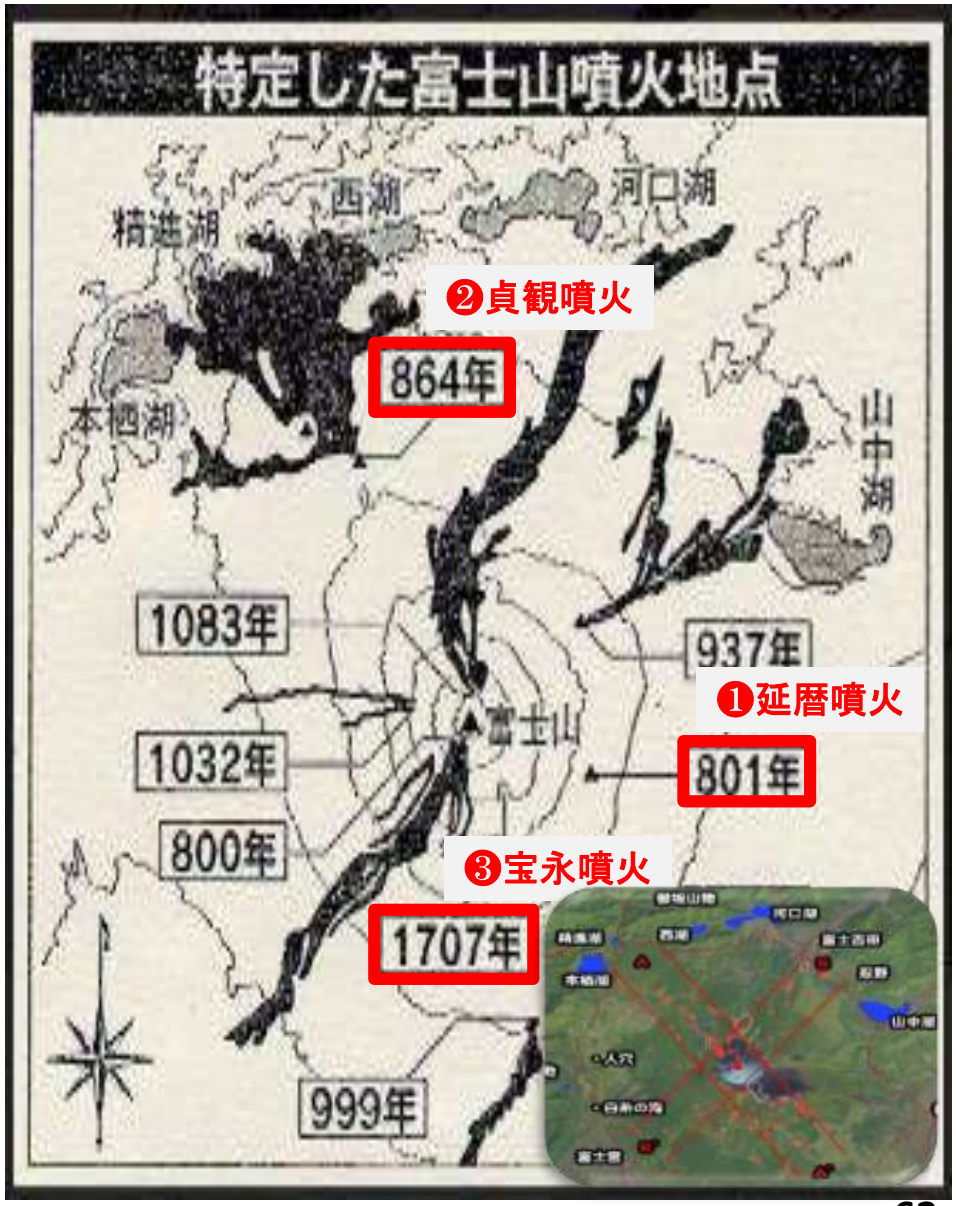

富士山噴火年表（貞観噴火）

⛰ 富士山の主な噴火（三大噴火）

年代	活動種類	古記録の記載事項
781	噴　火	山麓に降灰、木の葉が枯れた（続日本紀）
800 ～ 802	❶ 延暦噴火	平安時代初期の大噴火 噴火による砕石が足柄路を塞いだため、 箱根路が新設される。（日本紀略）
864 ～ 866	❷ 貞観噴火	溶岩流が本栖湖と「せの海」に流れ込んで、 西湖と精進湖ができる（日本三代実録） 1,100年の時を経て青木ヶ原の樹海できる
937	噴　火	溶岩流が未知の湖を埋めた（日本紀略）
1033	噴　火	溶岩流が山麓に達した（日本紀略）
1083	噴　火	爆発的な噴火が発生（扶桑略記など）
1435	噴　火	富士山に炎が見えた（王代記）
1511	噴　火	河口湖付近で異様な鳴動を確認（妙法寺記）
1704	鳴　動	元禄関東地震の35日後から、4日間に わたって富士山が鳴った（大泉寺文書）
1707	❸ 宝永噴火	宝永東海地震の49日後から、2週間に亘り 降灰を伴う、爆発的な噴火が生じた （史料多数）

貞観の大噴火（864～866）

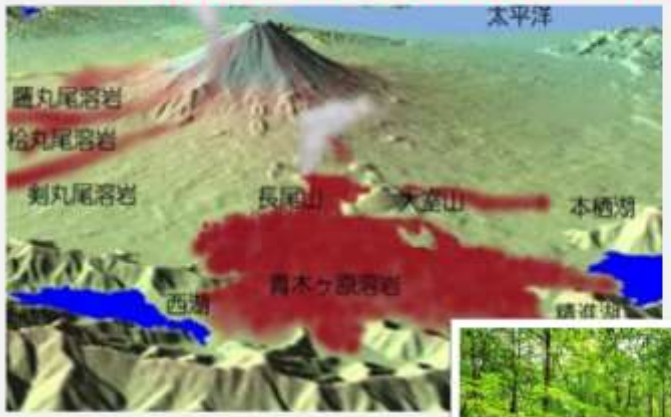

富士山噴火年表（宝永噴火）

⛰ 富士山の主な噴火（三大噴火）

年代	活動種類	古記録の記載事項
781	噴　火	山麓に降灰、木の葉が枯れた（続日本紀）
800 ～ 802	延暦噴火	平安時代初期の大噴火 噴火による砕石が足柄路を塞いだため、 箱根路が新設される。（日本紀略）
864 ～ 866	貞観噴火	溶岩流が本栖湖と「せの海」に流れ込んで、 西湖と精進湖ができる（日本三代実録） 1,100年の時を経て青木ヶ原の樹海できる
937	噴　火	溶岩流が未知の湖を埋めた（日本紀略）
1033	噴　火	溶岩流が山麓に達した（日本紀略）
1083	噴　火	爆発的な噴火が発生（扶桑略記など）
1435	噴　火	富士山に炎が見えた（王代記）
1511	噴　火	河口湖付近で異様な鳴動を確認（妙法寺記）
1704	鳴　動	元禄関東地震の35日後から、4日間に わたって富士山が鳴った（大泉寺文書）
1707	宝永噴火	宝永東海地震の49日後から、2週間に亘り 降灰を伴う、爆発的な噴火が生じた （史料多数）

宝永の大噴火（1707）

噴火を描いた古地図（静岡県御殿場市滝口文夫氏所
（提供:静岡県立中央図書館 歴史文化情報センター

なぜ今、富士山火山避難基本計画か？

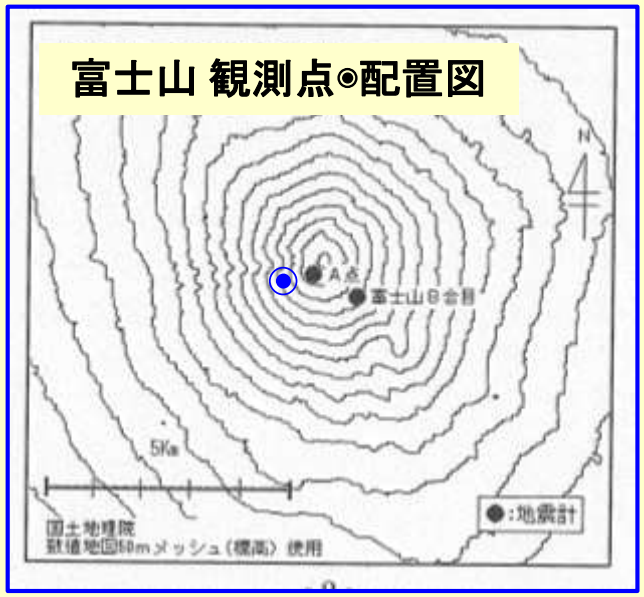

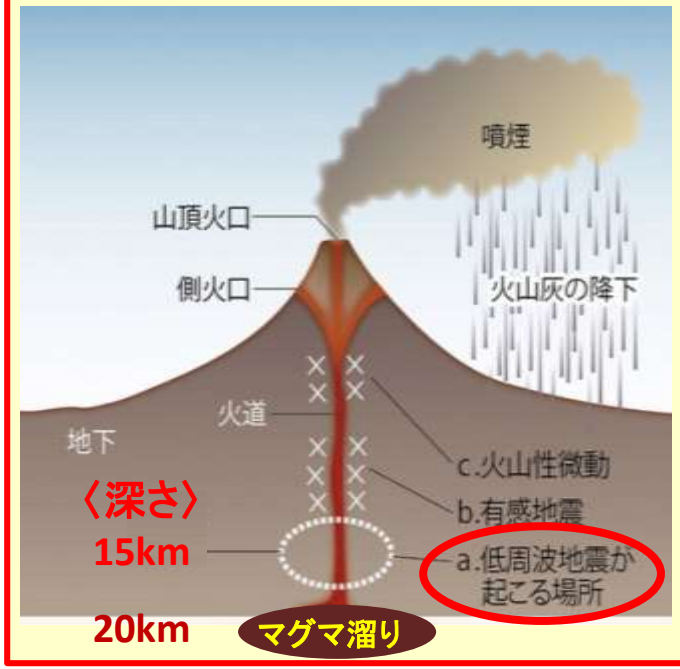

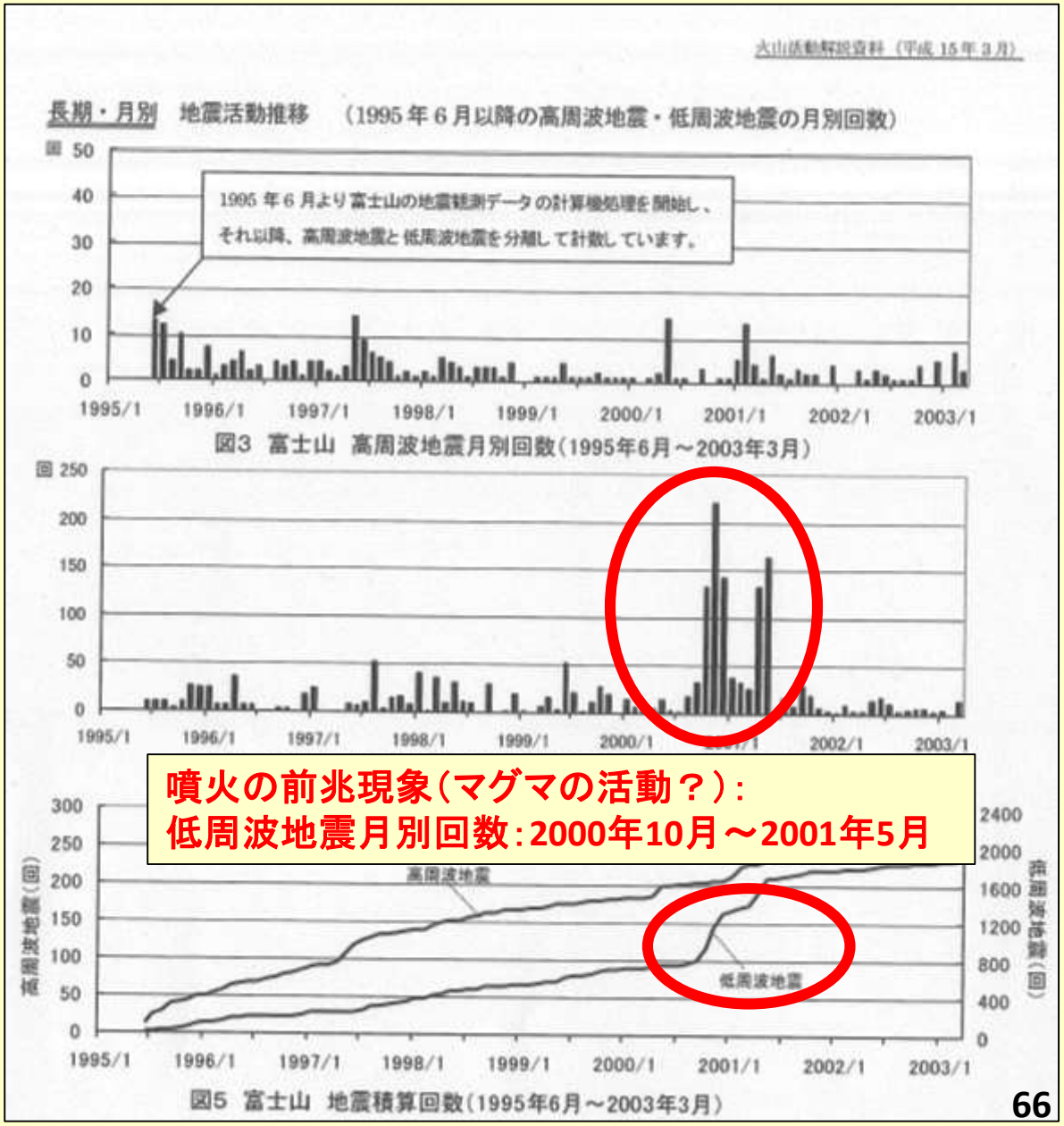

富士山火山HM改定・避難基本計画策定に伴う自治体の取組

『御殿場市富士山火山避難計画』
（令和6年2月20日策定）

分水嶺の特性を活かした
避難構想の検討

富士山火山避難基本計画（R5.3.29）

避難構想の確立

★富士山火山避難構想（方針）
『富士山噴火から命を守り、くらし（生活）も守る！』
①いつ：噴火前・噴火後に
②誰を：避難行動要支援者・〇〇区一般市民を
③手段：車両・徒歩で
（To walk, or not to walk, that is question !）
④どこへ：避難施設・避難場所（避難市町）へ
⑤経路：〇〇車両・〇〇徒歩専用道路を使用し、
避難させる。

⇒ 決めれるものは決める。
決めれないものは決めない。当時の状況による。
（最新情報を入手し、逐次決めていく！）

【令和5年3月末までの取組】

（新）富士山火山ハザードマップ
（富士山火山防災対策協議会）
◎噴火規模や現象に応じた危険範囲
❶火砕流の流下方向・到達範囲
❷溶岩流の流下方向・到達範囲
❸火山灰の堆積範囲・堆積暑さ
❹火山泥流・融雪型火山泥流の範囲
など示した地図（被害想定図）（令和3年3月26日）

噴火履歴に関する新たな知見 ⇒

「富士山火山広域避難計画」の策定
富士山火山防災協議会（平成27年3月）

（旧）「富士山火山ハザードマップ」の公表
富士山火山防災協議会（平成16年6月）

平成12年10月～3年5月深部における低周波地震が多発

2　富士山ハザードマップの見方

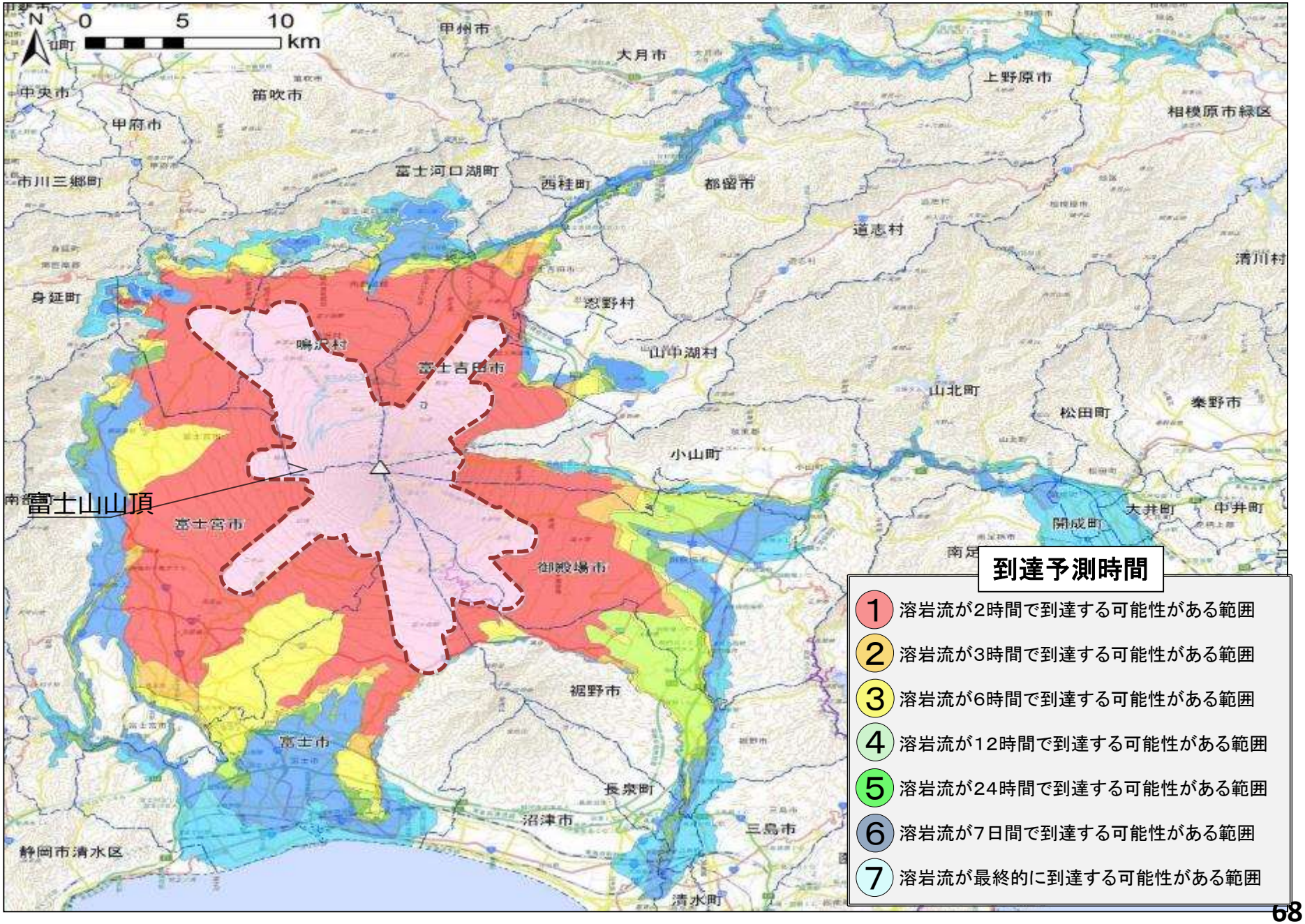

到達予測時間

1. 溶岩流が2時間で到達する可能性がある範囲
2. 溶岩流が3時間で到達する可能性がある範囲
3. 溶岩流が6時間で到達する可能性がある範囲
4. 溶岩流が12時間で到達する可能性がある範囲
5. 溶岩流が24時間で到達する可能性がある範囲
6. 溶岩流が7日間で到達する可能性がある範囲
7. 溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲

富士山火山ハザードマップ改定のポイント

主要項目	改定の概要
① 考慮対象とする噴火年代	「3,200年前～現在まで」 →「5,600年前～現在まで」期間を拡大（180回噴火）
② 想定火口範囲（点）	最新の調査結果に基づき、想定火口（計算開始点） 大中小合計44ヶ所→252ヶ所に想定火口点を増加
③ 地 形 メッシュサイズ	より詳細な地形データの反映のため、コンピュータを駆使 分析単位：200mメッシュ→20mメッシュを採用
④ 溶岩流の量	大規模噴火の溶岩噴出量を7億m^3→１３億m^3に変更
⑤ 降灰可能性マップ	平成16年度版ハザードマップの再掲
∴ 影響関係市町数	２県１５市町村⇒３県２７市町村に拡大

∴ 最新の知見・技術に基づくシミュレーションにより、該当エリアにおいて

❶「溶岩流が流れて来る地域」と「流れて来ない地域」

❷「到達時間が早まり、量が増加、広範囲に影響」の明確化

「御殿場市富士山火山防災マップ」の概要

【趣 旨】

静岡・山梨・神奈川3県、周辺市町村、火山専門家など67の機関等で構成される**富士山火山防災対策協議会が17年ぶりに改定・公表した「富士山噴火の被害を想定したハザードマップ（危険予測地図）」（R3. 3. 26）に基づき、市独自に「御殿場市富士山火山防災マップ」を作成（5万部）して市内全世帯に配布し、市民の富士山噴火への備えの参考**としていただくもの（令和4年2月23日『富士山の日』に配布）

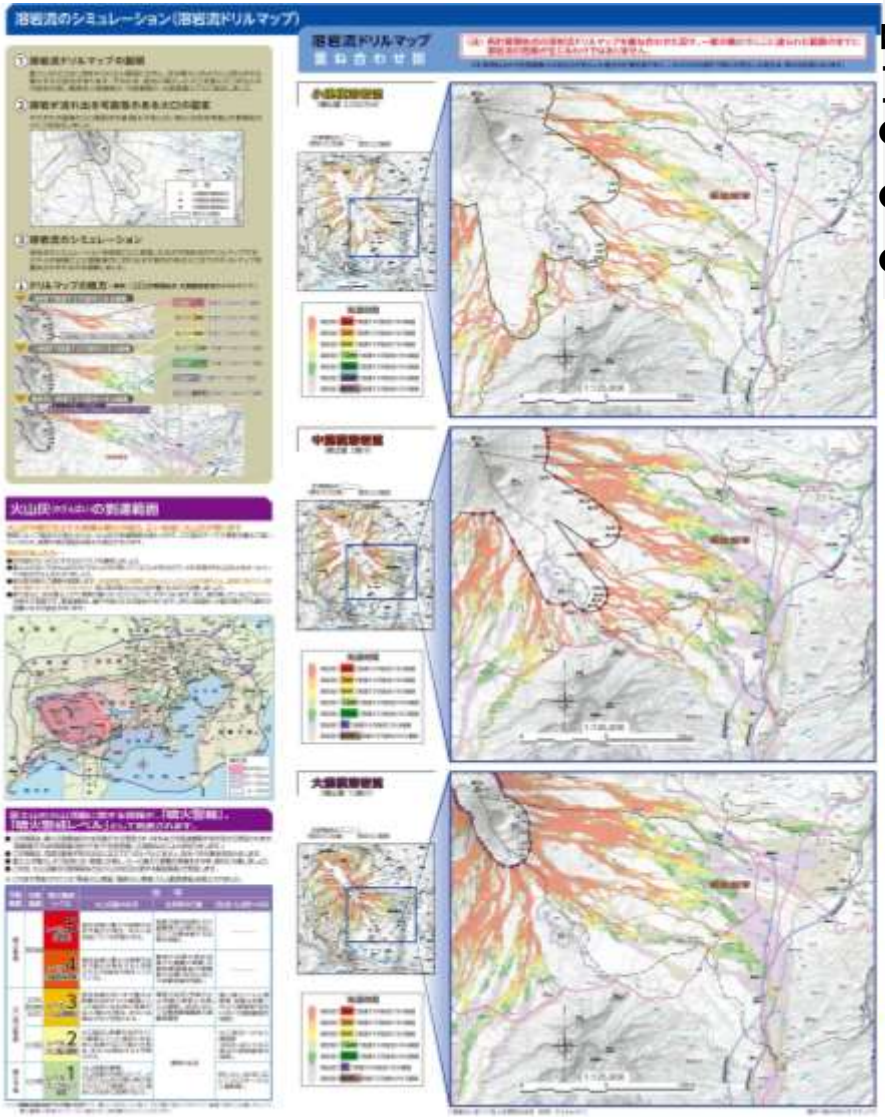

【協議会67機関】＝県市町村＋地方気象台、地方整備局、火山専門家、自衛隊など

・県：静岡県、山梨県、神奈川県の3県

・市町村：14市10町3村 計27市町村（〇〇新規追加市町）

❶静岡県：静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町（10）

❷山梨県：富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、富士河口湖町、忍野村、山中湖村、鳴沢村（10）

❸神奈川県：相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町（7）

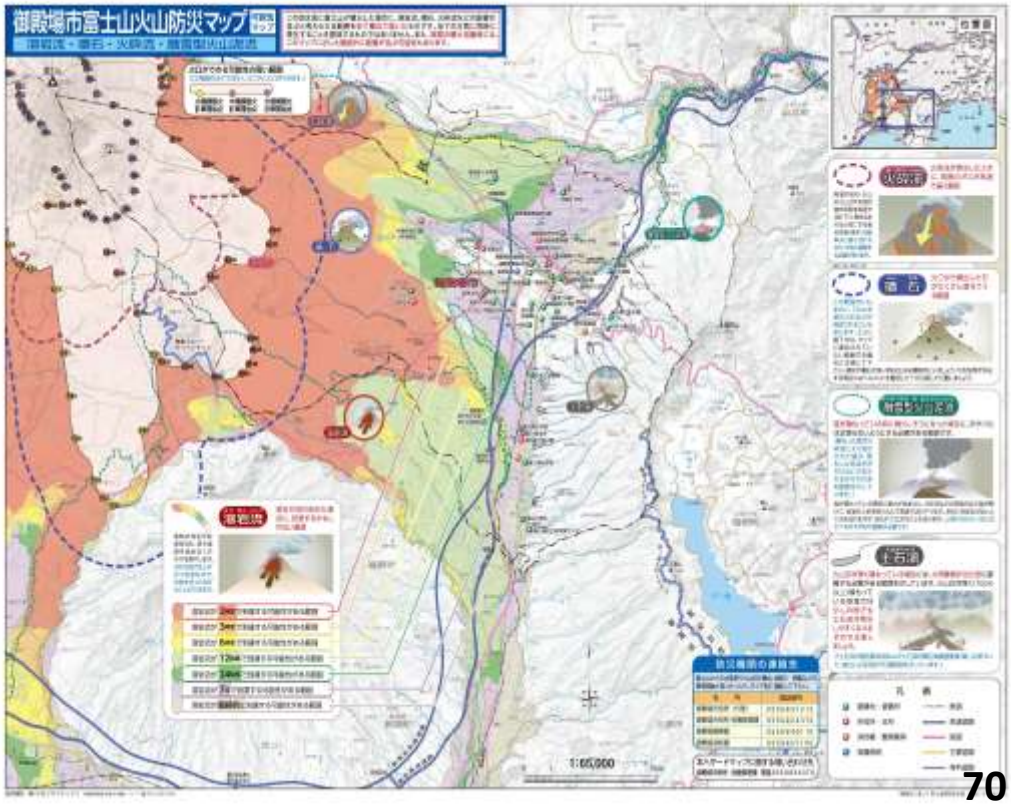

溶岩流の流下パターンを区分した想定火口範囲

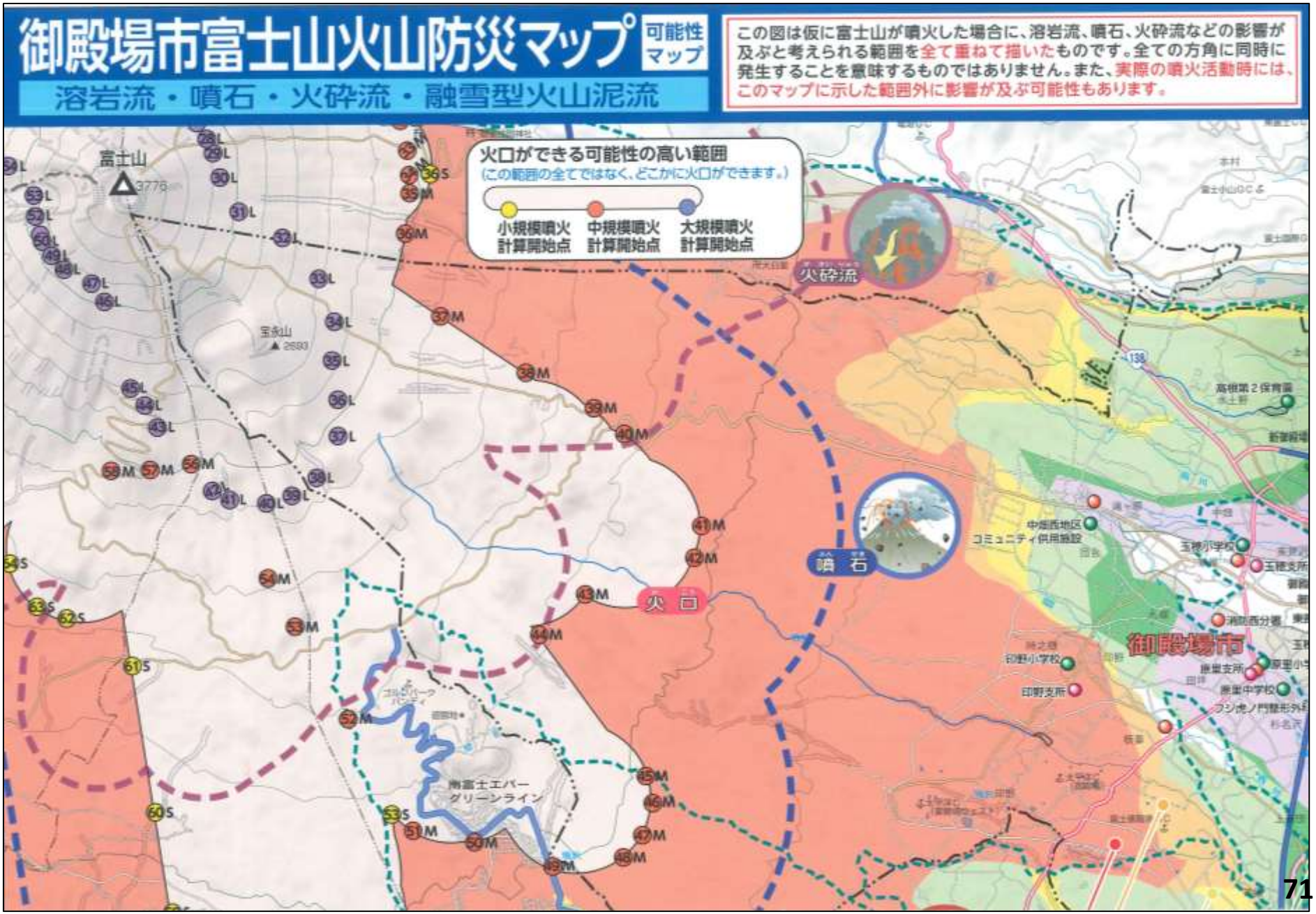

溶岩流の流下パターンを区分した想定火口範囲

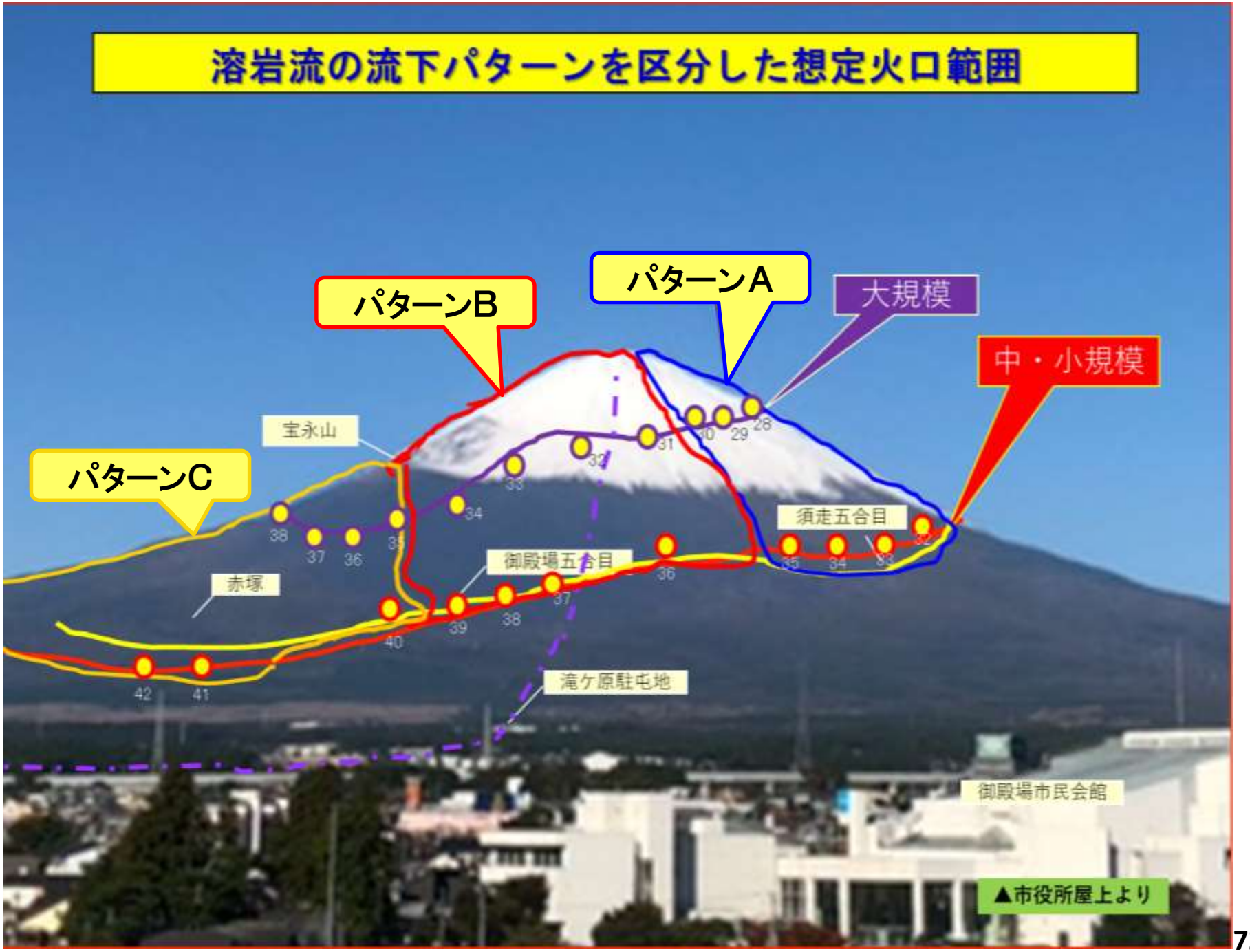

分水嶺による「溶岩流パターン区分」

	L	M	S	本数計
分水嶺の北 （パターンA）	3 （28,29,30）	3 （32,33,35）	2 （35,36）	8
分水嶺の北・南に分波 （パターンB）	4 （31,32,33,34）	5 （34,36,37,38,39）	2 （38,39）	11
分水嶺の南 （パターンC）	4 （35,36,37,38）	7 （40,41,42,43,44,45,46）	8 （40,41,42,43 44,45,46,47）	19
規模別本数計	11	15	12	38/252

御殿場市富士山火山防災マップ
可能性マップ
溶岩流・噴石・火砕流・融雪型火山泥流
分水嶺が及ぼす溶岩流への影響は？
分水嶺
桜公園
バス
【分水点：桜公園バス停（643.5）】
土石流
融雪
防災機関の連絡先

【Ｌ３３】溶岩流ドリルマップ－最多も避難者が発生するケース－

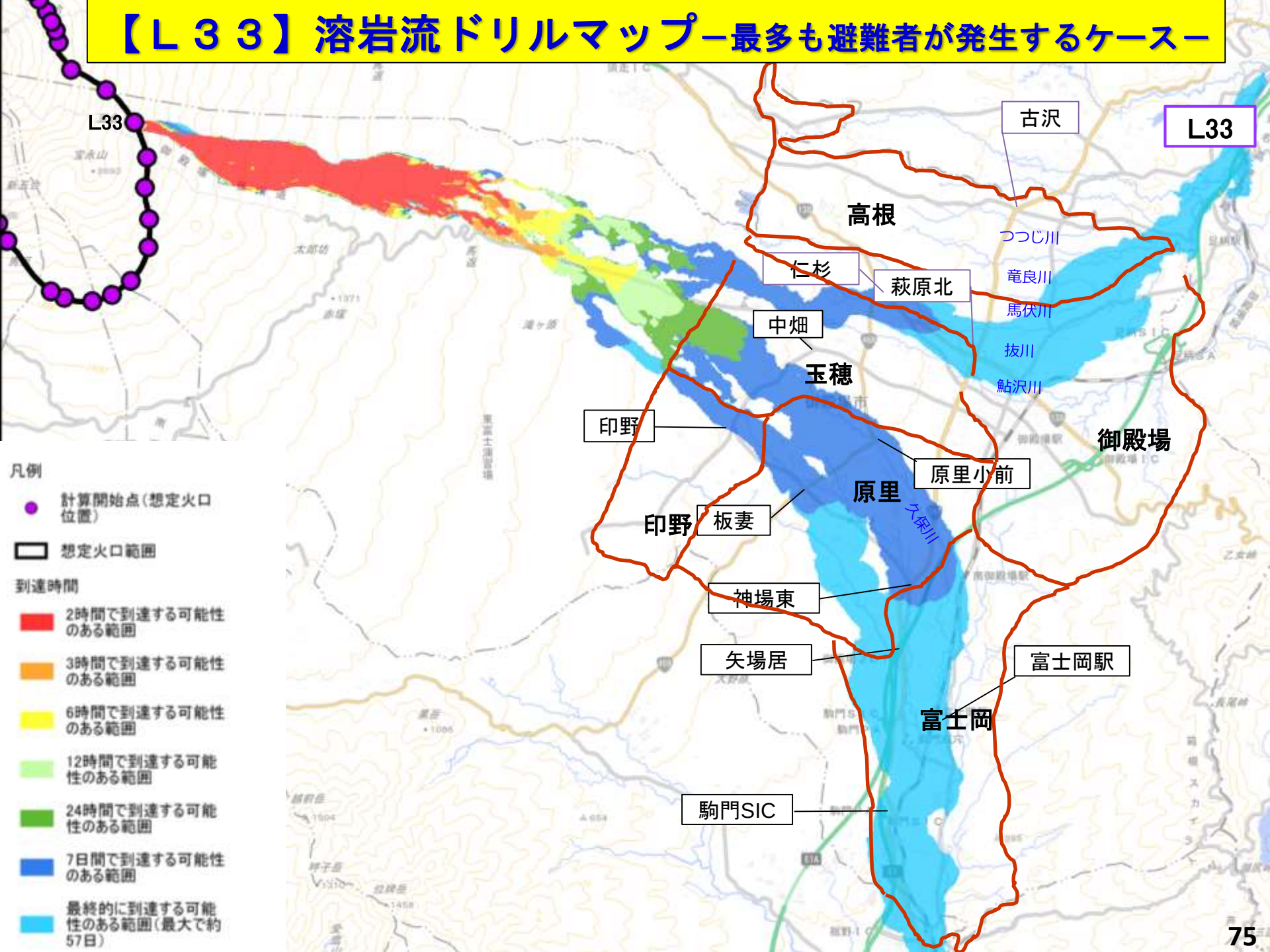

3　市内溶岩流到達地域・到達予測時間

大中小規模に拘わらず
全く溶岩流が流下しない地域

7区／59区
東山、二の岡、新橋、
湯沢、森之腰、永原、矢崎

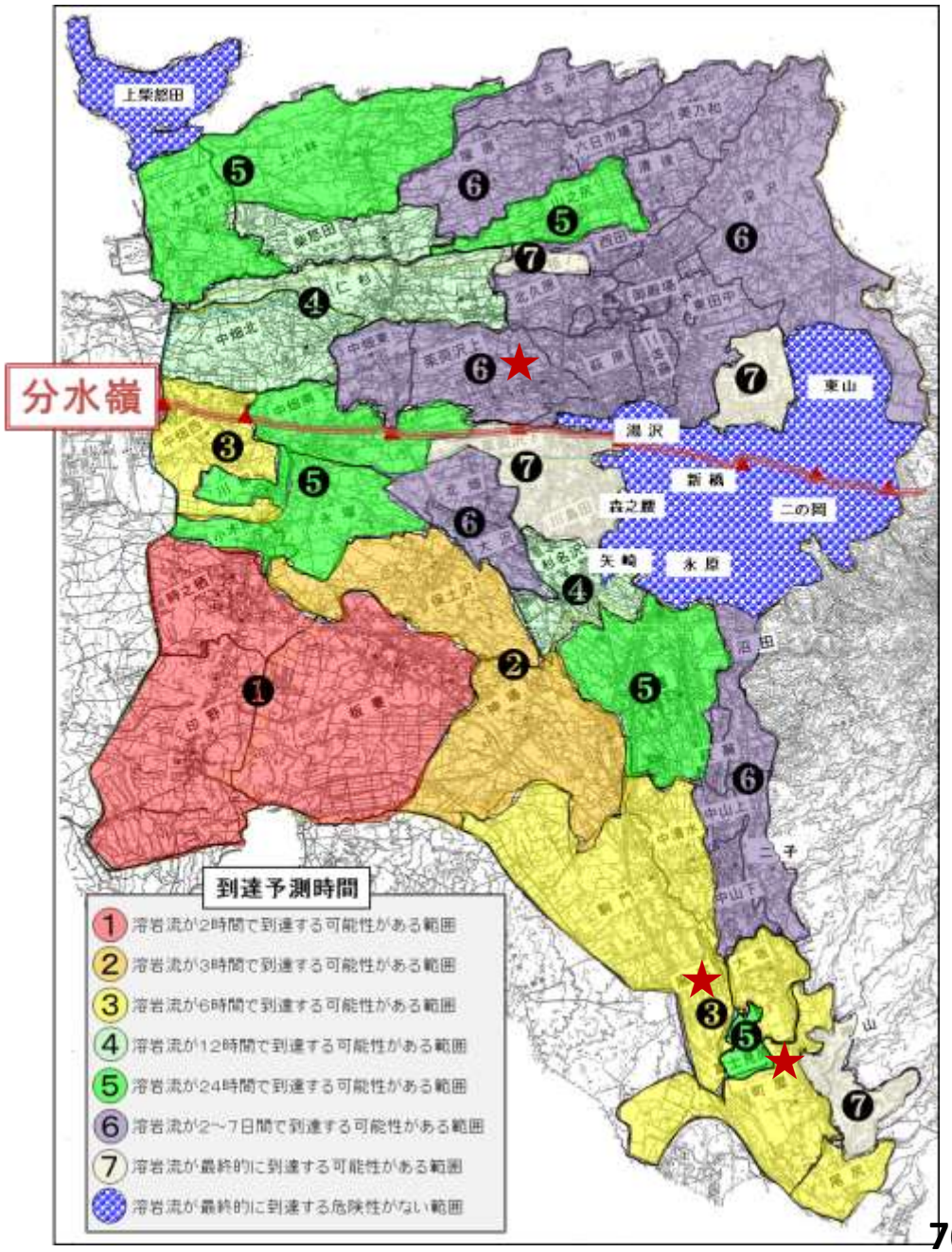

到達予測時間

1. 溶岩流が2時間で到達する可能性がある範囲
2. 溶岩流が3時間で到達する可能性がある範囲
3. 溶岩流が6時間で到達する可能性がある範囲
4. 溶岩流が12時間で到達する可能性がある範囲
5. 溶岩流が24時間で到達する可能性がある範囲
6. 溶岩流が7日間で到達する可能性がある範囲
7. 溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲

溶岩流が最終的に到達する危険性がない範囲

富士山噴火溶岩流59区エリア区分表

避難対象エリア	時間	分水嶺の南側(30) （ライン2）	分水嶺(5) （県道23号）	分水嶺の北側(24) （ライン1）
第3次	2	時之栖、印野、板妻		
	3	保土沢、神場		
第4次	6	小木原、駒門、中清水、 風穴、大坂、町屋、尾尻	中畑西	
	12	杉名沢		柴怒田、仁杉、中畑北
	24	川柳、永塚、竈、富士見原	中畑南	水土野、上小林、山之尻 中畑東
第5次	2～7日	北畑、大沢 萩蕪、中山上、中山下 沼田、二子		塚原、古沢、六日市場、清後、 美乃和、北久原、西田中、萩原、 二枚橋、御殿場、東田中、深沢、 茱萸沢上
第6次	最終	川島田 神山、高内	茱萸沢下	栢ノ木、鮎沢
到達の 危険性なし		森之腰、永原、矢崎	新橋 二の岡	湯沢、東山

※1　区割りについては、溶岩流の流下が少しでも区に含まれる、より早い流下時間に設定
※2　流下可能性外：7区（東山、二の岡、新橋、湯沢、森之腰、永原、矢崎）

富士山火山避難計画の概要

『富士山火山避難基本計画」の骨子

❶ 富士山噴火警戒レベル
（L1～5、噴火直後）

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 避難
			レベル4 高齢者等避難
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 入山規制
		火口周辺	レベル2 火口周辺規制
			※富士山は「噴火口の特定が困難」のため、引き上げ時の
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山であることに留意

❷ 避難対象エリア
（対象エリア第1～6次）

警戒レベル・対象エリア別
基本的な避難要領

静岡、山梨、神奈川の3県など つくる富士山火山防災対策協議会は29日、会合 き、噴火に伴う新たな避難方針をまとめた富士山火山避難基本計画を策定した。旧計画で火山災害警戒区域（3県27市町村）外への広域避難としていた方針を見直し、溶岩流からの避難は自市町内や隣接市町を原則とする。学校など教育関連施設の休校や病院、福祉施設の対策を詳しく定めた。新計画を基に県、市町は地域防災計画の改定を進める。 ＝関連記事32面へ

富士山火山対策協 新基本計画を策定

溶岩流避難 自市町内が原則

警戒区域外方針 見直し

避難対象エリアマップ

（注）一部の噴火で、ここに流られた地域の全てに危険が生じるわけではない。

富士山
小山町
御殿場市
富士宮市
東名高速
新東名高速
富士市
裾野市
長泉町
三島市
東海道新幹線
清水町
沼津市
※県の資料を基に作成

避難対象エリア
第1次避難対象エリア … 想定火口範囲
第2次 … 火砕流、大きな噴石、融雪型火山泥流（一部）
第3次 … 溶岩流（3時間以内）到達範囲
第4次 … 溶岩流（3～24時間以内）到達範囲
第5次 … 溶岩流（24時間～7日間以内）到達範囲
第6次 … 溶岩流（7日～最大57日間）到達範囲
役所・役場

避難基本計画の骨子
- 避難先は自市町内や近隣市町を基本とし、噴火の規模に応じて広域避難を調整する
- 学校や保育園は噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられた段階で休校、引き渡しを行う。第4次避難対象エリアより内側の教育施設は避難確保計画を策定する
- 病院や入所施設は一時避難できる中継ポイントを設ける。第3次避難対象エリア内の福祉施設は避難確保計画を策定する
- 観光客は噴火警戒レベル3で帰宅。登山者はそれより前に下山する
- 噴火開始後の避難は徒歩や自転車を原則とする。噴火前に自主避難する場合は車でも可能

避難先の考え方を改めたのは2021年に詳細なハザードマップが示されたため。溶岩流の流下状況を見ながら、到達が予想されない場合は、火山災害警戒区域内であっても、自市町内や隣接市町への避難を検討する。近隣への避難によって住民の負担軽減を図る。避難させる地域も状況を踏まえて段階的に広げていく。一方、噴火の規模が大きい場合には、県を中心に広域避難を調整する。

新計画では、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられた段階で、第1～6次全ての避難対象エリア内の学校、保育園などは休校や保護者への子供の引き渡しを行う。

病院や福祉施設などは避難先の調整や搬送に時間を要する。まずは安全を確保するために、すぐに噴火現象が及ばない地域の体育館などを中継ポイントとして設定し、一時的に避難する。

今後、各市町は第4次エリアより内側の教育施設

県議選あ

統一地方選 2023 しまおか

統一地方選は31日、静岡、浜松両政令市長選に続く県議選と浜松市議選が告示される。投開票は両市長選と同じ4月9日。

＝関連記事2、4面へ

県議選は清水町・長泉町選挙区が分割され、それぞれ定数1の清水町と長泉町となり、選挙区は前回から1増の34選挙区となる。沼津市は1減の定数3。県議会の定数68は変わらない。事前の立候補予定者説明会

『富士山火山避難基本計画』の考え方（アウトライン）

～ 計画改定の基本方針 ～

「いのち（命）」を守る、

「くらし（生活）」も守る！

◆◆◆ 計画策定のポイント ◆◆◆

❶ 基本的な事項を提示。市町村が地域特性を踏まえて作成

❷ 自主的な分散避難の奨励（L1からL3：自家用車使用で避難）

❸ 避難先は、自市町や近隣市町を基本。状況により広域避難

❹ 避難は、原則徒歩で避難。交通渋滞を抑制

❺ 降灰時は、原則屋内に避難。1週間分の必需品を自ら準備

富士山火山における避難の全体イメージ

※それぞれの地域特性を考慮し必要に応じて調整

噴火警戒レベル別の対応

⇒ 御殿場市の対象エリア：第3～6次

避難対象エリア	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次
対象とする範囲	想定火口範囲	火砕流・火砕サージ、大きな噴石が到達する可能性のある範囲、融雪型火山泥流の一部	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲（2～3時間）	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲（6・12・24時間）	溶岩流が7日以内に到達する可能性がある範囲（2～7日）	溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲（最長57日）

噴火警戒レベル		
レベル1		
解説情報【臨時】	住民	
	観光客	
	分散避難	
レベル3	住民	
	観光客	
	分散避難	
レベル4		
レベル5		
噴火直後		
噴火状況判明後		

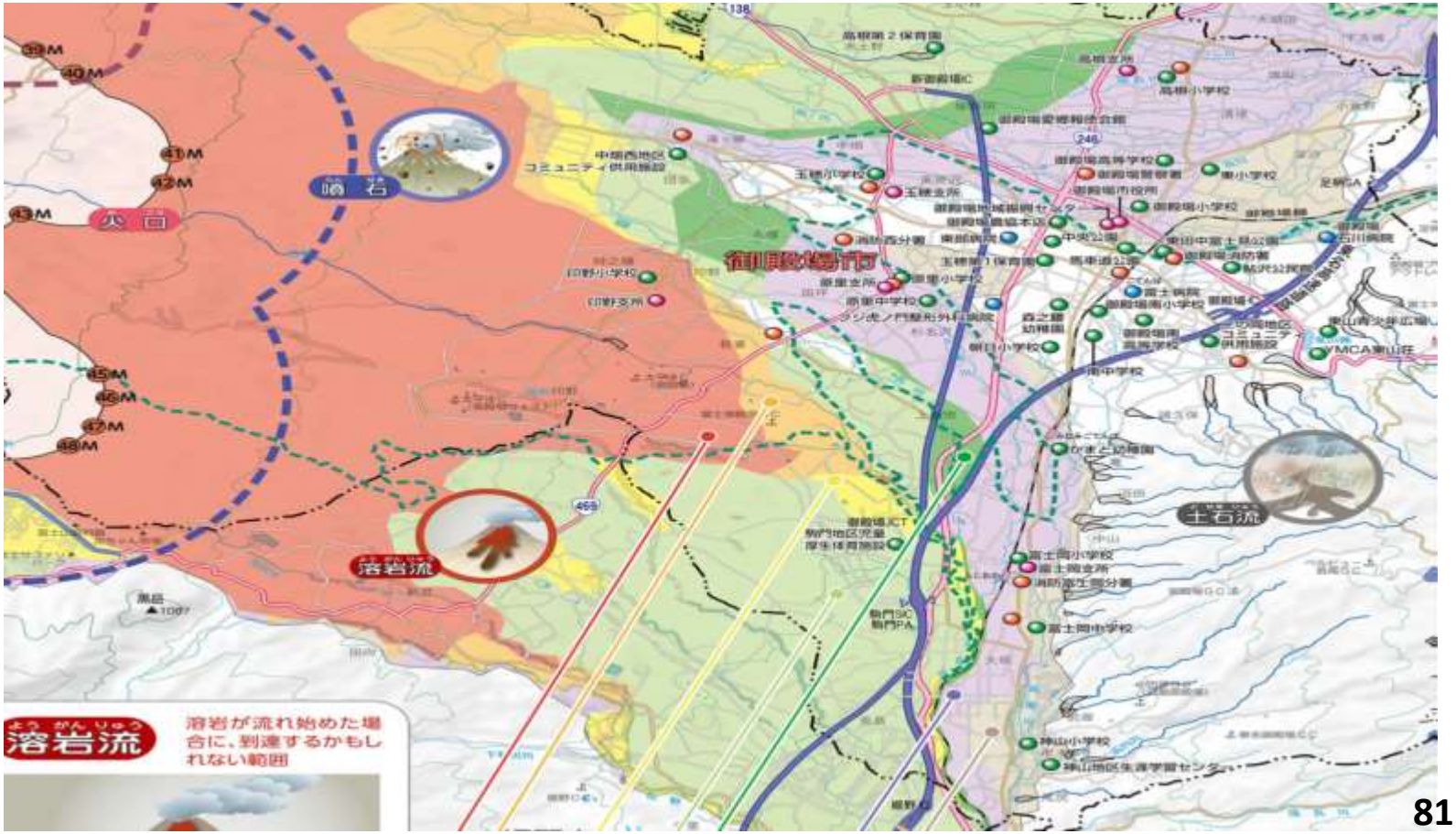

富士山火山における避難の全体イメージ

※それぞれの地域特性を考慮し必要に応じて調整

噴火警戒レベル別の対応

⇒ 御殿場市の対象エリア：第3～6次

避難対象エリア		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次
対象とする範囲 ＼ 噴火警戒レベル		想定火口範囲	火砕流・火砕サージ、大きな噴石が到達する可能性のある範囲、融雪型火山泥流の一部	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲（2～3時間）	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲（6・12・24時間）	溶岩流が7日以内に到達する可能性がある範囲（2～7日）	溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲
レベル1		平　時　（活火山であることに留意）					
解説情報【臨時】	住　民	情報収集体制（行政機関から出される情報に注意）					
	観光客等	登山者は下山、第4次避難対象エリアまでに滞在する観光客等はレベル3までに帰宅				情報収集体制（行政機関から出される情報に注意）	
	分散避難	影響範囲外への自主的な避難を希望する住民は、分散避難を実施 この場合、避難対象エリアに拘わらずレベル1～3のうちは自家用車を利用可					
レベル3	住　民	避難行動要支援者、一般住民とも避難	園児・児童・生徒の引き渡し等				
	観光客等	第4次避難対象エリアより内側に滞在する観光客等はレベル1～3のうちに帰宅				情報収集体制（行政機関から出される情報に注意）	
	分散避難	避難済み ※逃げ遅れが生じた場合、救出救助	分散避難を実施影響範囲外への自主避難を希望する住民は、分散避難を実施 この場合、避難対象エリアに拘わらずレベル1～3のうちは自家用車を利用可				
レベル4			避難行動要支援者、一般住民とも避難	要支援者避難	情報収集体制（行政機関から出される情報に注意）		
レベル5			避難済み ※逃げ遅れが生じた場合、救出救助	一般住民は情報収集体制	要支援者は避難準備	情報収集体制（行政機関から出される情報に注意）	
噴火直後				溶岩流の影響がある地域は避難	避要支援者は必要に応じ避難開始	情報収集体制（行政機関から出される情報に注意）	
噴火状況判明後				溶岩流の流下方向（影響エリア）は避難（降灰が生じた場合、車両での避難は困難となるため、徒歩での避難）			
				降灰後土石流の可能性のある地域から避難			
				降灰時は、原則自宅又は堅牢な建物での屋内避難			

※ 上記は、標準的な対応を示したものであり、各市町村が地域特性を考慮した上で、避難準備や移動手段を選択し、それぞれの計画とすることを想定している。

溶岩流の流下に伴う避難対象エリア別避難等開始基準（いつ）

<table>
<tr><th>避難対象エリア</th><th>第１次</th><th>第２次</th><th colspan="2">第３次</th><th colspan="2">第４次</th><th colspan="2">第５次</th><th colspan="2">第６次</th></tr>
<tr><td>避難者の属性</td><td>観光客等
（登山者を含む。）</td><td>観光客等</td><td>要支援者</td><td>一般市民</td><td>要支援者</td><td>一般市民</td><td>要支援者</td><td>一般市民</td><td>要支援者</td><td>一般市民</td></tr>
<tr><td>レベル１</td><td colspan="10">平　時（活火山であることに留意）</td></tr>
<tr><td>解説情報（臨時）</td><td rowspan="2">帰　宅
（登山者は下山）</td><td rowspan="2">帰　宅</td><td colspan="9">情報収集</td></tr>
<tr><td>レベル３</td><td>避難準備</td><td colspan="8">情報収集</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="9">園児・児童・生徒の引き渡し</td></tr>
<tr><td>レベル４</td><td></td><td></td><td>避難開始</td><td colspan="2">避難準備</td><td colspan="6">情報収集</td></tr>
<tr><td>レベル５</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4">避難準備</td><td>情報収集</td><td>避難準備</td><td>情報収集</td></tr>
<tr><td>噴火直後</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">避難開始
（対象パターンで必要な範囲）</td><td colspan="6">避難準備</td></tr>
<tr><td>噴火状況判明後</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="6">避難開始
（リアルタイムハザードマップで必要な範囲）</td></tr>
</table>

溶岩流の流下パターンによる避難の考え方（案）

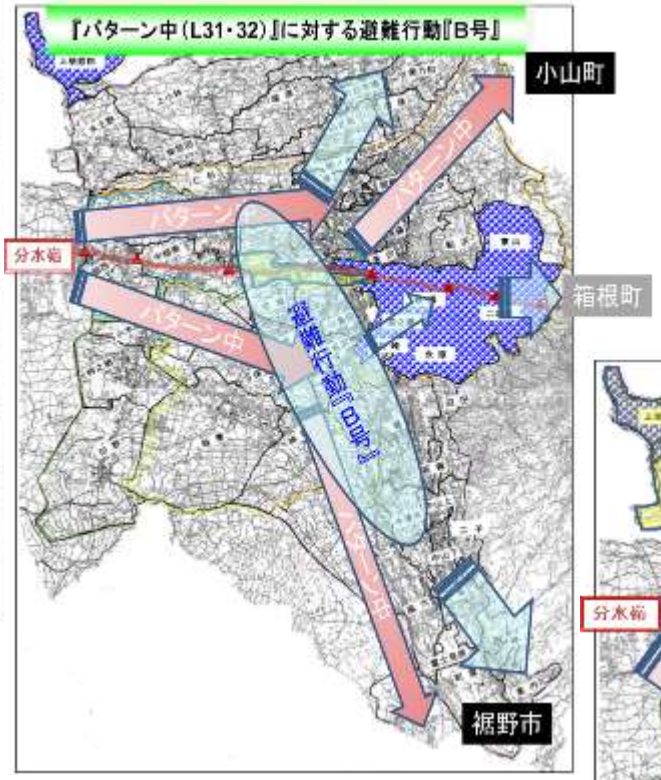

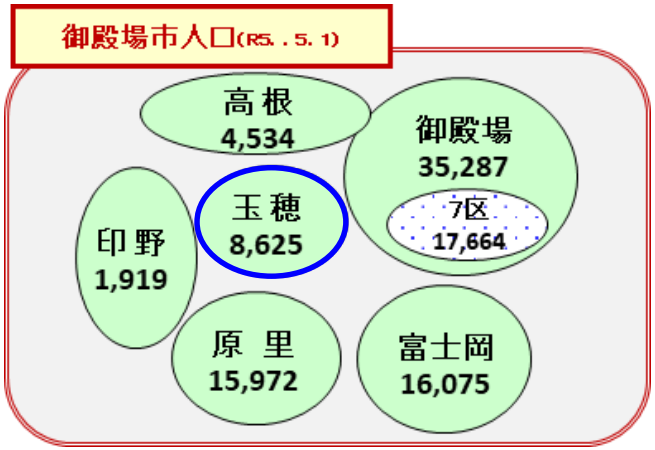

溶岩流と歩く人の速度の比較

時速 1 km (まれに時速数10kmの場合も)

富士山：約4km以下

ある　ひと
歩く人

時速 4 km

自転車

時速 30~40 km

じどうしゃ
自動車

時速 60 km

しんかんせん
新幹線

時速 270 km

時速 100~300 km

4　広域避難先の見直し（市内⇒近隣市町⇒広域市町）

○ これまでは、噴火現象の到達が想定されない地域（避難対象エリアの外側）まで避難することとしていたが、ハザードマップが精緻化されたことや、くらしを守る観点から隣接市町村への避難も採用することとした。

○ 富士山では火口位置が噴火まで特定できないことや火山災害の特殊性に鑑み、予め避難先を決定するのではなく、噴火の状況に応じて避難先を確保することで円滑な避難体制を構築する。

旧計画（広域避難先は、火山災害警戒地域外を想定

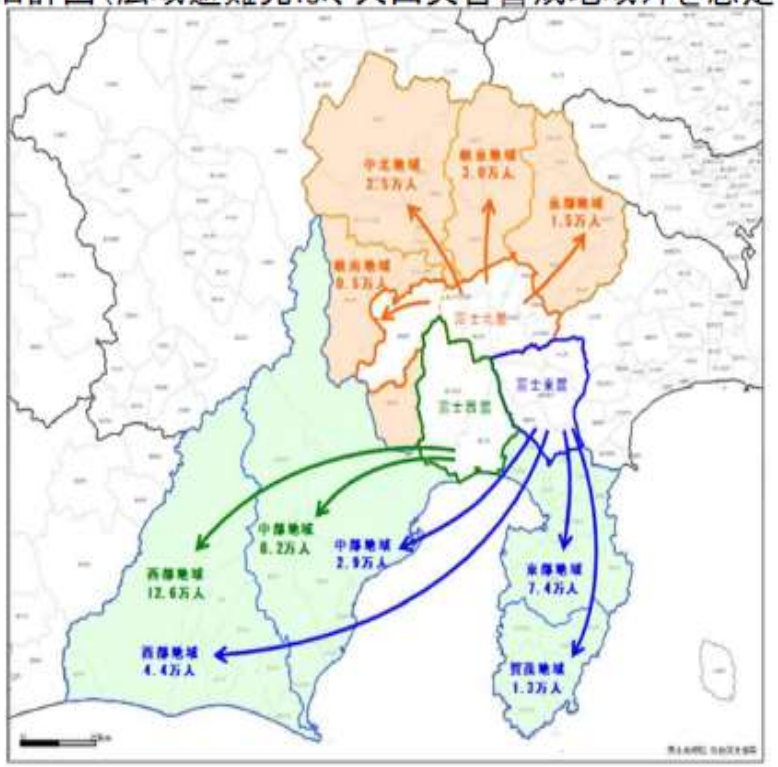

新計画（火山災害警戒地域内の隣接市町村へも避難

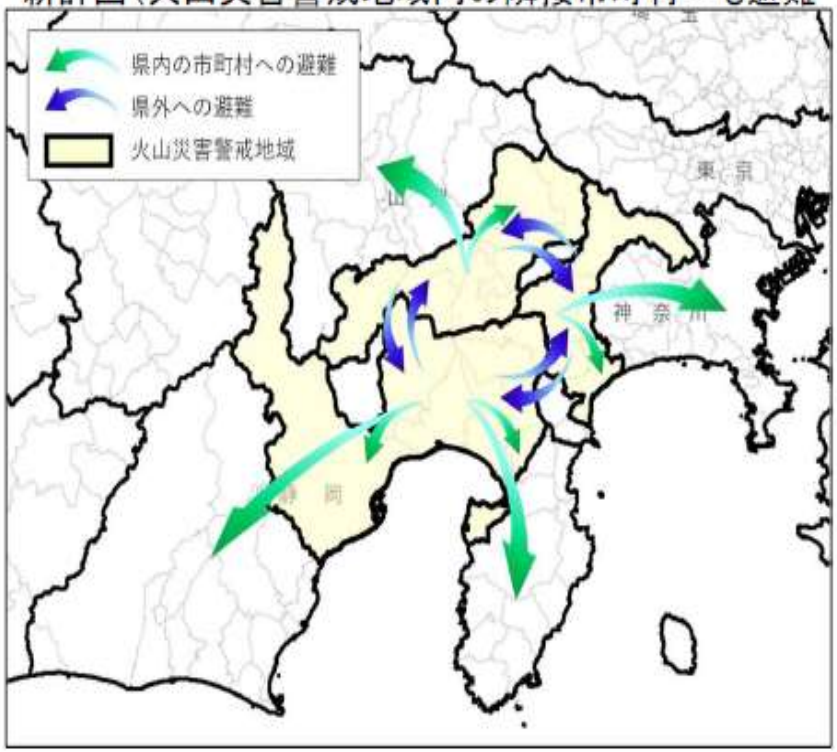

これまでは、市町村外への避難（広域避難）の際は、火山災害警戒地域外への避難を想定していたが、安全確保が可能であれば、隣接市町村へ避難することで短時間での避難完了や住民の負担軽減を図ると共に、就業の継続など地域社会の継続を考慮した。

御殿場市と近隣市町の相互支援

降灰が関東圏全域に及ぼす影響

噴火（降灰等）に伴う人体等への影響

避難に備えて

●避難する場合は、以下に注意しましょう

■忘れてませんか？

1 戸締り、電気、ガスの元栓を確認しましょう。
2 貴重品は忘れずに持参しましょう。
3 非常持ち出し品を確認しましょう。
4 外出中の家族のために、避難先を書いたメモを残しましょう。

■避難する場合は・・・

1 市役所や消防団などの指示に従い、落ちついて行動しましょう。
2 お年寄り、赤ちゃんのいる人、体の不自由な人、外国人などの避難を助けましょう。
3 小石が降ってくることがあるのでヘルメットなどで頭を守りましょう。また灰を吸い込まないようにマスクやゴークルをつけましょう。
4 くぼ地には有毒ガスがたまりやすいので、近づかないようにしましょう。

■避難場所では・・・

1 人数を確認し、逃げ遅れた人がいないか確認しましょう。
2 お互いに助け合いましょう。
3 ラジオやテレビ、同報無線などの情報に注意しましょう。

●噴火しそうな時、噴火が始まった時には

気象庁が発表する火山情報に注意しましょう。

デマやうわさに惑わされないようにしましょう。

テレビやラジオのニュース、市の無線などを聞いて正しい情報を得ましょう。

避難勧告などの指示があった場合には従いましょう。

気象庁における火山の監視・観測

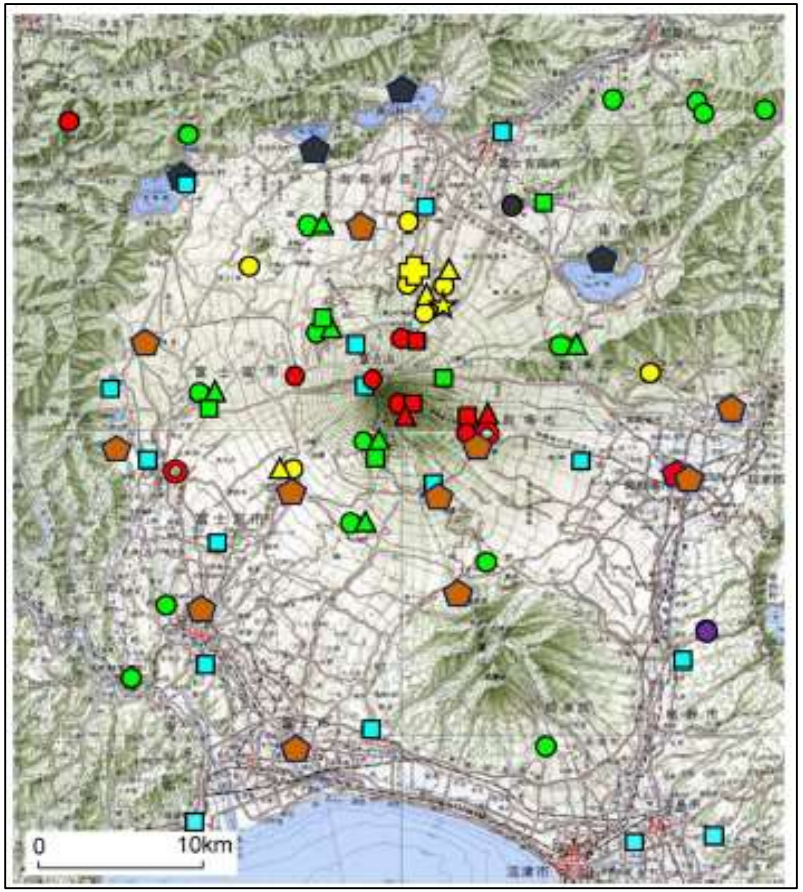

観測している機関

- 気象庁
- 防災科学技術研究所
- 東京大学地震研究所
- 国土地理院
- 山梨県・富士山科学研究所
- 神奈川県温泉地学研究所
- 国土交通省中部地方整備局

観測項目

- ○ 地震計(地震観測) 火山性地震や微動をとらえる
- △ 傾斜計 □ GNSS ひずみ計 (地殻変動観測) 地面の動きを計り、マグマの移動をとらえる
- ☆ 全磁力計 地下の熱をとらえる
- ◎ 空振計 噴火に伴う音波をとらえる
- ⬠ 監視カメラ 噴煙や土砂移動などをとらえる

GNSS:衛星測位システム

気象庁における火山の監視・観測

point

○ 気象庁は噴火の前兆を捉えて噴火警報などを的確に発表するため、富士山周辺の観測施設を利用し、火山活動を24時間体制で監視しています。

富士山周辺の火山観測施設の分布図

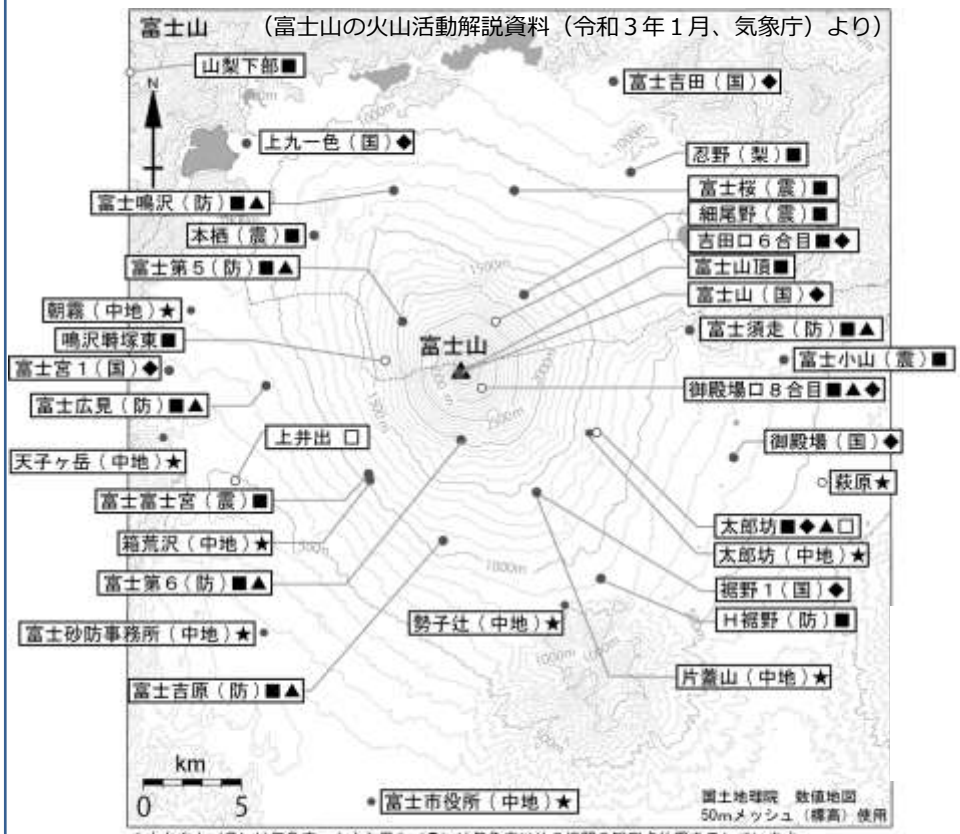

小さな白丸（○）は気象庁、小さな黒丸（●）は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。
（国）：国土地理院、（防）：防災科学技術研究所、（震）：東京大学地震研究所、
（中地）：中部地方整備局、（梨）：山梨県

火山観測機器

□：空振計

■：地震計

★：監視カメラ

▲：傾斜計

（注）写真は観測孔に埋設する前の傾斜計センサー

◆：GNSS

国が主体となり実施すべき事項
（溶岩流・降灰状況に応ずる支援経路の選択）

緊急（非常）災害対策本部・現地対策本部の設置

❶ 迅速な情報収集体制

❷ 人命救助支援ための部隊派遣

❸ 緊急避難場所の確保

❹ 避難に必要なルートの確保

❺避難者生活支援

❻災害医療支援の実施

❼降灰除去の活動

究極の富士山噴火への対応　5段活用

1「避ける」－溶岩流の流れるエリアは、避ける！

2「逃げる」－溶岩流が来たら、逃げる！

3「祈る」－富士山・浅間神社に、祈る！

4「耐える」－降灰が来たら、耐える！

5「諦める」－家が溶岩流に埋まったら、諦める！

災害に対する覚悟

生

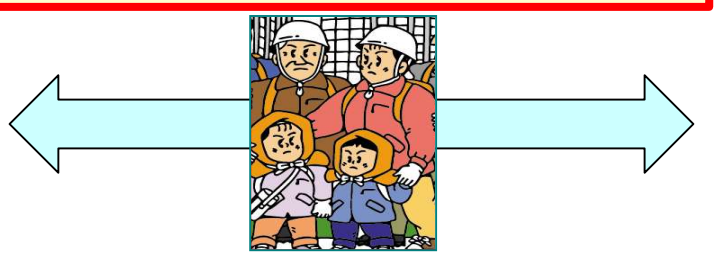

死

日本経済新聞『地域の風』（10／5付）

地域の風

富士山噴火、御殿場の本気

近い将来の噴火が懸念される富士山。静岡県御殿場市は溶岩流対策の詳細な検討を進める。2021年に17年ぶりに改定した富士山ハザードマップ（HM）に基づき溶岩流の流路を分析し、到達パターンに合わせた避難訓練を実施する。「近未来に必ず訪れる巨大災害」を前提とした本気の備えにほかならない。

「想定される仮想敵は溶岩流。被害を最小限にとどめる後退行動が必要となる」。御殿場市の杉本嘉章・危機管理補佐監は溶岩流対策の考え方を説明する。

陸上自衛隊で陸将補まで務め、出身地の御殿場市に戻った杉本氏。「大規模避難には戦術的思考が必要」と強調する。経験を生かして地理を分析し、山腹から市中心部に向け「分水嶺」があることに着目。火口の位置によって溶岩流が分水嶺を境に南北2方向に分かれるとして、3パターンの避難路を策定した。

地図の精度を上げた改定HMでは詳細な起伏データを基に、溶岩が流れ着く地区を正確に特定して効率的な避難ルートを定めた。住民は防災無線で流される「M42」といった想定噴火口の番号だけで正しい方角に避難できる。これまでは全住民の避難が訓練の前提だったが、市民約8万5000人のほぼ半数は自宅待機も可能になる。

改定では溶岩の最大噴出量が7億立方㍍から13億立方㍍に増えた。御殿場市に流れて来る溶岩流は38パターンあるものの、流れる速さは人が歩くよりも遅いという。冷静に避難すれば溶岩流による人的被害はゼロに抑えられる。一方で交通事故や転倒など避難時のトラブルも想定され、こうしたリスクも避難マニュアルに盛り込んだ。

溶岩流が到達しない地区との避難に向けた連携も重要な対策となる。同市は毎年11月の最終日曜日に避難訓練を実施。モデル地区に指定した区域での被害想定に基づき、避難先となる地区を含めた訓練を実施する。

訓練にはエキストラの避難者も参加する。「ペットを避難所に連れてきた」「おばあちゃんが動けません」「熱っぽくてコロナに罹患（りかん）している可能性がある」などのケースを住民に伝えずに実施。より現実的な要素を加え、緊張感を持たせる。

避難の練度を上げても、なお危険は残る。冬季には融雪した火山泥流が最短13分で市役所に届く。溶岩流による東名高速道や新幹線の寸断、火山灰の降灰による通信や物流システムを中心とした首都機能のマヒといったより広域の被害も想定される。

溶岩流による犠牲をゼロにできたとしても「広範囲に流出する溶岩流の撤去は非常に困難で、復興には国を含めた周辺自治体などの支援が欠かせない」（杉本氏）。その復興のスピードは首都圏の噴火対策の充実と重なる。最前線の自治体が見せる切迫感はひとごとではない。（和佐徹哉）

避難計画を説明する杉本危機管理補佐監（9月、静岡県御殿場市）

静岡

説　明　項　目

Ⅰ　御殿場市の災害「特性と対応」

◆ 災害上の特性

◆ 災害への対応（地域防災計画）

Ⅱ　各種災害への特性と対応

Ⅲ　避難所の開設・運営考え方

『市指定避難所の開設・運営の考え方について』

～ 災害は、「まさか？」じゃなくて「来たか！」で対応し、大切な命を守る！ ～

震災における一般的活動

段階区分	予防	第I期	第II期	第III期	第IV期
		即時対応期	応急対応期	本格対応期	復旧・復興期
		（発災当日）	（１～３日程度）	（３日～１W）	（１W～数年）
状況	★ 前震	★ 地震発生 ／ 被害状況の判明／避難所運営 ★ ライフライン（電気・水道・ガス・電話・交通等）寸断　★火 災　★津 波　// 富士山噴火			
災害対応	防災教育 防災訓練 防災会議 ・ 非常時の備え	◆ 自助（先ずは自分自身で身を守る！） ◆ 共助（地域の人々がお互いに助け合う！） ◆ 公助（行政を中心とした様々な対応、大規模災害では行政機関も被災） 緊急対策（救命・救出）→ 応急対策（ライフライン復旧）→ 復旧・復興対策 （社会基盤の再建）			
災害対策本部の行動	規則整備 本部付班 図上訓練 総合訓練	◆市役所職員参集 ／ ●避難所・救護所の設置・運営（物心両面の支援） ①情報活動　②本部員会議開催（災害応急対策）　③災害広報 ★ 災害対策本部（支部）設置への報告等			
活動内容	防災訓練 ・ 待機任務	● 初動体制確立 ● 人命の救助 ● 避難所の開設	● 救護所の開設 ● 生活支援 ●災害救助法業務	●ライフライン普及 ●仮設住宅の設置、復旧支援等	●復旧・復興 ●生活再建等被災者支援

主要な災害応急対策

捜索・救助
患者空輸
物資輸送
消火活動
避難所の開設
ライフライン復旧活動
救護所の開設
災害対策本部
災害ボランティア本部
入浴支援
給水・給食支援

災害対策本部として執るべき災害応急対策

全部・要員が一丸となって災害応急対策＝住民の生命、身体、財産の保護を遂行する！！

自治体の責務

住民の生命、身体及び財産の災害からの保護

災害対策本部

- 本部長
- 副本部長
- 本部員（各部局長）
- 本部要員
  - ○参謀として本部長の意思決定を補佐
  - ○実行部隊として、本部決定事項を執行

各部長の立場

本部室付班

- 企画部
- 総務部
- 環境市民部
- 健康福祉部
- 産業スポーツ部
- 都市建設部
- 会計部
- 教育部
- 議会部
- 広域行政部
- 支部
- 非常備消防部
- 常備消防部

実施すべき業務

執るべき災害応急対策

- ◎ 発災当日の被害状況
- ①救護所の開設・運営状況
- **②避難所の開設・運営状況**
- ③応急危険度判定実施状況
- ④備蓄物資の配分状況
- ⑤ライフラインの復旧状況
- ⑥観光客への対応
- ⑦遺体収容所の開設・運営状況
- ⑧災害ボランティア本部開設支援
- ⑨農林業施設の被害及び復旧状況
- ⑩安全情報の収集に関する状況
- ⑪市民広報及び報道対応状況
- ⑫職員の被害状況及び再編成
- ⑬本部施設の被害・復旧状況
- ⑭公用車の集中管理（配車）状況

・情報収集・提供・伝達
・報告・要請・連絡・調整
・要請・要求・相談への対応

- 住民
- 学校（避難所）
- 自主防災会等
- 民児委協議会
- 管理施設
- 関係機関
- 事業所
- 協定業者
- 観光施設
- マスコミ
- 社会福祉協議会等
- 帰宅困難者（観光客）
- 国・他自治体
- 応援部隊
- 協定締結市
- 要配慮者
- 在留外国人
- その他

御殿場市指定避難所運営組織（28ヶ所）

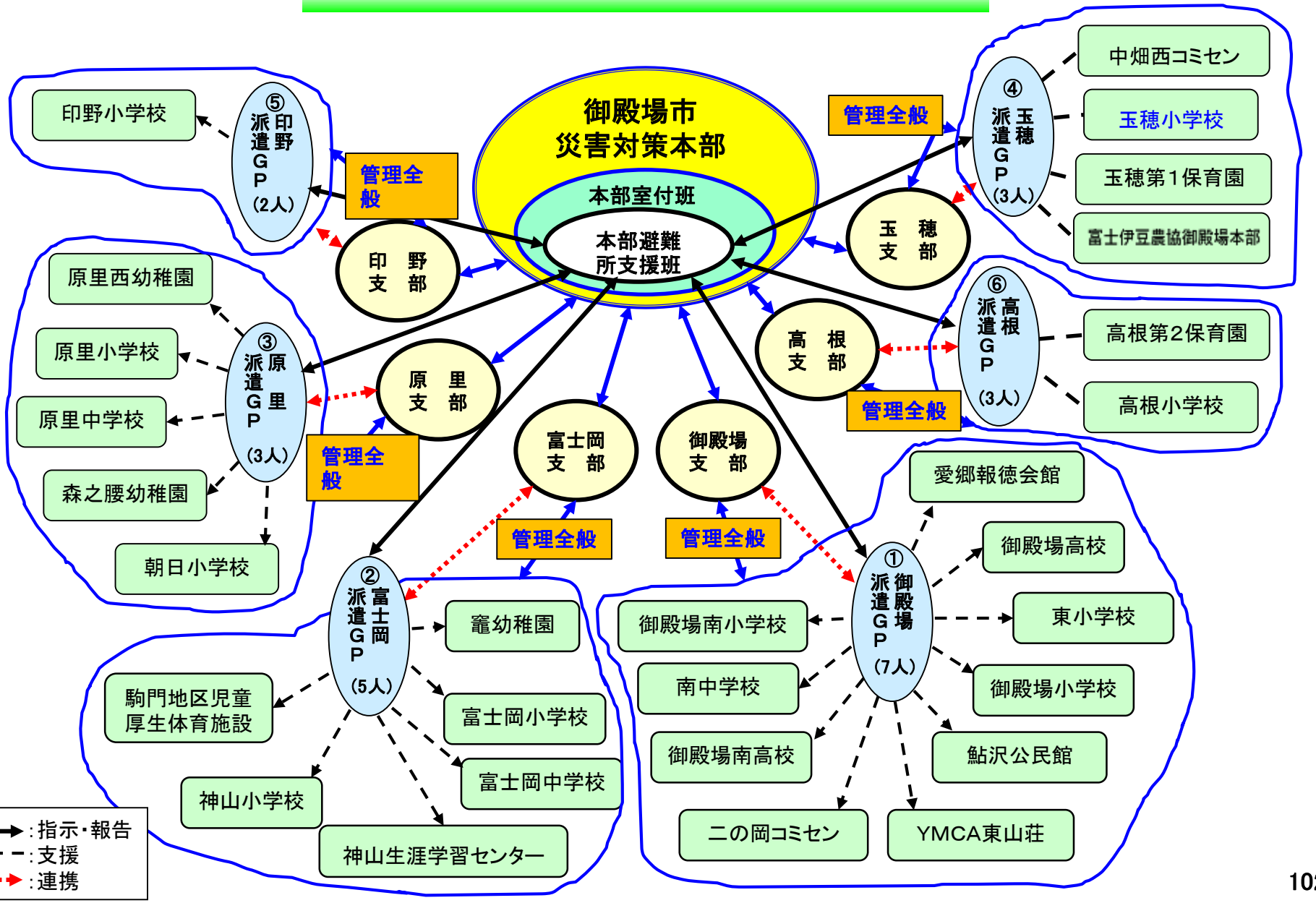

生きる
―避難所から

東日本大震災では、被災から1カ月が過ぎても15万人以上が避難所生活を送っている。東北の春はまだ寒く、燃料不足、物資不足のなかで凍える夜が続く。その上に、激しい余震が襲いかかる。被災者を支えているのも、また被災者だ。

女の子は菜っ葉のみそ汁を大切そうに飲んだ。避難所では温かい食べ物は貴重だ＝15日、宮城県女川町

男性は、津波で亡くした長男と、行方不明の妻の写真をじっと眺めていた＝18日、宮城県名取市

「生き残った時から、
新たな苦しみが始まる･･･。」

震災当日夜:
ペットボトル1本を40人で
イチゴ1つを4人で分けて・・・

避難所での不自由な生活
避難所での過酷な生活：
個人の自由が利かない中で
食事、トイレ、洗面も全て順番待ち・・・

避難所での不自由な生活

水トレーラー

宿泊天幕

仮設トイレ

簡易トイレ

入浴場へのご案内

避難所の開設・運営の主体

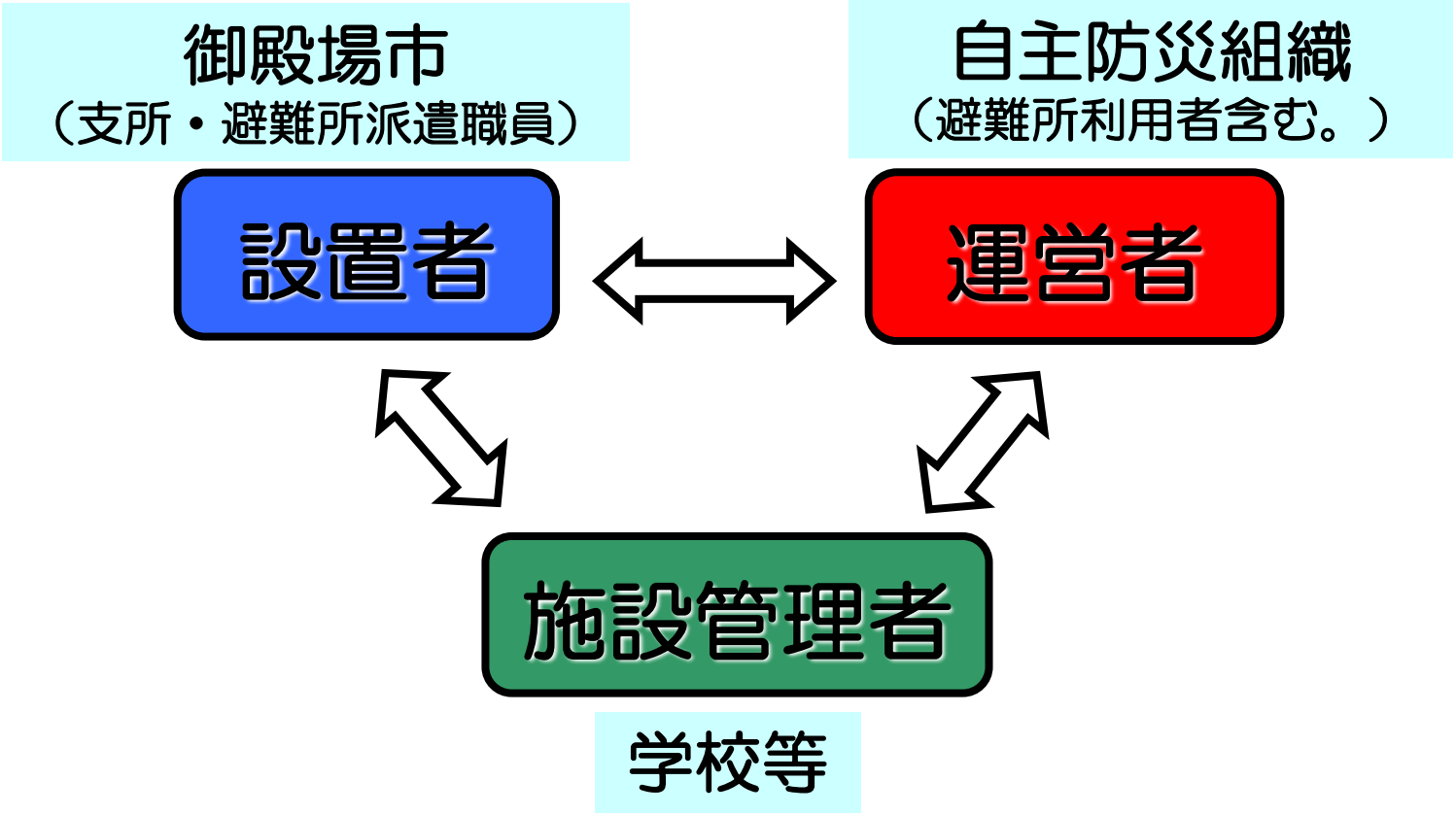

・避難所の開設：設置者である市が、施設管理者である学校等の協力を得て行う。
・避難所の運営：自主防災会（立上げ主体）→ 避難者自身による運営組織へ移行

・行政職員や施設職員は、避難所運営の協力者として携わり、運営者が依存し過ぎることがないように心がける。→ 避難所のニーズの把握が重要

避難所運営の主な役割分担

組織等	役　割
❶支所（支部）	・避難地、避難所の管理全般（各避難所組織の確認）
❷避難所利用者 （避難所運営組織）	・避難所の運営主体 ・地域のマニュアル等に基づく避難所開設後は、自主防災会から運営を引き継ぎ、利用者全員をメンバーとする「避難所運営組織」を立ち上げ
❸自主防災組織 （59区）	・避難所の立ち上げを主導 → 適宜、利用者による避難所運営組織に体制を移行 ・避難所や地域住民への情報伝達 ・在宅避難者の把握及び支援 ・地域全体の防火・防犯活動
❹避難所施設管理者 （学校等）	・市職員と連携し施設・設備の被害状況や安全性の確認 → 建築物応急危険度判定担当者との連携 ・施設管理・避難所派遣の運営支援（主に施設、備品）
❺市からの派遣職員	・施設管理者と協力して避難所の開設、解消（閉鎖） ・市災害対策本部（支部）との連絡調整 ・避難所の運営支援（御用聞き）

避難所立ち上げ組織の発足

○避難所の運営（立ち上げ期）

・避難所立ち上げ組織が中心となり、避難所利用所全員の協力の下、以下の仕事に取りかかります。

①居住班の編成

②避難所レイアウト＆入室

③避難者名簿の作成

④避難所運営組織の編成

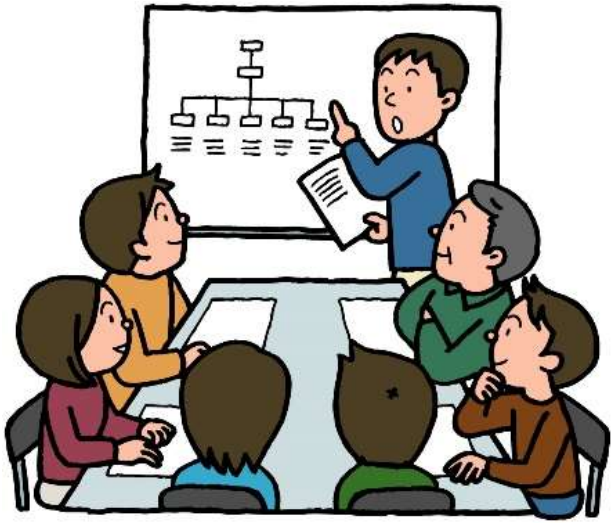

避難所立ち上げ組織図

施設管理者等による避難所支援

利用者主体による避難所運営組織

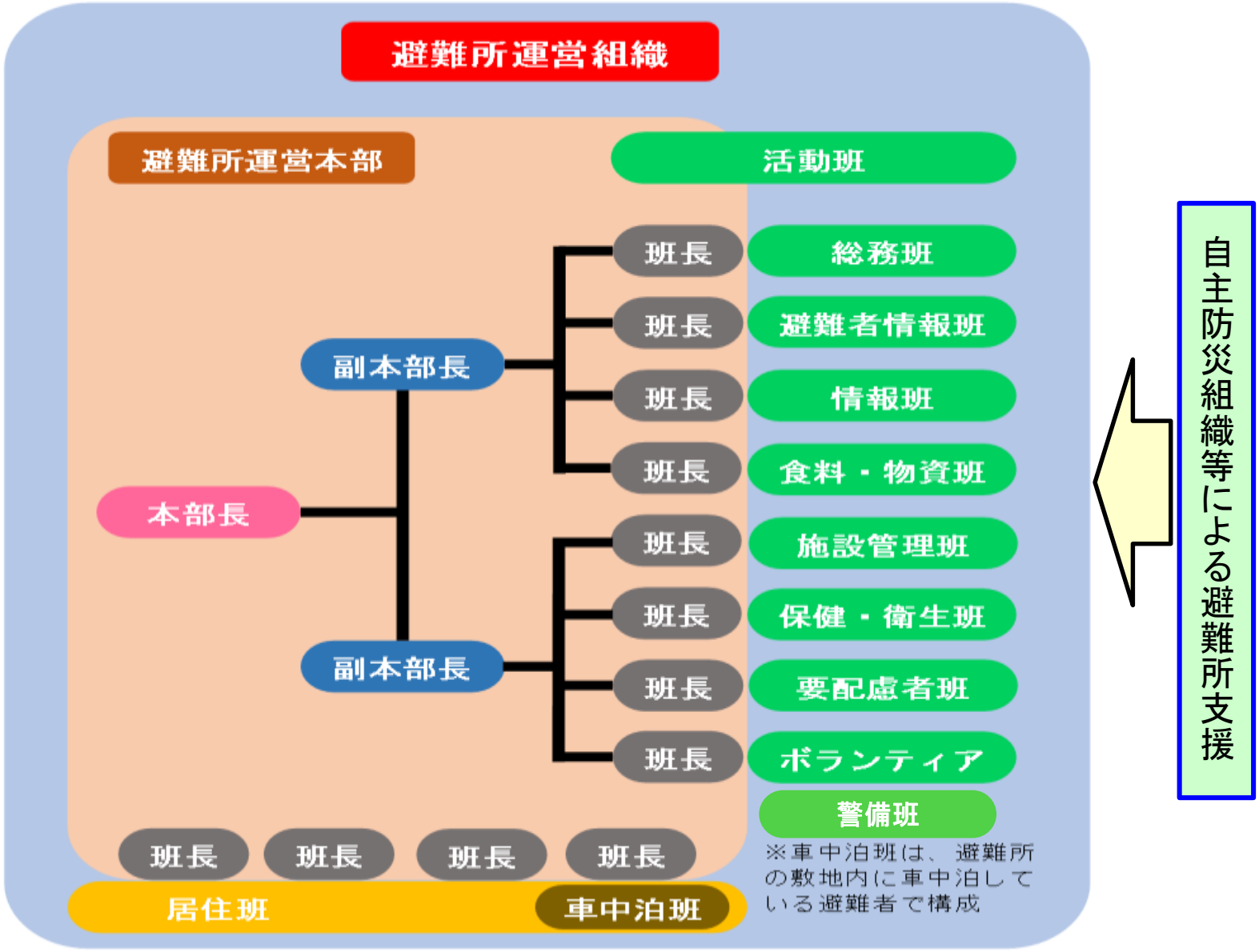

避難所運営上必要な事項

◇ 避難所運営本部の設置

- 避難所利用者が避難所の運営主体
- 自主防災会は避難所の立上げを主導　・市職員は避難所の運営支援
- 施設管理者（学校等）は避難所の運営支援（主に施設・備品）

◇ 各班での活動（役割分担）

① 総務班	運営本部会議の事務局、運営・記録、生活ルールの作成　取材対応、市本部・地域との連携、他班への応援
② 避難者情報班	受付・案内、名簿管理、問い合わせ対応
③ 情報班	情報収集、情報伝達、情報発信
④ 食料・物資班	食料・物資の調達、炊き出し、食料・物資の受入　物資の管理・配給
⑤ 施設管理班	安心・安全な避難所作り、防火・防犯
⑥ 保健・衛生班	トイレ、衛生管理、傷病者への支援、生活用水の確保　ペット、ごみ、掃除、風呂
⑦ 要配慮者班	要配慮者スペースの確保、相談窓口の設置　要配慮者の状況・ニーズ把握、福祉避難所への移送
⑧ ボランティア班	ボランティアニーズの把握、派遣要請、受入
⑨ 警備班	訓練時の安全確保（車両事故防止、歩行者・車両の誘導）

避難所生活から生活再建まで

- 施設の点検・開設 P6
- 受付、避難者管理 P9、21
- ルールづくり P12、50
- 要配慮者への配慮 P9、41
- 地域の支援拠点 P19
- 住宅再建、仮設住宅
- 多様な避難者に配慮したレイアウト P9
- 男女共同参画 P12
- 役割分担・班編成 P14
- コミュニティづくり P10、49
- 避難所解消に向けて P20

地震発生

開設～１週間 → １週間～３週間 → ３週間～ → 生活再建

	開設～１週間	１週間～３週間	３週間～	生活再建
運営主体	【避難所立ち上げ組織を中心に運営】 自主防災組織等	【避難所運営組織を中心に運営】 避難所利用者		住宅再建・仮設住宅等
食	避難生活に必要不可欠な食料・飲料水の提供	メニューの多様化、栄養バランスを考慮		
衣	高齢者、乳幼児、女性等に配慮した必需品の提供（紙おむつ、生理用品等）	より衛生面に配慮した着替え用の衣類や洗濯の機会の提供		
住	衛生面対策、寒暖対策（毛布の配布等）、必要不可欠な生活環境（簡易トイレ等）の提供	マット、畳、簡易ベッド、シャワー等の設備や相談窓口の設置		
被災者のケア	医療の確保	身体の機能低下予防対策、生活習慣病などの疾患の発症や悪化の予防対策	心のケア	
	感染症予防			

避難所開設時の一般的手順

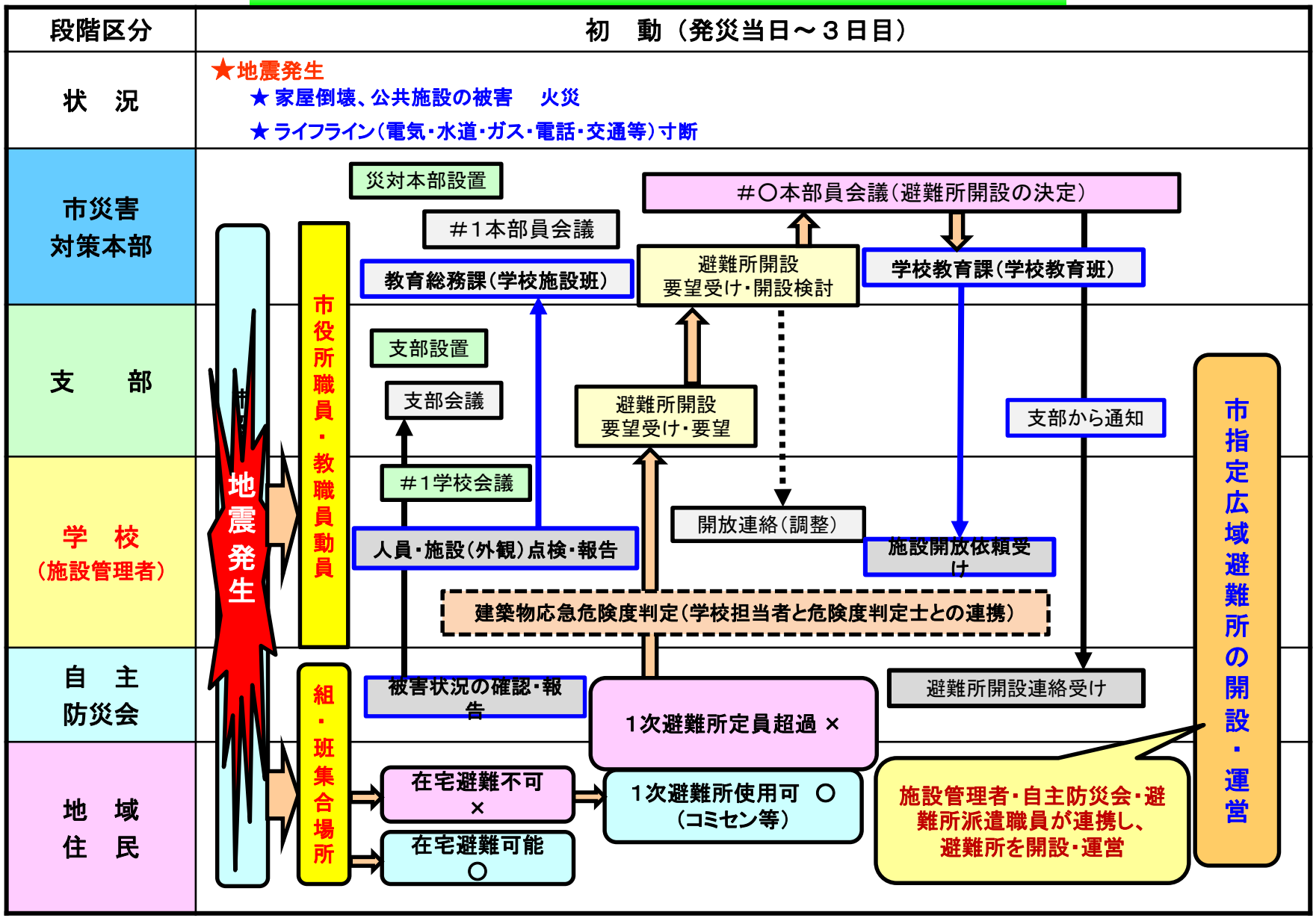

○○区避難所組織図

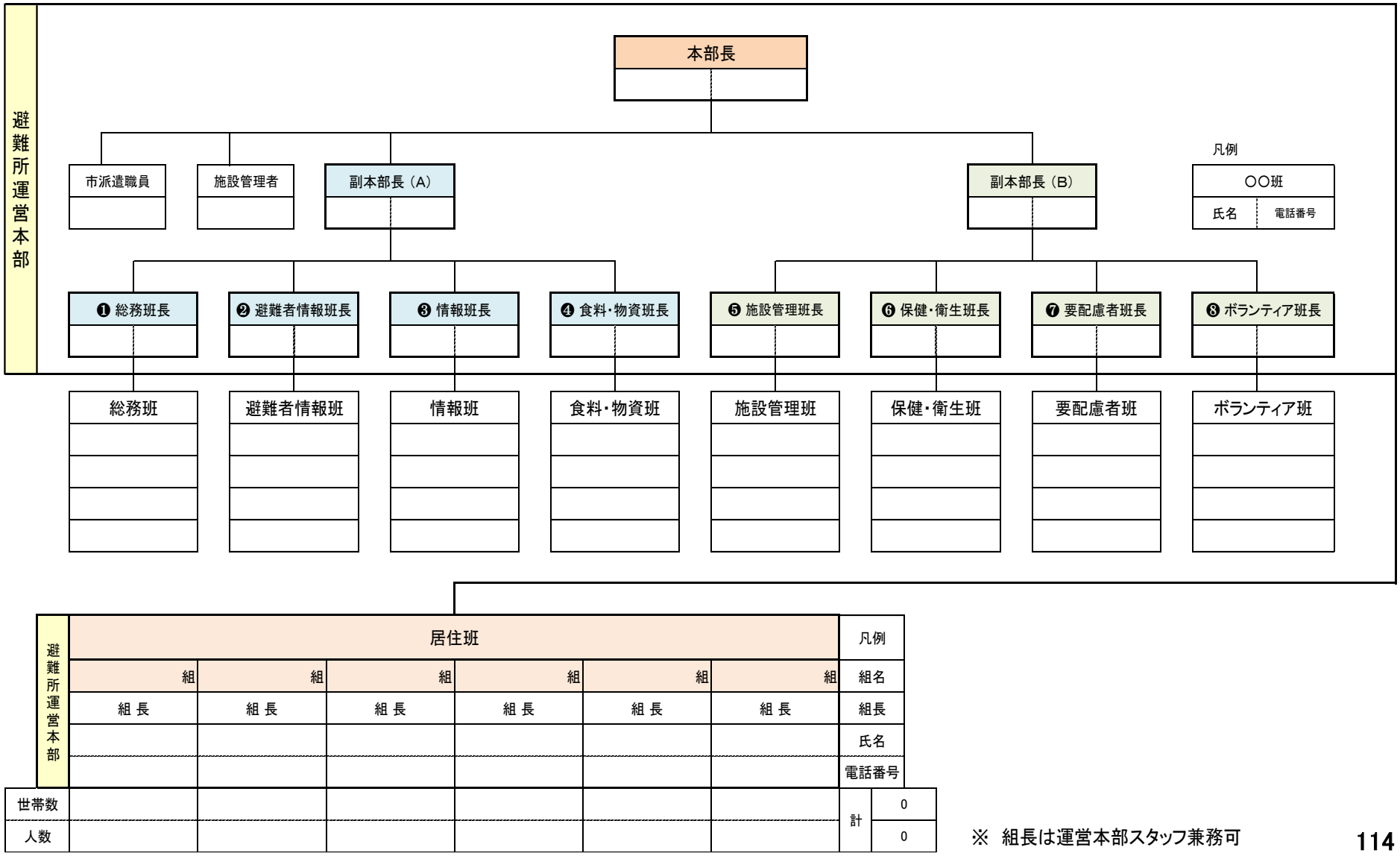

※ 組長は運営本部スタッフ兼務可

『カタログ防災・避難所品』
【提供】相日防災(㈱)

震災における避難所運営業務（その１）

区　分	実　施　項　目	準　備　段　階
市災害 対策本部 支　部	１ 避難所設置・管理・運営要領の検討 ２ 避難所・福祉避難所等指定・協定 ３ 避難所派遣職員の受入れ要領の確認	１避難所管理・運用要領（学校・自主防災会等との役割分担）の検討 ２ 一次避難所、市指定広域避難所（福祉避難所）の指定、協定締結 ３ 災害対策本部との連携、避難所派遣職員の受入れ・連携要領の確認
学　校	１ 災対本部の確立、避難所計画の作成 ２ 初動体制、管理体制の移行要領	１ 災害対策本部の確立、学校避難所計画の作成及び災対本部会議の要領 ２ 初動対処要領、時間経過に伴う自主防・災対本部（支援班）への移管
自主防会	１ 運営本部の確立、運営計画等の作成 ２ 避難所運営本部の運営要領の検討	１ 避難所運営本部の確立、避難所運営計画・避難生活計画書等の作成 ２ 学校からの引継ぎ、避難所支援班との連携、管理・運営要領の確立
I 運営体制 の確立	① 避難所運営体制の確立 ② 避難所の指定 ③ 初動の具体的な事前想定 ④ 受援体制の確立 ⑤ 在宅避難者対策・ 帰宅困難者	① 避難所運営要領の検討（避難所立上げ組織、避難所運営組織の編成） ② 第１次避難所、市指定広域避難所の指定 ③ 避難所運営マニュアルの作成・訓練の実施 ④ 食料・物資・ボランティア等の受入、医師・看護師の救護・巡回 ⑤ 在宅避難民の安否確認方法の検討
II 避難所 の運営	⑥ 避難所運営サイクルの確立 ⑦ 情報の取得・管理・共有、発信 ⑧ 食料・物資管理 ⑨ トイレの確保・整理 ⑩ 衛生的な環境の維持 ⑪ 避難者の健康管理 ⑫ 寝床の改善 ⑬ 衣類の確保・配布 ⑭ 入 浴	⑥ 避難所運営の実施手順の確立 ⑦ 衛星携帯等通信手段・電源の確保、避難所掲示板、マスコミ対応 ⑧ 物資供給計画の作成、在宅避難者用物資の配布体制の確保 ⑨ 災害用トイレの確保（運搬）・管理計画、汲み取り業者との協定 ⑩ ゴミ集積場所の設置、食品管理方法・手洗い等健康チェック方法 ⑪ 避難者の健康管理シートの作成、感染症等予防の取組み ⑫ 寝床スペースの確保・配分（要考慮者優先）、毛布・段ボール確保 ⑬ 衣類（下着等）確保・配布要領の検討 ⑭ 入浴施設、ホテル・旅館、保養所等の協定締結
III ニーズへ の対応 ・ IV 避難所 の解消	⑮ 配慮が必要な方への対応 ⑯ 女性・子供への配慮 ⑰ 防犯対策 ⑱ ペットへの対応 ⑲ 避難所の解消に向けての	⑮ 要考慮者の避難所滞在可能性の検討、各福祉避難所施設との協定 ⑯ 女性・妊婦、子供などの避難所生活考慮事項の確認 ⑰ 避難所における防災対策の検討警察との調整 ⑱ ペット飼育管理ルール確立の検討 ⑲ ホテル等の二次避難所の活用の検討、ライフライン事業者との連携

震災における避難所運営業務（その2）

区　分	初　動（発災当日）	応急期・復旧期・復興期
市災害 対策本部 支　部	１ 被害状況（人的、物的被害）の把握 ２ 災害対策本部会議の実施（市指定広域避難所開設の決定） ３ 支部及び避難所派遣職員の派遣・受入れ	１ 継続的な避難所支援 ２ 仮設住宅の整備 ３ 避難所からの退所支援
学　校 （施設管理者）	１ 学校内被害状況の確認（児童・生徒の安否、施設等の被害状況） ２ 災害対策本部・避難所運営本部の設置、市教育委員会・災対本部への報告 ３ 初動対応（応急危険度判定受け、避難者の受入れ、備蓄物資の配給など）	１　避難所運営本部運営の自主防災会への移管 ２　学校業務の再開準備･再開
自主防会	１ 避難所運営本部の設置、運営本部会議（１～２回／日）の開催 ２ 支部災害対策本部との連携、避難所の管理・運営（避難者の受入れなど）	１ 自防災会による主体的運営 → 避難者主体への移管
I 運営体制の確立	① 避難所運営体制の確立：避難所運営本部会議の実施 ② 避難所の指定：市災害対策本部会議を経て「市指定広域避難所を開設」 ④ 受援体制の確立：ボランティアの必要性の有無 ⑤ 在宅避難者対策・ 帰宅困難者：在宅避難者の安否確認・生活支援	（その３）
II 避難所の運営	⑥ 避難所運営サイクルの確立：避難所の被害状況確認、応急危険度判定 ⑦ 情報の取得・管理・共有、発信：被害状況の把握、情報の入手 ⑧ 食料・物資管理：地域資源（食料）の活用、備蓄物資の配布 ⑨ トイレの確保・整理：トイレ使用ルールの周知・掲示、簡易トイレ配分 ⑩ 衛生的な環境の維持：手洗い方法の周知徹底、防疫資材の確保 ⑪ 避難者の健康管理：健康状態の把握、感染症の予防・対応（食中毒など） ⑫ 寝床の改善：宿泊スペースの確保、毛布等寝具類の配分 ⑬ 衣類の確保・配布：避難者の属性に応じた下着類の確保、 ⑭ 入 浴：水害・土砂災害などで汚れた場合の処置	（その３）
III ニーズへの対応 ・ IV 避難所の解消	⑮ 配慮が必要な方への対応：要配慮者の把握・名簿の作成など ⑯ 女性・子供への配慮：授乳室、更衣室等の確保 ⑰ 防犯対策：警備・防犯班による見回り・声がけ、貴重品等の確実な保管 ⑱ ペットへの対応：ペット避難所滞在ルールに基づく管理	（その３）

震災における避難所運営業務（その3）

区　分	実　施　項　目	初動（３日目まで）、応急期（１週間まで）・復興期
I 運営体制の確立	① 避難所運営体制の確立 ② 避難所の指定 ③ 初動の具体的な事前想定 ④ 受援体制の確立 ⑤ 在宅避難者対策・ 帰宅困難者	① 避難所運営会議の実施（必要に応じNPO・ボランティア等の参画）、行政職員応援要請、ボランティア派遣要請 ② 車避難者エコノミ症候群防止呼び掛け、指定避難所以外の避難所の把握 ④ 多様なニーズに対応するためのボランティアの要請、行政職員応援要請 ⑤ 在宅避難者への生活支援
II 避難所の運営	⑥ 避難所運営サイクルの確立 ⑦ 情報の取得・管理・共有、発信 ⑧ 食料・物資管理 ⑨ トイレの確保・整理 ⑩ 衛生的な環境の維持 ⑪ 避難者の健康管理 ⑫ 寝床の改善 ⑬ 衣類の確保・配布 ⑭ 入 浴	⑥ 避難所運営方針の決定、運営ルールの確立、運営会議（定期）の実施 ⑦ 避難者の安否照会対応、避難所開設状況の周知、マスコミ対応、生活支援情報の仕分け掲示板による掲示、ライフライン復旧情報の確認・提供、携帯電話等充電手段の確保、在宅避難者への支援情報の発信、地域被害状況の集約 ⑧ 避難所・在宅避難者別の必要食数の把握・報告、食料数量・衛星的管理、炊き出し調理器具・食材の確保、暖かな食事の提供・栄養面の配慮、個人属性に応じた栄養面への配慮、在宅避難者への食料・物資配布 ⑨ 避難所汲み取り計画（回収場所・順序・回数）の作成、使用済み携帯トイレ（便袋）の保管場所の確保、感染症患者専用トイレの確保 ⑩ 防疫活動、ハエ・蚊等害虫対策、トイレの衛生的管理、調理担当者の検査 ⑪ 暑さ・寒さ対策、健康相談窓口の確保、心のケア専門相談、持病への対応 ⑫ 段ボールベッド等簡易ベッドの設置、プライバシーへの配慮 ⑬ 体型、季節に合った衣類の確保、洗濯場（洗濯機・乾燥機）の確保 ⑭ シャワー・風呂の確保、入浴計画の作成、開設場所の情報発信
III ニーズへの対応 ・ IV 避難所の解消	⑮ 配慮が必要な方への対応 ⑯ 女性・子供への配慮 ⑰ 防犯対策 ⑱ ペットへの対応 ⑲ 避難所の解消に向けての	⑮ 避難者同士の見守り体制の確保、外国語対応、福祉避難所への移動等 ⑯ 女性特有の物資（生理用品等）の確保、更衣室等の確保 ⑰ 警察による警戒の要請、警察の避難所巡回、犯罪相談窓口の開設 ⑱ ペットの滞在ルールの確立、ルールに基づくペットの滞在 ⑲ 退所目途の把握、生活再建支援情報の周知、二次避難所（ホテル・旅館）への移動

避難所運営責任者として『各段階ごと、特に重要だと思うこと』は何ですか？』（番号で各段階優先順位・5つ回答）

区　分	実　施　項　目		準備段階	発災当日・２日目	３日目以降
市災害 対策本部 支　部	１ 避難所設置・管理・運営要領の検討 ２ 避難所・福祉避難所等指定・協定 ３ 避難所派遣職員の受入れ要領の確認	❶			
学　校	１ 災対本部の確立、避難所計画の作成 ２ 初動体制、管理体制の移行要領	❷			
自主防会	１ 運営本部の確立、運営計画等の作成 ２ 避難所運営本部の運営要領の検討				
I 運営体制 の確立	① 避難所運営体制の確立 ② 避難所の指定 ③ 初動の具体的な事前想定 ④ 受援体制の確立 ⑤ 在宅避難者対策・ 帰宅困難者　＋α	❸			
II 避難所 の運営	⑥ 避難所運営サイクルの確立 ⑦ 情報の取得・管理・共有、発信 ⑧ 食料・物資管理 ⑨ トイレの確保・整理 ⑩ 衛生的な環境の維持 ⑪ 避難者の健康管理 ⑫ 寝床の改善 ⑬ 衣類の確保・配布 ⑭ 入 浴　＋α	❹			
III ニーズへ の対応 ・ IV 避難所 の解消	⑮ 配慮が必要な方への対応 ⑯ 女性・子供への配慮 ⑰ 防犯対策 ⑱ ペットへの対応 ⑲ 避難所の解消に向けての準備　＋α	❺			

避難所で大切なこと

災害時における情報ニーズの変化

段階	災害発生初期 （発生～２・３日）	静穏期～応急復旧期 （　～　１週間）	復旧期 （　～　１ヶ月）
情報種別	安全に係る情報	生活の維持に係る情報	生活の再建に係る情報
細部情報	①地震・津波等の情報 ②災害の発生状況 ③応急対策の状況 ④二次災害に関する情報（火災、崖崩れ、建物倒壊） ⑤避難勧告・指示の情報 ⑥安否情報 ⑦応急救護所、医療機関の開設状況 ⑧道路・交通規制情報	①ライフライン情報（電気、ガス、電話、水道、下水道等の被害状況と復旧見込み） ②食料、物資等供給情報 ③風呂、店舗等開業状況 ④鉄道・バス等交通機関の運行、復旧見込み情報 ⑤道路情報 ⑥医療機関の活動情報 ⑦治安情報	①住宅情報（応急仮設住宅、空家あっせん等） ②各種相談窓口の開設情報 ③り災証明書の発行情報 ④税・手数料等の減免措置の状況 ⑤災害援護金等の融資情報等

19:45

避難者の欲求の変化とストレス

避難所生活における諸欲求の時間経過にともなう顕在化

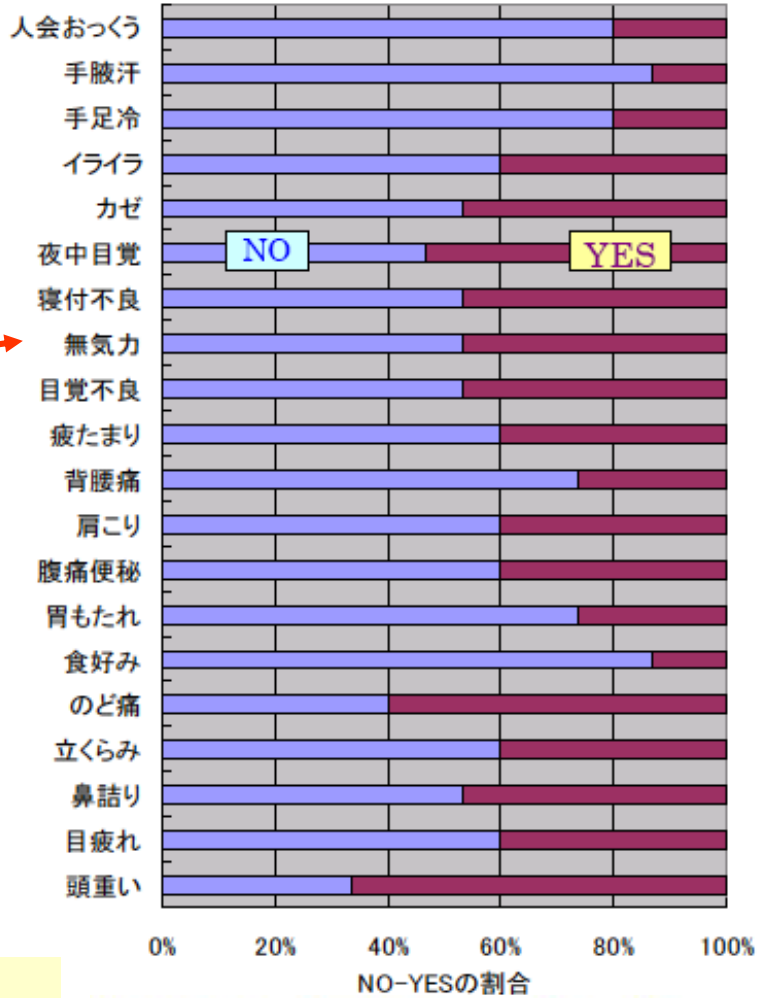

体調・ストレスに関する諸変調の生起状況
(越路西小学校 H16.11.3)

◆ マズローの5段階要求:

- 生理的要求(食欲・睡眠欲等)、安心・安全欲
- 社会的要求(衣・住、仕事、将来の生活への不安、経済問題)

資料源:中村和夫 「避難所生活支援実態の行動科学検討」

マズローの法則

飢餓などの生理的欲求のような低次欲求が満たされて始めて、より高次の欲求を実現していこうとする動機が現れるとし、5つの動機の階層を規定したもの。

→ そもそも人間とは理性3分、感情7分の動物である。

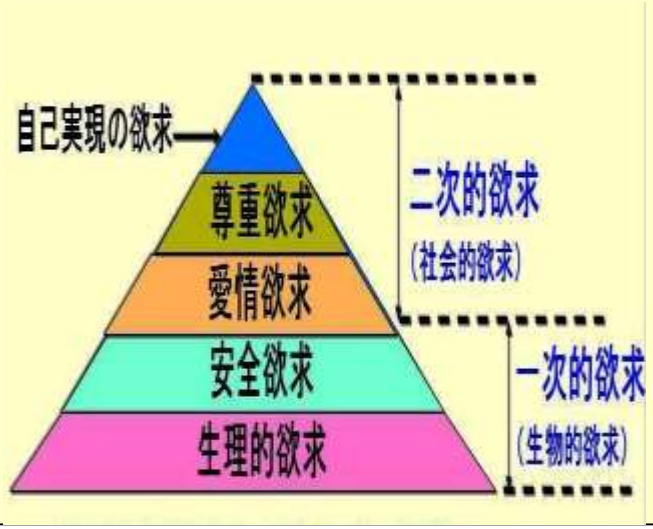

	欲求のレベル	欲　求　の　内　容
社会的欲　求（2次）	自己実現欲求	◎自由、個性、楽しみを求める ◎自分自身を充実させる
	評価・承認欲求	◎他者から注目、評価を受けたい
	所属と愛の欲求	◎自分が属する集団の中で理解され深く受け入れられたい
生物的欲求（1次）	安全への欲求	◎安心・安全を求める
	生存への欲求	◎食欲・睡眠欲を癒す

人間の欲求を理解し、これに応えることも支援者として必要

被災者（避難所）ニーズの変化

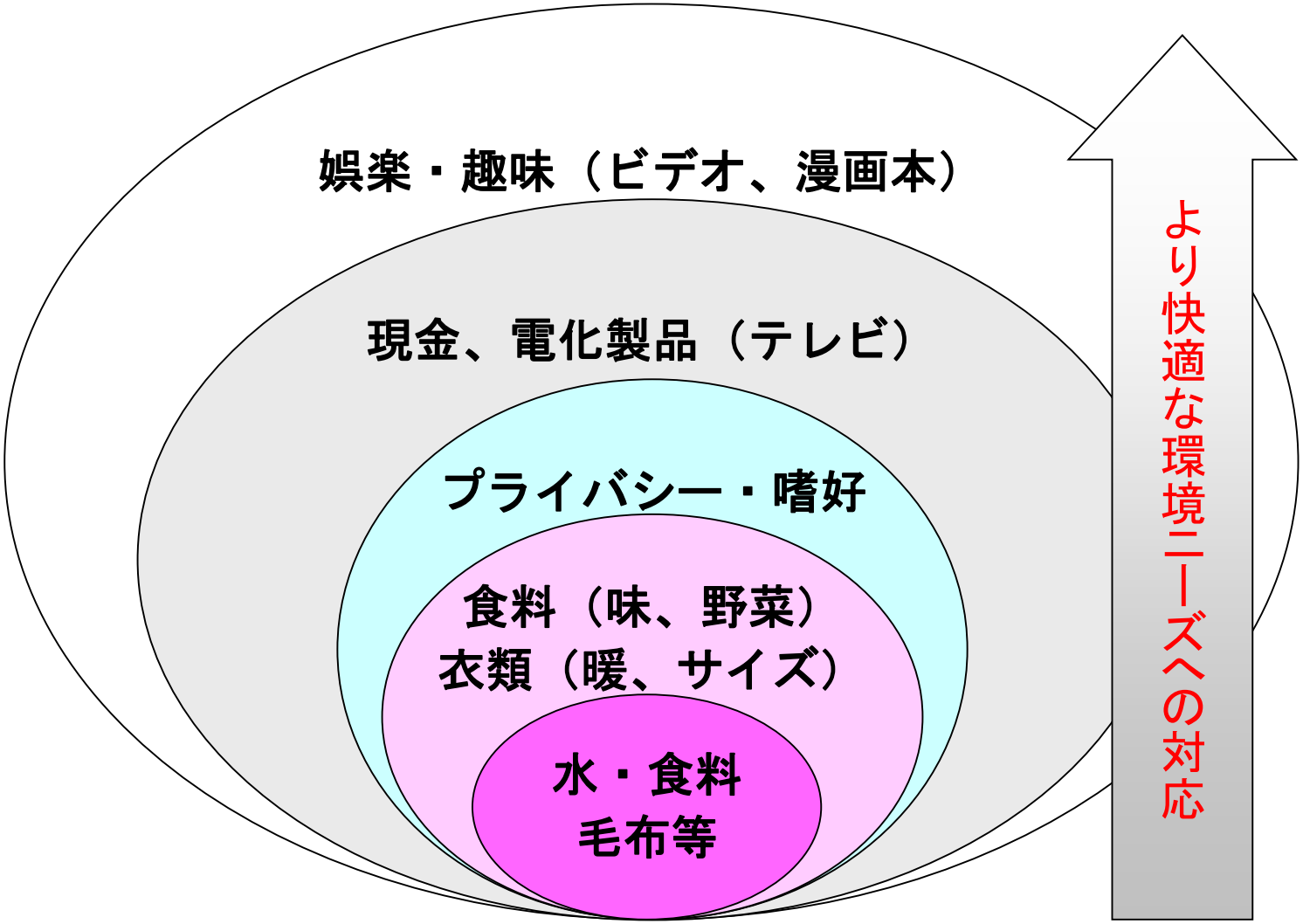

良い避難所・悪い避難所

避難所リーダーとして

- ◉ 鳥の目：幅広い視野
- ◉ 虫の目：きめ細やかさ
- ◉ 魚の目：潮の流れ

マクレガーのＸ理論

１　人間は**生まれつき仕事嫌い**で、できることならしたくないと考える。

２　人間は**強制されなければ**、組織目標を達成するために**力を出さない**。

３　人は命令するよりもされるほうが好きで、かつ**責任を回避**しようとする。

性悪説

マクレガーのY理論

1　仕事で心身を使うのは人間の本性であり、遊びや休憩の場合と同様である。慈悲の心で人に尽くしたい。

2　人間は、自ら求めた目標のためには、自分自身に鞭打って働くものである。

3　問題解決のための創造性を発揮して事にあたる能力は、大抵の人に備わっているものである。

性善説

良い避難所・悪い避難所

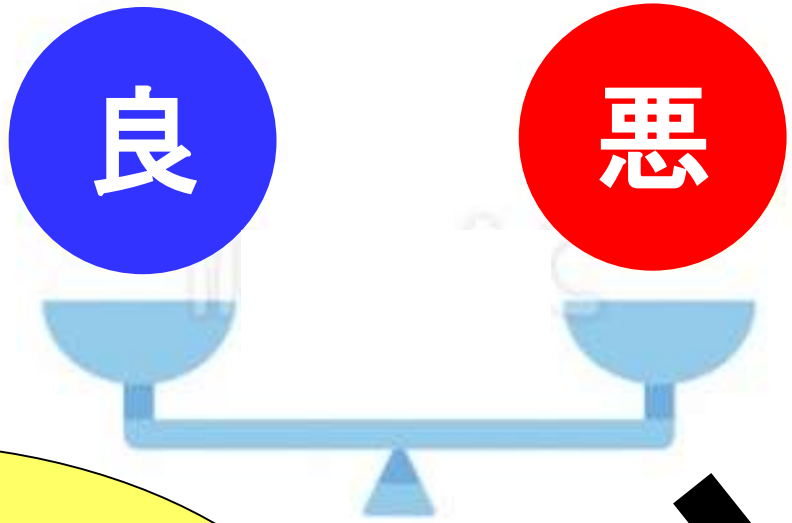

避難所トップの
リーダーシップ

備えあれば憂いなし

居安思危　思則有備　有備無患

安きに居(お)りて危きを思う
思えばすなわち備えあり
備えあれば患い無し

If you prepared, you don’t have to worry.

『 最善を望み、最悪に備えよ！』

Hope for the best and Prepare for the worst.

Q&A

やれることはすべてやったし、手を抜いたことは一度もありません。
常にやれることをやろうとした自分がいたこと、それに対して準備ができたことを誇りに思っています。

資料源:「夢をつかむ　イチロー262のメッセージ」より